

就学事務システム（学齢簿編製等）
標準仕様書
【第 1.0 版】

令和 3 年（2021 年）8 月

目次

第1章	本仕様書について.....	12
1.	背景	13
2.	目的	14
3.	対象	18
4.	本仕様書の内容.....	21
第2章	業務フロー等.....	25
1.	業務フロー	26
2.	ツリー図	51
3.	DFD (Data Flow Diagram).....	54
第3章	機能要件	68
1	管理項目	69
1.1	学齢簿関連データ.....	70
1.2	その他の管理項目.....	83
2	検索・照会・操作.....	90
2.1	学齢簿関連データ.....	91
2.2	照会	95
2.3	操作	98
3	抑止設定	99
4	学齢簿管理	101
4.1	新規就学者登録.....	102
4.2	学齢簿異動	107
4.3	学校の新設・統廃合.....	126
5	発行	127
5.1	通知書等出力.....	128
5.2	名簿出力	133
5.3	学齢簿情報出力.....	134
5.4	成人式案内出力.....	135
5.5	運動会案内出力.....	136
5.6	統計	137
5.7	支援対象・抑止対象.....	140
5.8	不就学	141
5.9	その他	143
6	バッチ	145

7	共通	147
8	エラー・アラート項目	159
第4章	様式・帳票要件	161
4.1	様式・帳票全般	162
4.2	新規就学者登録	177
4.3	学齢簿異動	184
4.4	学校の新設・統廃合	217
4.5	通知書等出力	222
4.6	名簿出力	275
4.7	学齢簿情報出力	276
4.8	成人式案内出力	277
4.9	運動会案内出力	278
4.10	統計	279
4.11	支援対象・抑止対象	281
4.12	不就学	282
4.13	その他	288
第5章	データ要件	289
1.	データ構造	290
2.	文字	292
第6章	連携	307
6.1	就学事務システム（学齢簿編製等）への取込	308
6.2	就学事務システム（学齢簿編製等）からの出力	310
第7章	非機能要件	312
第8章	用語	314

目次（詳細）

第1章 本仕様書について.....	12
1. 背景	13
2. 目的	14
(1) 目指す姿	14
(2) 本仕様書の目的.....	15
3. 対象	18
(1) 対象自治体.....	18
(2) 対象分野	18
(3) 対象項目	18
デジタル社会を見据えた対応.....	19
4. 本仕様書の内容.....	21
(1) 本仕様書の構成.....	21
(2) 標準準拠の基準.....	22
(3) 想定する利用方法.....	22
(4) 本仕様書の改定.....	23
各自治体の調達仕様書の範囲との関係.....	23
第2章 業務フロー等.....	25
1. 業務フロー	26
4.1 学齢簿管理（新規就学者登録）	27
4.1.1 新就学者一括登録.....	27
4.1.2 新就学者確定.....	28
4.2 学齢簿管理（学齢簿異動）	29
4.2.1 転入学・編入学、新就学者異動.....	29
4.2.2 学齢簿の記載事項等の変更.....	30
4.2.3 学校選択制.....	31
4.2.4 就学校の変更.....	32
4.2.5 区域外への就学.....	33
4.2.6 区域外からの就学.....	34
4.2.7 国・私立就学.....	35
4.2.8 進級・卒業.....	36
4.3 学齢簿管理（学校の新設・統廃合）	37
4.3.1 学校の新設・統廃合.....	37
5.1 発行（通知書等出力）	38
5.1.1 入学予定通知書.....	38

5.1.2	学校選択制通知.....	39
5.1.3	健康診断通知書・健康診断票.....	40
5.1.4	入学通知書.....	41
5.1.5	就学校変更満了通知書.....	42
5.1.6	区域外就学満了通知書.....	43
5.2	発行（名簿出力）.....	44
5.2.1	学齢簿.....	44
5.3	発行（学齢簿情報出力）.....	45
5.3.1	学齢簿情報.....	45
5.6	発行（統計）.....	46
5.6.1	人口推計・集計表.....	46
5.7	発行（支援対象・抑止対象）.....	47
5.7.1	支援対象者一覧.....	47
5.7.2	抑止対象者一覧.....	48
5.8	発行（不就学）.....	49
5.8.1	日本人・外国人出入国記録照会.....	49
5.8.2	外国籍児童への就学案内.....	50
2.	ツリー図.....	51
4	学齢簿管理.....	51
5	発行.....	52
3.	DFD (Data Flow Diagram).....	54
4	学齢簿管理.....	54
4.1	新規就学者登録.....	54
4.2.1	転入学・編入学、新就学者異動.....	55
4.2.2	学齢簿の記載事項等の変更.....	56
4.2.3,4,7	学校選択制、就学校の変更、国・私立就学.....	57
4.2.5	区域外への就学.....	58
4.2.6	区域外からの就学.....	59
4.2.8	進級・卒業.....	60
4.3	学校の新設・統廃合.....	61
5	発行.....	62
5.1	通知書等出力.....	62
5.2	名簿出力.....	63
5.3	学齢簿情報出力.....	64
5.6	統計.....	65
5.7	支援対象・抑止対象.....	66

5.8	不就学.....	67
第3章	機能要件	68
1	管理項目	69
1.1	学齢簿関連データ.....	70
1.1.1	児童生徒データの管理.....	70
1.1.2	保護者データの管理.....	72
1.1.3	市町村内学校関連データの管理.....	74
1.1.4	区域外学校関連データの管理.....	76
1.1.5	特別支援学校関連データの管理.....	77
1.1.6	督促関連データの管理.....	78
1.1.7	猶予・免除関連データの管理.....	79
1.1.8	学齢簿変更関連データの管理.....	80
1.1.9	支援対象者関連データの管理.....	80
1.1.10	備考関連データの管理.....	81
1.1.11	メモ関連データの管理.....	81
1.1.12	その他のデータの管理.....	82
1.2	その他の管理項目.....	83
1.2.1	データ変更記録の管理.....	83
1.2.2	入力場所・入力端末.....	84
1.2.3	学齢簿情報の削除.....	84
1.2.4	公印管理.....	84
1.2.5	認証者.....	85
1.2.6	通知書発行履歴の管理.....	85
1.2.7	学区管理.....	86
1.2.8	学校の新設・統廃合.....	86
1.2.9	コード・パラメータ管理.....	86
1.2.10	帳票管理.....	88
1.2.11	健康診断通知書管理.....	88
1.2.12	入学通知書管理.....	89
2	検索・照会・操作.....	90
2.1	学齢簿関連データ.....	91
2.1.1	検索機能.....	91
2.1.2	検索文字入力.....	91
2.1.3	基本検索.....	92
2.2	照会	95
2.2.1	学齢簿照会.....	95

2.2.2	世帯員照会.....	95
2.2.3	異動履歴照会.....	96
2.2.4	通知書発行履歴照会.....	96
2.2.5	漢字文字の照会等.....	96
2.2.6	支援対象者照会.....	97
2.3	操作.....	98
2.3.1	キーボードのみの画面操作.....	98
3	抑止設定.....	99
3.1	異動・発行・照会抑止.....	100
4	学齢簿管理.....	101
4.1	新規就学者登録.....	102
4.1.1	新就学者一括登録.....	102
4.1.1.1	新就学者一括登録.....	102
4.1.1.2	学区.....	102
4.1.1.3	保護者.....	103
4.1.1.4	入学予定者の個別登録.....	104
4.1.1.5	就学予定者の確認.....	104
4.1.2	新就学者確定.....	105
4.1.2.1	入学確定処理.....	105
4.1.2.2	学年.....	105
4.1.2.3	小学校入学者名簿.....	105
4.2	学齢簿異動.....	107
4.2.1	転入学・編入学、新就学者異動.....	107
4.2.1.1	転入者・編入者の異動.....	107
4.2.1.2	二重登録.....	108
4.2.1.3	転入学の通知.....	108
4.2.1.4	編入学の通知.....	109
4.2.2	学齢簿の記載事項等の変更.....	110
4.2.2.1	住民基本台帳異動の自動反映.....	110
4.2.2.2	住基異動者の確認.....	111
4.2.2.3	学齢簿記載内容の変更.....	111
4.2.2.4	学齢簿の消除.....	112
4.2.2.5	不就学・猶予・免除.....	113
4.2.2.6	就学の猶予・免除の通知.....	114
4.2.2.7	学校への通知.....	114
4.2.3	学校選択制.....	114

4.2.3.1	学校選択制度	114
4.2.3.2	抽選機能	115
4.2.3.3	学校選択制の案内	115
4.2.4	就学校の変更	116
4.2.4.1	就学校の変更	116
4.2.4.2	就学校変更の申請	117
4.2.4.3	許可期間の満了	117
4.2.4.4	変更許可の通知	118
4.2.5	区域外への就学	118
4.2.5.1	区域外への就学	118
4.2.5.2	区域外就学の解除	119
4.2.5.3	区域外就学期間の満了	119
4.2.6	区域外からの就学	120
4.2.6.1	区域外からの就学	120
4.2.6.2	区域外就学の申請	120
4.2.6.3	区域外就学協議書	121
4.2.6.4	区域外就学許可の通知	122
4.2.7	国・私立就学	122
4.2.7.1	国・私立就学	122
4.2.7.2	国・私立就学の届出	122
4.2.7.3	学校への通知	123
4.2.7.4	就学通知書の回収	123
4.2.8	進級・卒業	123
4.2.8.1	進級・卒業一括処理	123
4.2.8.2	卒業年月日	124
4.2.8.3	原級留置対象者の把握	124
4.2.8.4	中学校入学者名簿	124
4.2.8.5	就学校変更満了日	125
4.3	学校の新設・統廃合	126
4.3.1	学校の新設・統廃合	126
4.3.1.1	学校の新設・統廃合	126
5	発行	127
5.1	通知書等出力	128
5.1.1	入学予定通知書	128
5.1.2	学校選択制通知	128
5.1.3	健康診断通知書・健康診断票	129

5.1.4	入学通知書.....	130
5.1.5	就学校変更満了通知書.....	131
5.1.6	区域外就学満了通知書.....	131
5.2	名簿出力	133
5.2.1	学齢簿.....	133
5.3	学齢簿情報出力.....	134
5.3.1	学齢簿情報.....	134
5.4	成人式案内出力.....	135
5.4.1	成人式案内.....	135
5.5	運動会案内出力.....	136
5.5.1	運動会案内.....	136
5.6	統計	137
5.6.1	人口推計・集計表.....	137
5.6.1.1	学区・地域別人口統計表	137
5.6.1.2	学区・学校・地域別集計表（小学校）	137
5.6.1.3	学区・学校・地域別集計表（中学校）	138
5.6.1.4	教育人口等推計表	139
5.7	支援対象・抑止対象.....	140
5.7.1	支援対象者一覧.....	140
5.7.2	抑止対象者一覧.....	140
5.8	不就学	141
5.8.1	日本人・外国人出入国記録照会.....	141
5.8.2	外国籍児童への就学案内.....	142
5.9	その他	143
5.9.1	学区別児童生徒一覧.....	143
5.9.2	外国籍児童一覧.....	143
5.9.3	外国籍生徒一覧.....	143
5.9.4	各種通知書発送者文字切れリスト.....	144
6	バッチ	145
6.1	バッチ処理.....	146
7	共通	147
7.1	EUC 機能ほか.....	148
7.2	アクセスログ管理.....	150
7.3	操作権限管理.....	152
7.4	操作権限設定.....	153
7.5	ヘルプ機能.....	154

7.6	中間標準レイアウト仕様での出力.....	155
7.7	印刷.....	156
7.8	文書番号及び発行年月日.....	157
7.9	公印・職名の印字.....	157
7.10	文字溢れ対応.....	158
8	エラー・アラート項目.....	159
8.1	エラー・アラート項目.....	160
第4章	様式・帳票要件.....	161
4.1	様式・帳票全般.....	162
4.1.1	様式・帳票全般.....	162
4.1.2	通知書の標準レイアウト.....	167
4.1.3	一覧表の共通項目.....	175
4.1.4	発送者一覧の共通項目.....	176
4.2	新規就学者登録.....	177
4.2.1	小学校就学予定者一覧.....	177
4.2.2	保護者情報チェック一覧表.....	177
4.2.3	保護者警告チェックリスト.....	177
4.2.4	異動通知書.....	177
4.2.5	学齢簿異動者一覧.....	183
4.2.6	小学校入学者名簿.....	183
4.3	学齢簿異動.....	184
4.3.1	転入学通知書.....	184
4.3.2	編入学通知書.....	188
4.3.3	同一人リスト.....	188
4.3.4	住基異動者リスト.....	188
4.3.5	就学猶予・免除通知書.....	189
4.3.6	就学校変更申請書.....	193
4.3.7	就学校変更許可通知書.....	197
4.3.8	就学校変更者一覧.....	201
4.3.9	区域外就学者一覧.....	201
4.3.10	区域外就学申請書.....	201
4.3.11	区域外就学協議書.....	205
4.3.12	区域外就学承諾書.....	209
4.3.13	区域外就学許可通知書.....	213
4.3.14	中学校入学者名簿.....	216
4.3.15	原級留置対象者一覧.....	216

4.4	学校の新設・統廃合	217
4.4.1	新設校・廃校に伴う入学通知書	217
4.4.2	新設校・廃校に伴う入学通知書発送者一覧	221
4.4.3	各種通知書発送者文字切れリスト	221
4.5	通知書等出力	222
4.5.1	入学予定通知書	222
4.5.2	入学予定通知書発送者一覧	226
4.5.3	学校選択制案内書	226
4.5.4	学校選択制案内書発送者一覧	230
4.5.5	学校選択制調査書（小学校）	230
4.5.6	学校選択制調査書（中学校）	234
4.5.7	健康診断通知書	237
4.5.8	健康診断通知書発送者一覧	243
4.5.9	健康診断票	243
4.5.10	健康診断予備調査票	247
4.5.11	健康診断結果通知書	251
4.5.12	健康診断結果通知書発送者一覧	255
4.5.13	小学校入学通知書	255
4.5.14	小学校入学通知書発送者一覧	262
4.5.15	中学校入学通知書	262
4.5.16	中学校入学通知書発送者一覧	267
4.5.17	就学校変更満了通知書	267
4.5.18	就学校変更満了通知書発送者一覧	271
4.5.19	区域外就学満了通知書	271
4.5.20	区域外就学満了通知書発送者一覧	274
4.6	名簿出力	275
4.6.1	学齢簿（単票）	275
4.7	学齢簿情報出力	276
4.7.1	学齢簿情報（学齢簿の一覧情報）	276
4.8	成人式案内出力	277
4.8.1	成人式案内	277
4.8.2	成人式案内送付一覧	277
4.9	運動会案内出力	278
4.9.1	運動会案内	278
4.9.2	運動会案内送付一覧	278
4.10	統計	279

4.10.1	学区・地域別人口統計表.....	279
4.10.2	学区・学校・地域別集計表（小学校）.....	279
4.10.3	学区・学校・地域別集計表（中学校）.....	279
4.10.4	教育人口等推計表.....	280
4.11	支援対象・抑止対象.....	281
4.11.1	支援対象者一覧.....	281
4.11.2	抑止対象者一覧.....	281
4.12	不就学.....	282
4.12.1	日本人・外国人出入国記録照会書.....	282
4.12.2	日本人・外国人出入国記録照会書発送者一覧表.....	286
4.12.3	外国籍児童への就学案内.....	286
4.13	その他.....	288
4.13.1	学区別児童生徒一覧.....	288
4.13.2	外国籍児童一覧.....	288
4.13.3	外国籍生徒一覧.....	288
第5章	データ要件.....	289
1.	データ構造.....	290
2.	文字.....	292
第6章	連携.....	307
6.1	就学事務システム（学齢簿編製等）への取込.....	308
6.1.1	地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携.....	308
6.1.2	他業務照会.....	308
6.2	就学事務システム（学齢簿編製等）からの出力.....	310
6.2.1	地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携.....	310
6.2.2	学齢簿連携.....	310
第7章	非機能要件.....	312
第8章	用語.....	314

第 1 章 本仕様書について

1. 背景

地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するためには、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促し、自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ICTやAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることが重要となる。

更に「新経済・財政再生計画改革工程表」においては、就学に係る業務支援システムは、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省会議」の方針等を踏まえ、速やかに自治体における業務プロセスやシステム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築し、その後、住民記録システムの成果を反映し、標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進めることが示されている。

地方自治体システムは、これまで各自治体で独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理等を各自治体が個別に対応せざるを得なかったが、今後はクラウド導入等を通じたシステム標準化・共有化や業務プロセスの見直しにより、職員の業務負担軽減やシステム構築・維持費等の削減を考えなければならない。

そのような背景を踏まえ、地方自治体における学齢簿編製・管理業務を行う就学事務システム（以下「就学事務システム（学齢簿編製等）」という。）や業務プロセスの調査等を行い、自治体における就学事務システム（学齢簿編製等）のカスタマイズを抑制しつつ、システムの共同化や自治体クラウドの推進に資する標準仕様書を作成することとする。

就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書（以下「本仕様書」という。）は、5回の有識者検討会及び市町村・ベンダへのヒアリング・意見照会を経て、策定されたものである。

2. 目的

(1) 目指す姿

本仕様書が目指す姿は、

「自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、システムの発注・維持管理等を各自治体が個別に対応せざるを得ず、人的・財政的負担が生じている。就学事務システム（学齢簿編成等）の標準化で目指す姿は、クラウド上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は原則としてカスタマイズせずに利用することで、システム構築・維持費等を削減し、職員の業務負担を軽減して業務が行える姿」

とする。各主体にとってのシステム標準化のメリットは以下に示すとおりであり、標準仕様書を作成することで、システムの共同化や自治体クラウドの推進に資することを目的とする。

(ア)保護者等のサービス利用者

自治体に対して異なる手続で実施していた申請等が統一的に実施可能となり、手続の簡素化や合理化が実現する。

(イ)自治体

限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、自治体のシステム調達等の業務及び調整に係るコストが減少し、本来自治体職員が行うべき業務に人材を充当できるようになる。また、財政面においては、カスタマイズの抑制、システムの共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理の費用を削減する。

(ウ)ベンダ

個別のカスタマイズ要望が減ることにより、個別自治体との調整やカスタマイズのためのプログラミングの負担が減少し、人口減少下で稀少化するシステムエンジニアの人員を AI・RPA 等の攻めの分野に投入し、創意工夫により競争することが可能となる。

(2) 本仕様書の目的

我が国の自治体が中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、住民サービスの維持・向上を続けるためには、共同クラウド化・広域クラウド化等を通じた自治体の職員負担の削減、ベンダの負担の削減やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の財政負担の削減を進める必要がある。また、デジタル社会において実現・普及する技術を取り入れることで、自治体は、デジタル社会に対応した住民サービスを提供することが求められる。

それを実現する手段として、システムの標準化を進めることとし、その基礎となる標準仕様書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現する。

(目的1) カスタマイズを原則不要にする

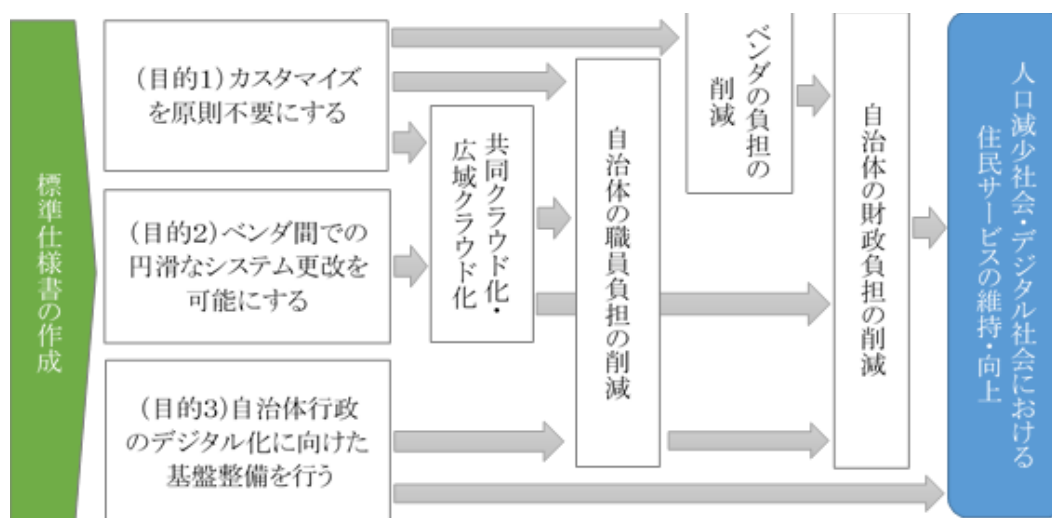
今あるカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは標準的に実装すべき機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは実装しない機能とすることで、「人口規模が大きな自治体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズなしで支障なく業務が行える」ようにして、カスタマイズを原則不要にする。

(目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする

ベンダ間共通の標準装備すべき機能やデータの標準等を定めることで、ベンダ移行時の円滑なシステム更改を可能にする。

(目的3) 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

デジタル社会に必要な機能のうち現段階で普遍的に有用性が認められるものを搭載することで、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。



具体的には、目的1（カスタマイズを原則不要にする）に関して、現時点で実装されているカスタマイズのうち、標準的に実装すべき機能と実装しない機能の仕分けを行うことにより、

- ・カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・ベンダ間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減
- ・自治体間の調整コストの削減による、自治体間のシステム共同化の円滑化
- ・カスタマイズについてのシステムエンジニアのプログラミングの負担の削減

を、目的2（ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする）に関して、異なるベンダ間において、データの標準や、標準装備すべき機能を定めることにより、

- ・ 現在、ベンダが異なる自治体間も含めた共同クラウド化・広域クラウド化
- ・ ベンダロックインの防止による健全な競争の促進

を、目的3（自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う）に関して、デジタル社会に必要な機能を搭載することにより、

- ・ 住民の利便性向上
- ・ 自治体のデータ入力負担の削減

を目指している。

3. 対象

(1) 対象自治体

本仕様書の対象自治体は、全ての市町村とする。

なお、本仕様書における「市町村」の区とは、特別区のことであるが、法令で指定都市の区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長とみなされる場合は、法令と同様の扱いとする。ただし、本文中の各項目に記載のとおり、指定都市のみ異なる要件としているものもある。

(2) 対象分野

本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様 V3.6 における就学ユニットの「20.1 学齢簿管理」「20.2 発行」を対象とする。

これは概ね学齢簿編製制度上の事務として、学校教育法施行規則第 30 条に則るものとする。加えて、出入国管理及び難民認定法改正に基づく外国籍の項目、特別支援学校の副籍の管理など、学校教育法施行規則第 30 条に含まれない事項も、本仕様書において実装すべき機能として位置付けているものもある。

本仕様書では、標準仕様書の作成の目的として、「今あるカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは標準機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは盛り込まないことで、『標準準拠パッケージであればカスタマイズなしで支障なく業務が行える』ようにして、カスタマイズを原則不要にする」ことを挙げている。そのため、各自治体における就学事務システム（学齢簿編成等）の実態を踏まえ、制度上の事務以外の機能であったとしても、就学事務システム（学齢簿編成等）の中で一体的に処理されることについて普遍的に有用性が認められるものであれば、実装すべき機能として盛り込むこととした。また逆に、他機能で代替できるものや、デジタル社会を見据えた場合に紙で業務を行うことを前提としたもの等については、実装しない機能として整理した。

(3) 対象項目

本仕様書では、以下の項目について規定する。

- ・機能要件（第 3 章）
- ・様式・帳票要件（第 4 章）
- ・データ要件（第 5 章）（※）

- ・連携要件（第6章）（※）
- ・非機能要件（第7章）（※）

※データ要件、連携要件及び非機能要件については、地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（デジタル庁設置後はデジタル庁）が、制度を所管する各府省及び関係団体の協力を得て詳細化する。

以下の項目については原則として規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になっている場合等についてはこの限りでない。

- ・画面要件
- ・ヘルプやガイドの具体的内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能

このうち、機能要件、様式・帳票要件及び連携要件は、カスタマイズの発生源になっている部分であるため、「2（2）本仕様書の目的」に示した目的1（カスタマイズを原則不要にする）から本仕様書の対象とすることとした。また、機能要件、データ要件及び連携要件は、ベンダ間での円滑なシステム更改を阻害している部分であるため、目的2（ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする）から本仕様書の対象とすることとした。さらに、目的3（自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う）から、デジタル社会に必要な機能については、これらの要件の中に反映した。

なお、様式・帳票要件では、就学事務システム（学齢簿編成等）を標準化するという観点から、多くの自治体において就学事務システム（学齢簿編成等）から出力する様式・帳票（例：通知書）について規定することとし、多くの自治体において就学事務システム（学齢簿編成等）から出力するとは限らない様式・帳票については規定しないこととした。

デジタル社会を見据えた対応

本仕様書は、これからのデジタル社会においてあるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を視野に標準を設定するとしつつも、これからのデジタル社会においてあるべき姿にそのまま即したのものには必ずしもなっていない。例えば、本仕様書において、様々な紙の証明書について規定しているが、バックヤードのデータ連携が進めば、今後、必要性が低下していくものと考えられる。また、データ構造や文字についても、直ちにあるべき姿に移行するとせずに、経過措置を設けている。

また、これからのデジタル社会を見据えれば、実務やシステムの前提となる制度自体を見直すべきという考え方もあり得る。しかし、そうした制度自体の検討については、一朝一夕にできるものではなく、今回、制度自体の見直しも含めて検討するとすれば、標準化の実現が更に先に延びることになる。また、標準仕様書は、その性質上、多くの自治体に採用され

て初めて本来の意味での標準となるものであることから、あまりにも現在の実務から乖離した仕様書となれば、多くの自治体にとって採用することが困難となり、実効性が失われる。

そこで、本仕様書としては、電子化・ペーパーレス化も含め、これからのデジタル社会においてあるべき姿を視野に入れつつ、現行制度の下で、多くの自治体が支障なく対応できるものについて、できる限り盛り込むこととした。

他方、デジタル社会を見据え、様々な社会環境の変化に対応するためには、本仕様書の作成後、実務やシステムの前提となる制度を随時見直していくことが重要であり、制度の見直しとともに本仕様書を改定していくことが求められる。

4. 本仕様書の内容

(1) 本仕様書の構成

第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容について記載している。

第2章では、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能するのかについて自治体及び事業者の共通理解を促すため、それらに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示した業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローに寄せることで、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

また、第2章ではツリー図についても併せて示している。ツリー図は、第3章で規定する機能要件の構成が、必要な機能を網羅しているかを俯瞰的に把握するために示す。機能要件の1節を1枚のツリー図で記載することで視認性を向上させるとともに、APPLICの業務アプリケーションユニット仕様など、他の仕様との比較も容易になる。DFDについては、第3章で規定する機能要件がどのようなデータを入出力するか、こういった外部組織及びシステムと関連を有するかを視覚的に把握するために示している。このため、DFDに記載する範囲は機能要件の構成と一致させ、機能要件の1節を1枚のDFDで記載しており、業務上は一つの事務手続の中で連続して実行される機能でも、DFD上では分離されている場合がある。

第3章、第4章、第5章、第6章及び第7章では、それぞれ、就学事務システム（学齢簿編製等）が備えるべき機能要件、様式・帳票要件、データ要件、連携要件及び非機能要件について記載している。「(2) 標準準拠の基準」にあるように、これらの章が、パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準となるものであり、言わば本仕様書の本体部分である。

第8章では、本仕様書において用いている用語について、解釈の紛れがないよう、定義している。

(2) 標準準拠の基準

本仕様書の対象は地域情報プラットフォーム標準仕様 V3.6 における就学ユニットの「20.1 学齢簿管理」「20.2 発行」を対象とする。また学齢簿編製制度上の事務として、学校教育法施行規則第 30 条に則るものとする。加えて、出入国管理及び難民認定法改正に基づく外国籍の項目、特別支援学校の副籍の管理など、学校教育法施行規則第 30 条に含まれない事項も、本仕様書において実装すべき機能として位置付けているものもある。この対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】【実装しない機能】【実装してもしなくても良い機能】の 3 類型に分類した。可能な限り 3 類型のいずれに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第 3 章、第 4 章及び第 5 章に規定する【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】及び分類されていない機能をいずれも実装しないことが必要である。ただし、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行についてあらかじめ公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、実装しなくても、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。

また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3 (1) 対象自治体」で示した指定都市、中核市等及び一般市町村の類型ごとに判断される。特に明記しない限り、3 類型全てに当てはまる要件として記載しており、必要に応じて、「指定都市においては、～～」、「(一般市町村においては、実装してもしなくても良い。)」のように記載している。

なお、実装すべき機能には、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用しなくてもよい機能があり、各機能を使用するか否かは個別に選択することが可能である。

(3) 想定する利用方法

本仕様書については、

- ・各ベンダが、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS) の利用環境 (「(仮称) Gov-Cloud」) 上において、本仕様書に準拠しているシステムを提供し、
- ・各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用することが推奨される。

自治体においては、人口減少による労働力の供給制約の中、システムについて十分な知見がなくても、負担なくシステムを利用できる必要があり、自治体としては、改めて本仕様書に示した個別の要件を一々提示して RFI (request for information) や RFP (request for proposal)、更には Fit & Gap 分析を行って調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズをすることなく利用できることを想定している。自治体クラウドを検討する際にも、自治体内・自治体間で一から検討することなく、本仕様書に準拠しているパッケージシステムを共同利用することを前提に検討することが可能となることを想定している。

また、本仕様書は、文部科学省のほか、指定都市を含む 6 市町村、また、100 以上の自治体に対して就学事務システム（学齢簿編製等）の納入実績がある 10 ベンダを含む関係者の関与の下、人口規模に応じて、本仕様書における機能さえあればカスタマイズなしで支障なく業務が行えるように、実装すべき機能と実装しない機能をその理由とともに整理したものである。そのため、自治体内での検討や自治体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能と異なる機能が必要ではないかという議論があった場合、限られた人員、財源の中で、果たして当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、という観点から、本仕様書に記載した内容から必要／不要の整理を判断するための参照資料となることも想定している。

（４）本仕様書の改定

本仕様書については、制度改正時のほか、自治体やベンダからの創意工夫によるシステムの機能改善等の提案がある場合や、新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展等がみられる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。とりわけ、制度改正により本仕様書を改正する必要がある場合は、制度の施行時期を勘案して改定する。改定後の本仕様書に基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修することにより、制度改正等のたびごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなると想定される。

各自治体の調達仕様書の範囲との関係

本仕様書を用いることにより、学齢簿編製事務を運用することは可能であり、本仕様書の対象範囲については本仕様書に記載された内容で調達する必要がある。

しかしながら、各自治体においては、本仕様書の対象範囲外の機能や地域情報プラットフォームの別ユニットと併せて調達すること、また本仕様書に規定されていない非機能要件を設けること等も想定され、各自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しないと考えられる。この場合においても、各自治体の情報システムの調達において、

本仕様書の範囲の業務について本仕様書に記載された内容で調達する限りにおいては、このような対応も許容される。

※ 例えば、オールインワンパッケージを採用している自治体は、住民情報や税務等の分野も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異なることは差し支えない。

第2章 業務フロー等

1. 業務フロー

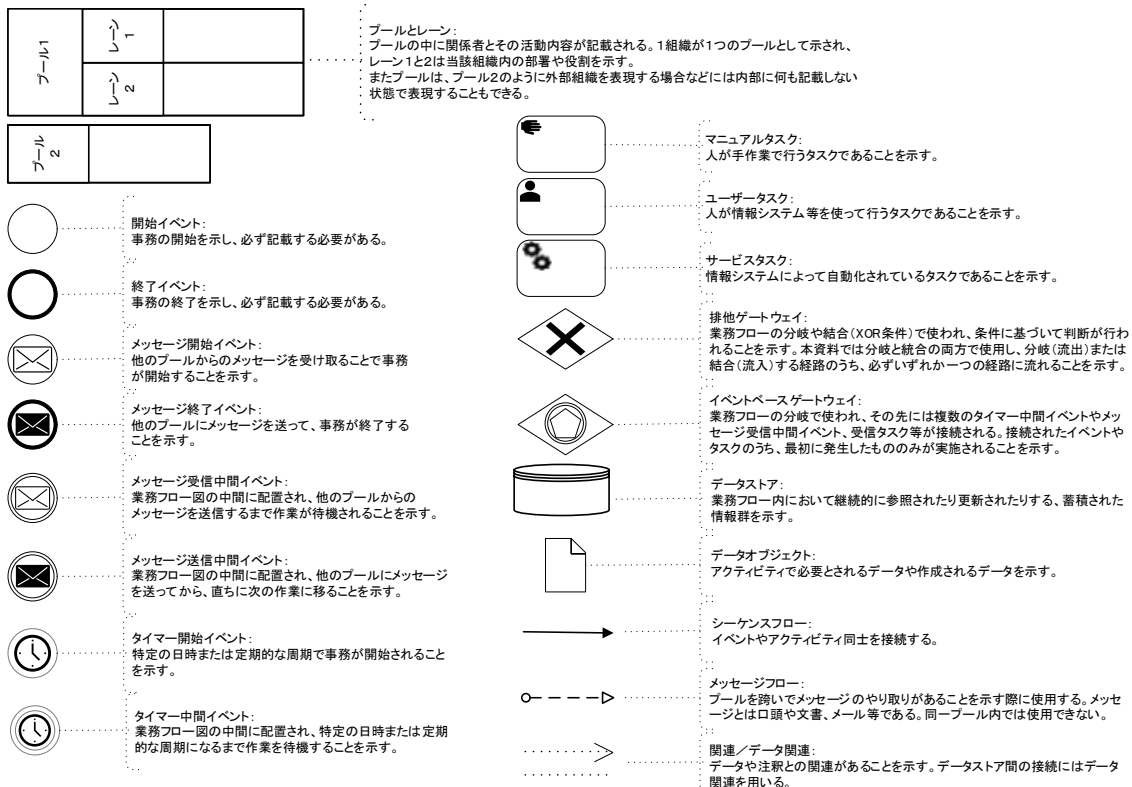
本仕様書に業務フローを記載する目的は、本仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、自治体及び事業者による共通理解を促すことである。

本仕様書に記載する業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではない。ただし、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に記載する業務フローに改め、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

本業務フローの作成に当たっては、地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」（平成 27 年 3 月）を参考に、表記方法の国際標準である BPMN（Business Process Model and Notation）の手法を用いて記述した。

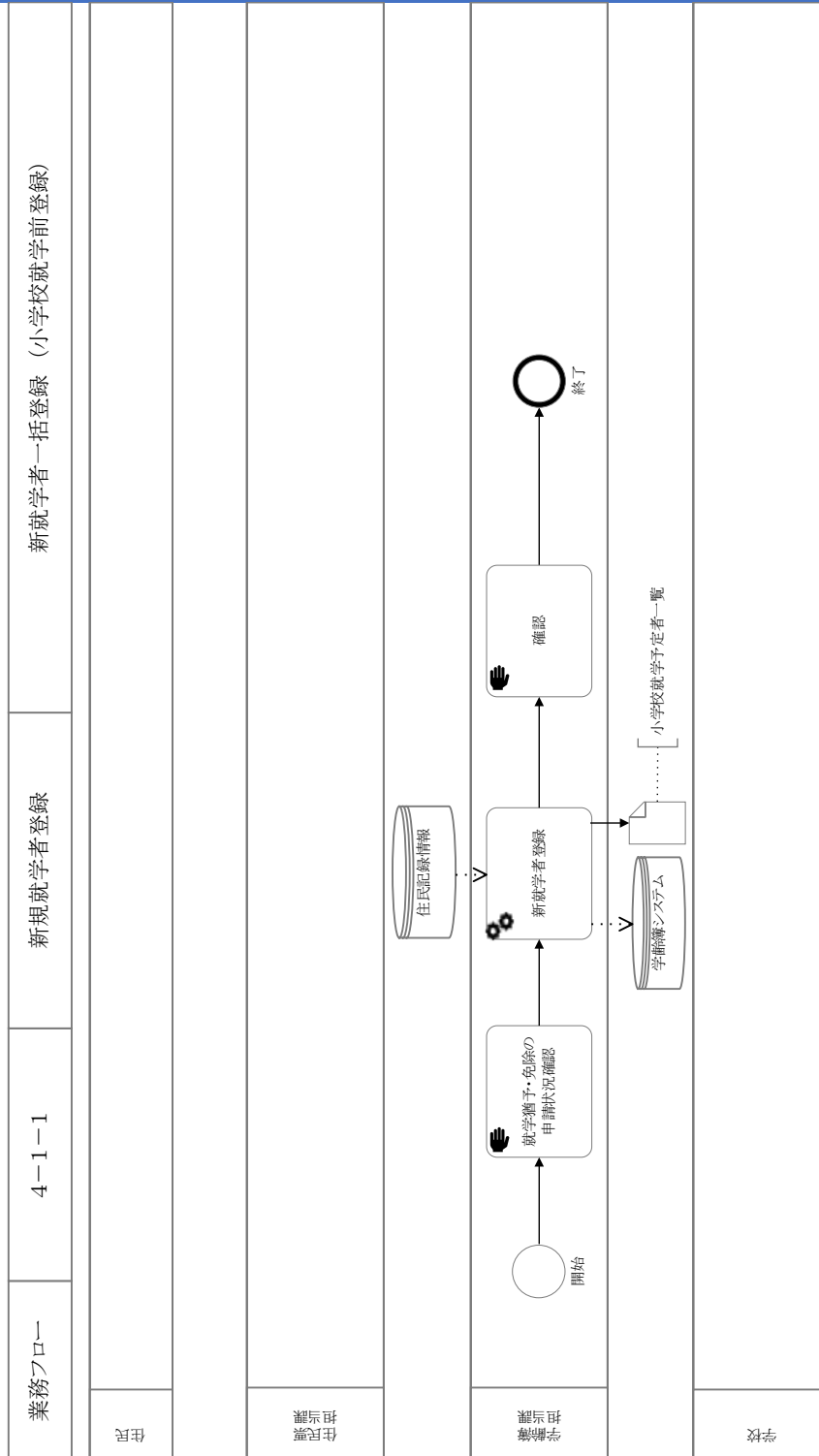
なお、本章（第 2 章 業務フロー等）の見出しの番号は、次章（第 3 章 機能要件 第 4 節 学齢簿管理 及び 第 5 節 発行）の見出しの番号（通し番号）と合致している。

BPMN 凡例

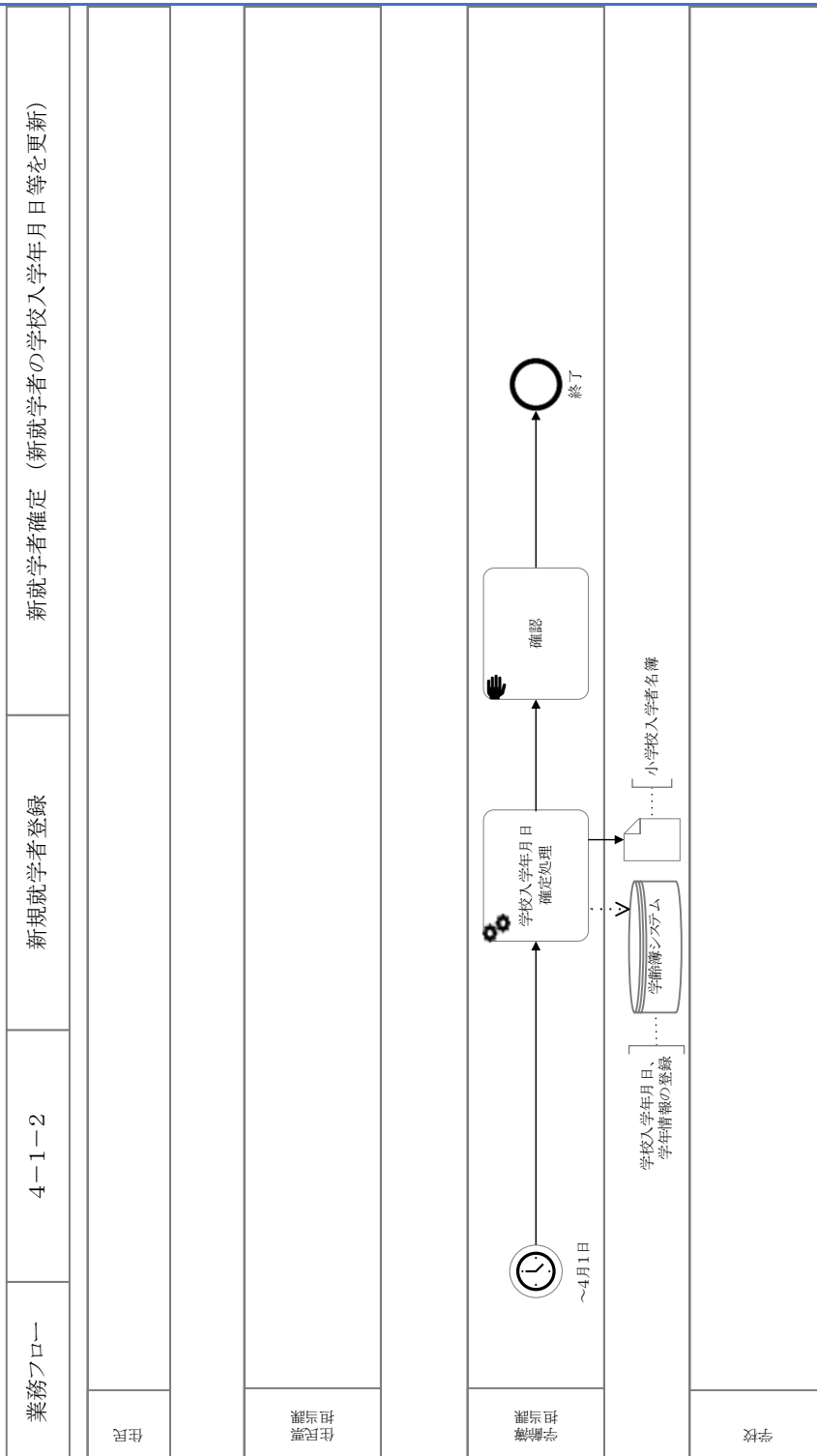


4.1 学齡簿管理（新規就学者登録）

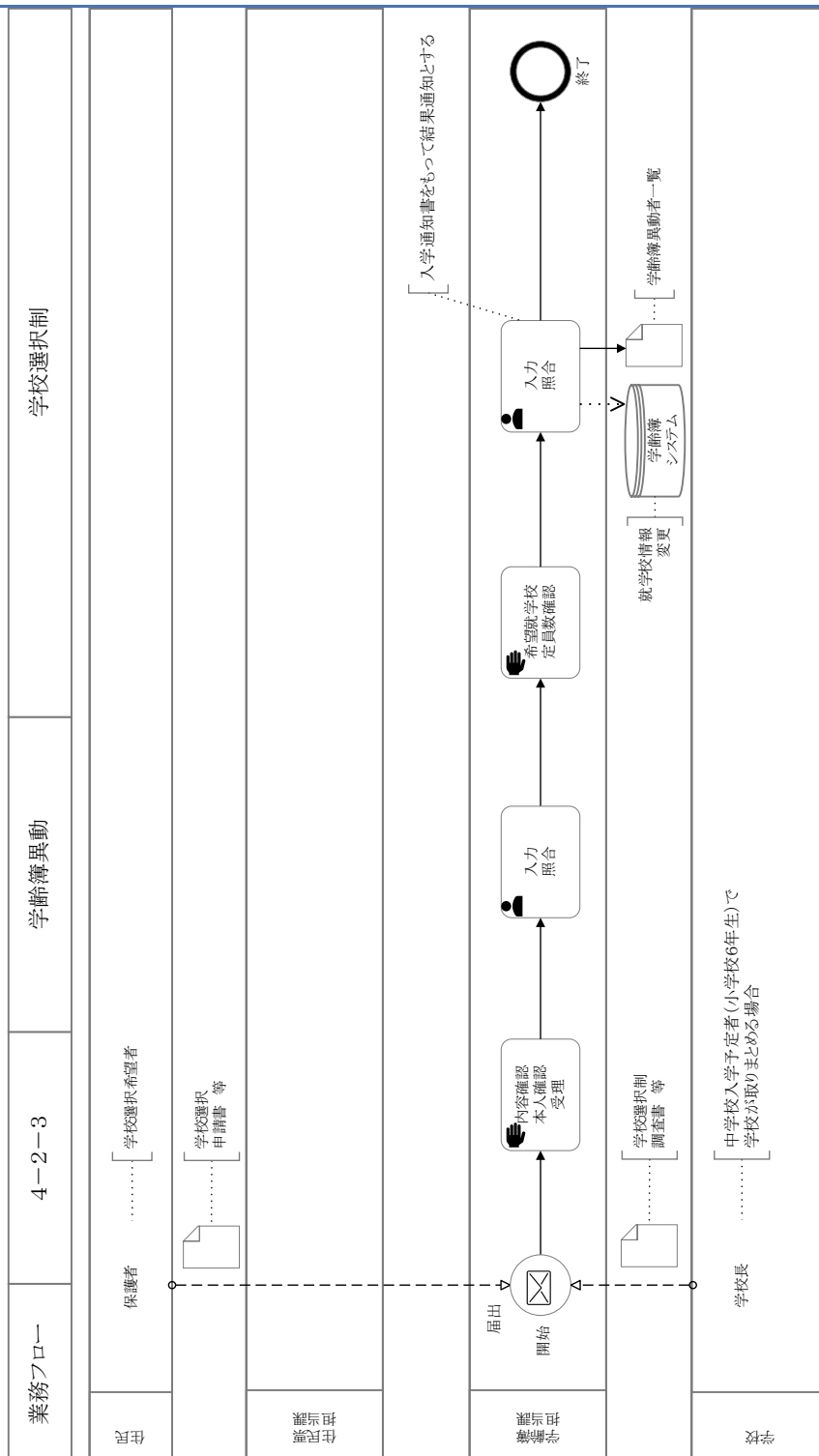
4.1.1 新就学者一括登録



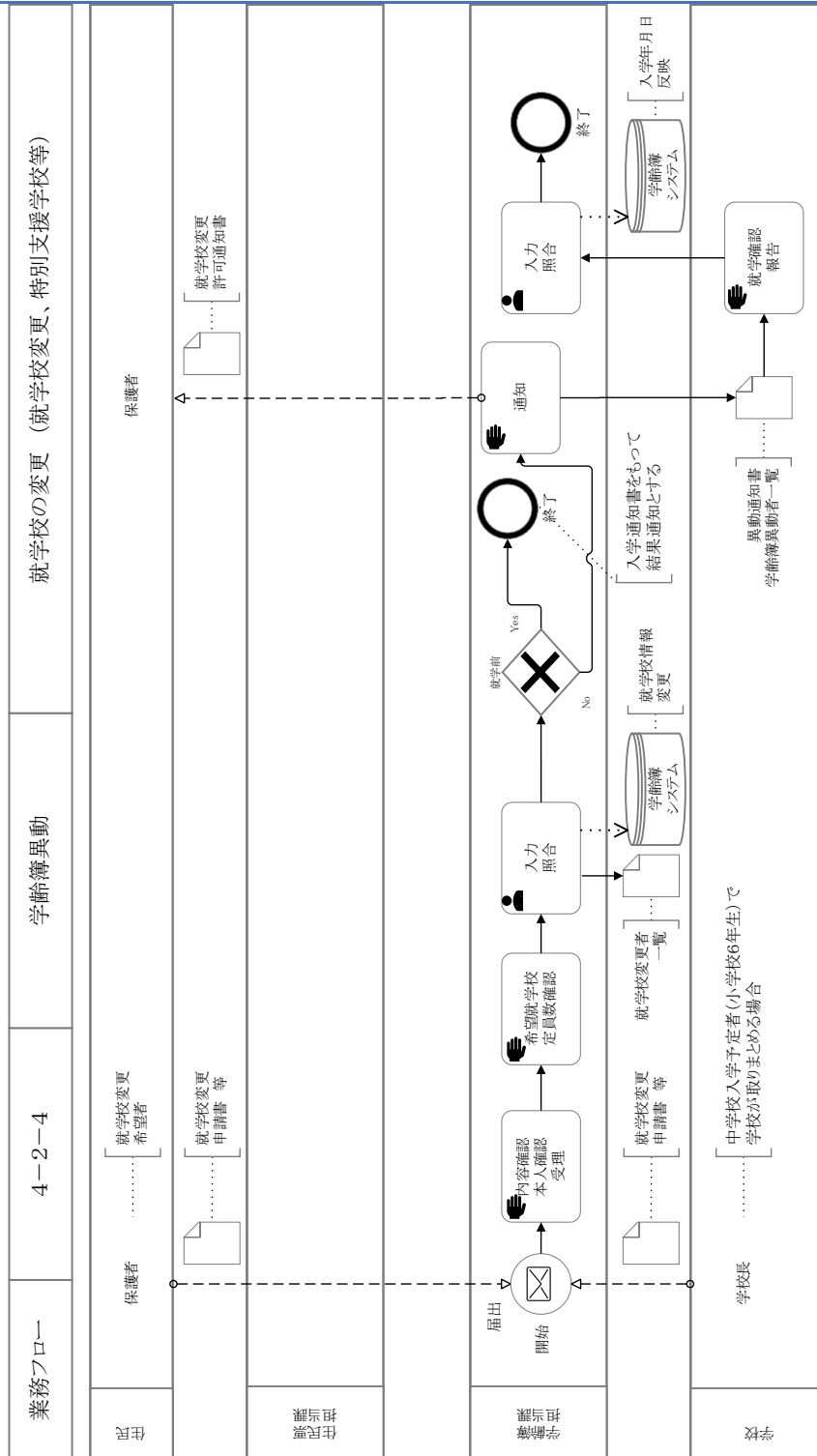
4.1.2 新就学者確定



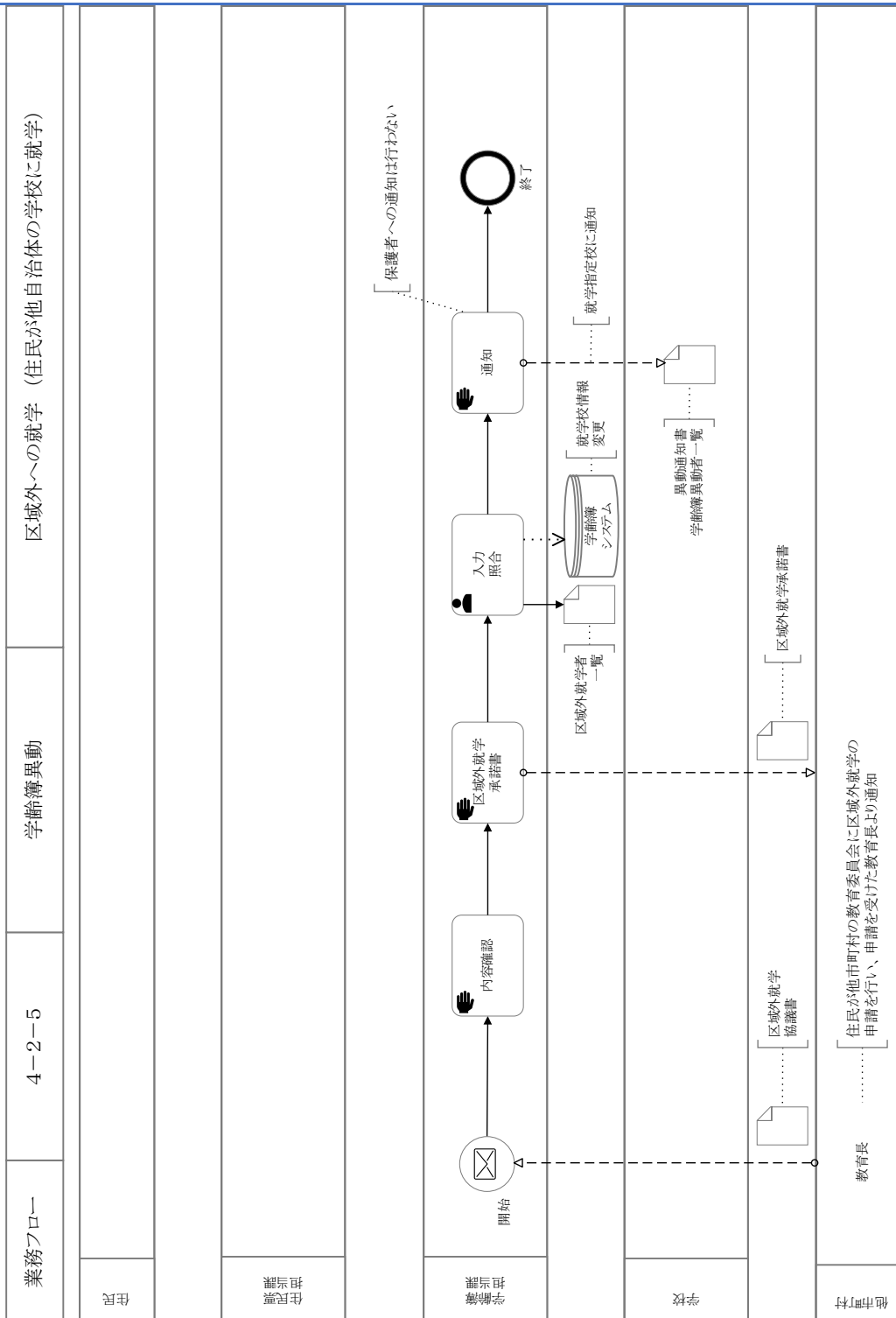
4.2.3 学校選択制



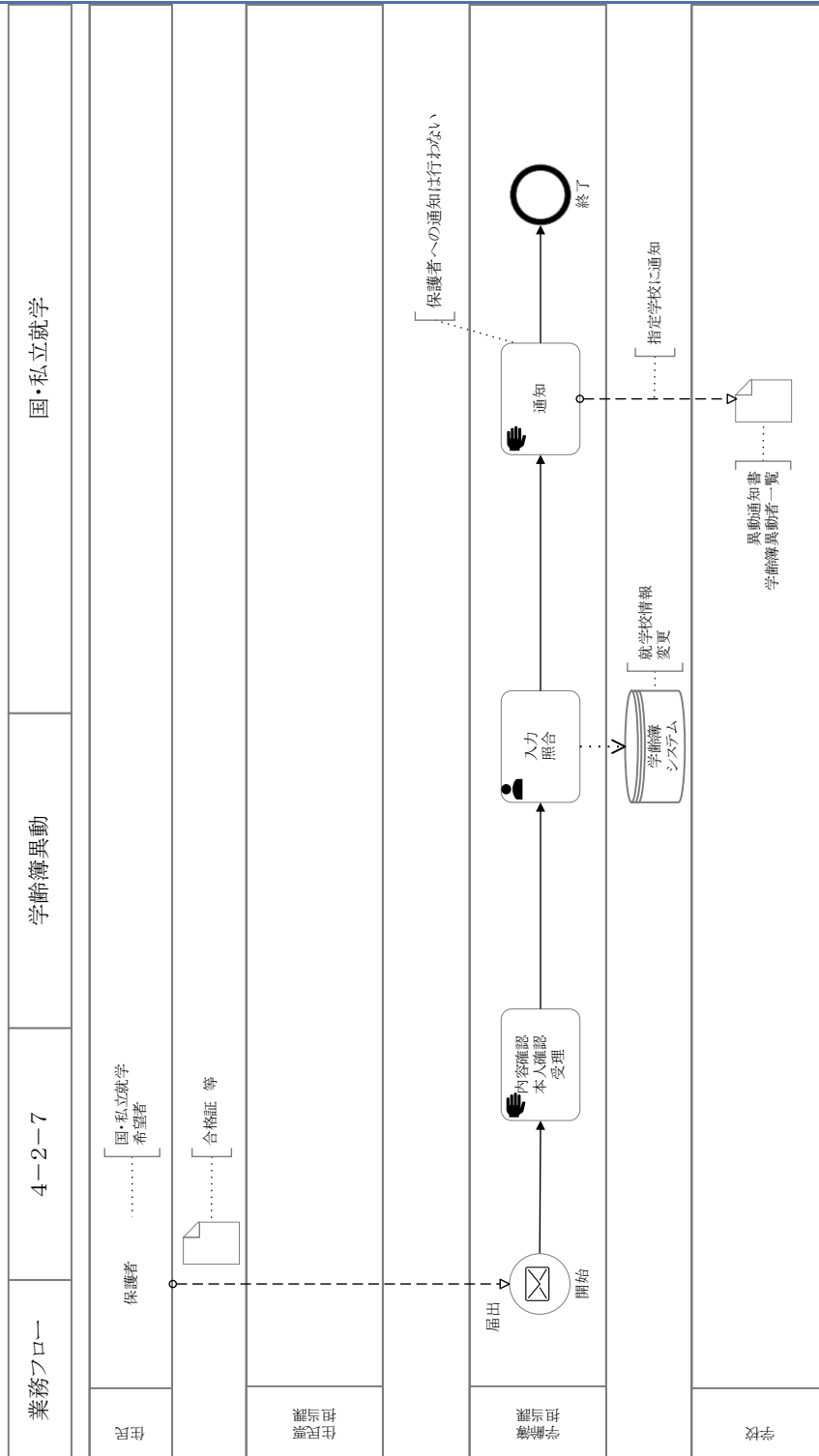
4.2.4 就学校の変更



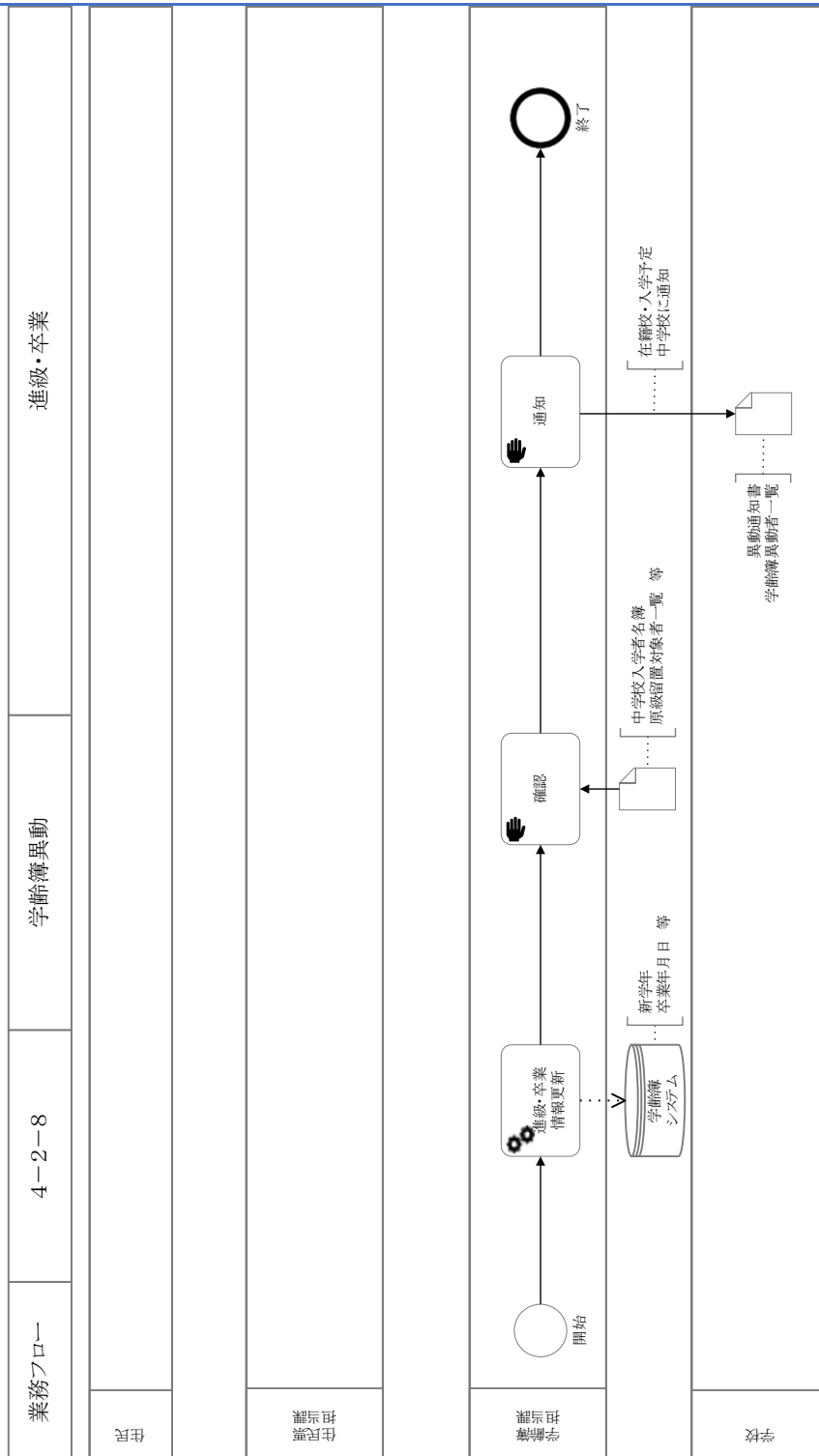
4.2.5 区域外への就学



4.2.7 国・私立就学

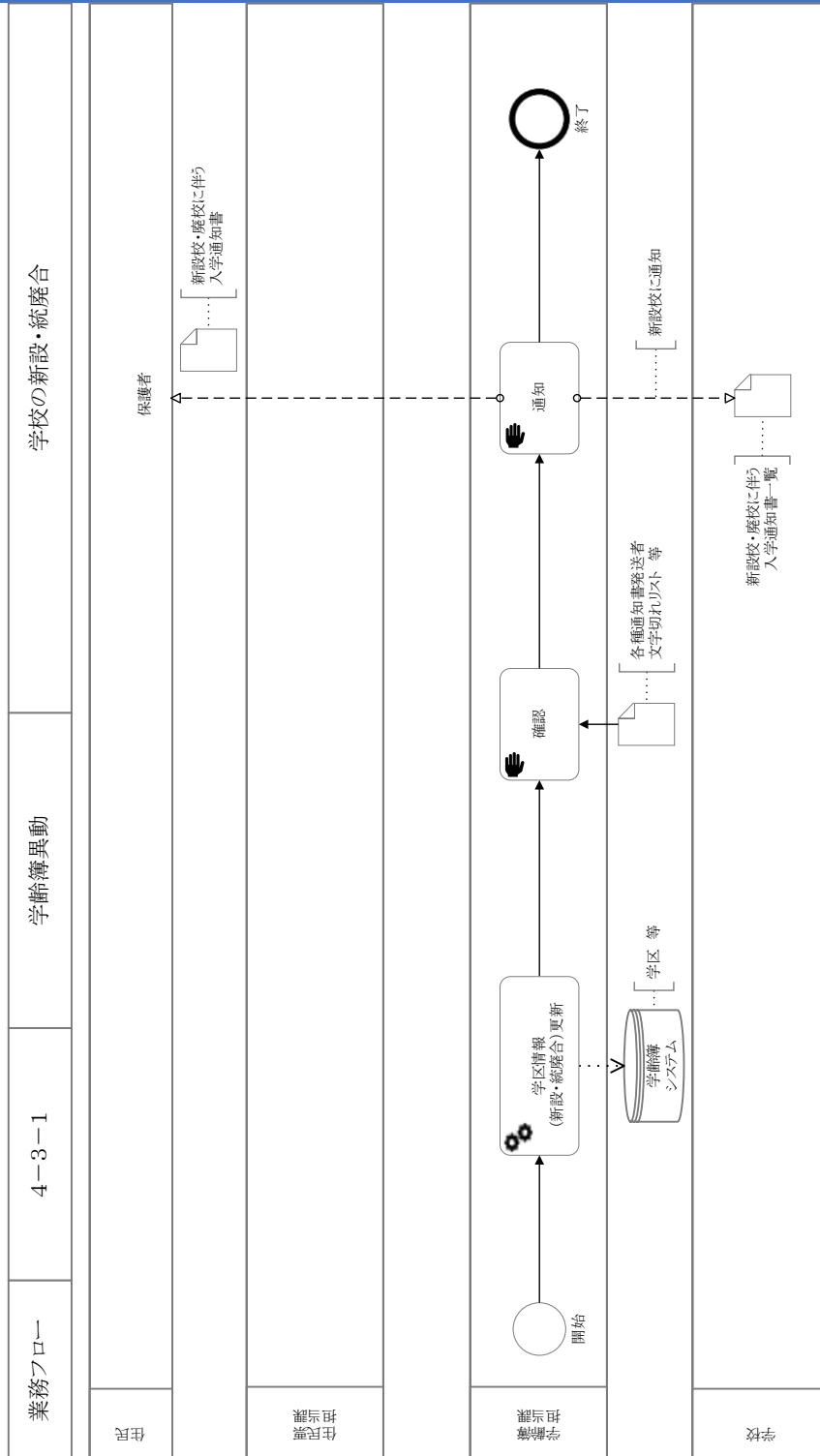


4.2.8 進級・卒業



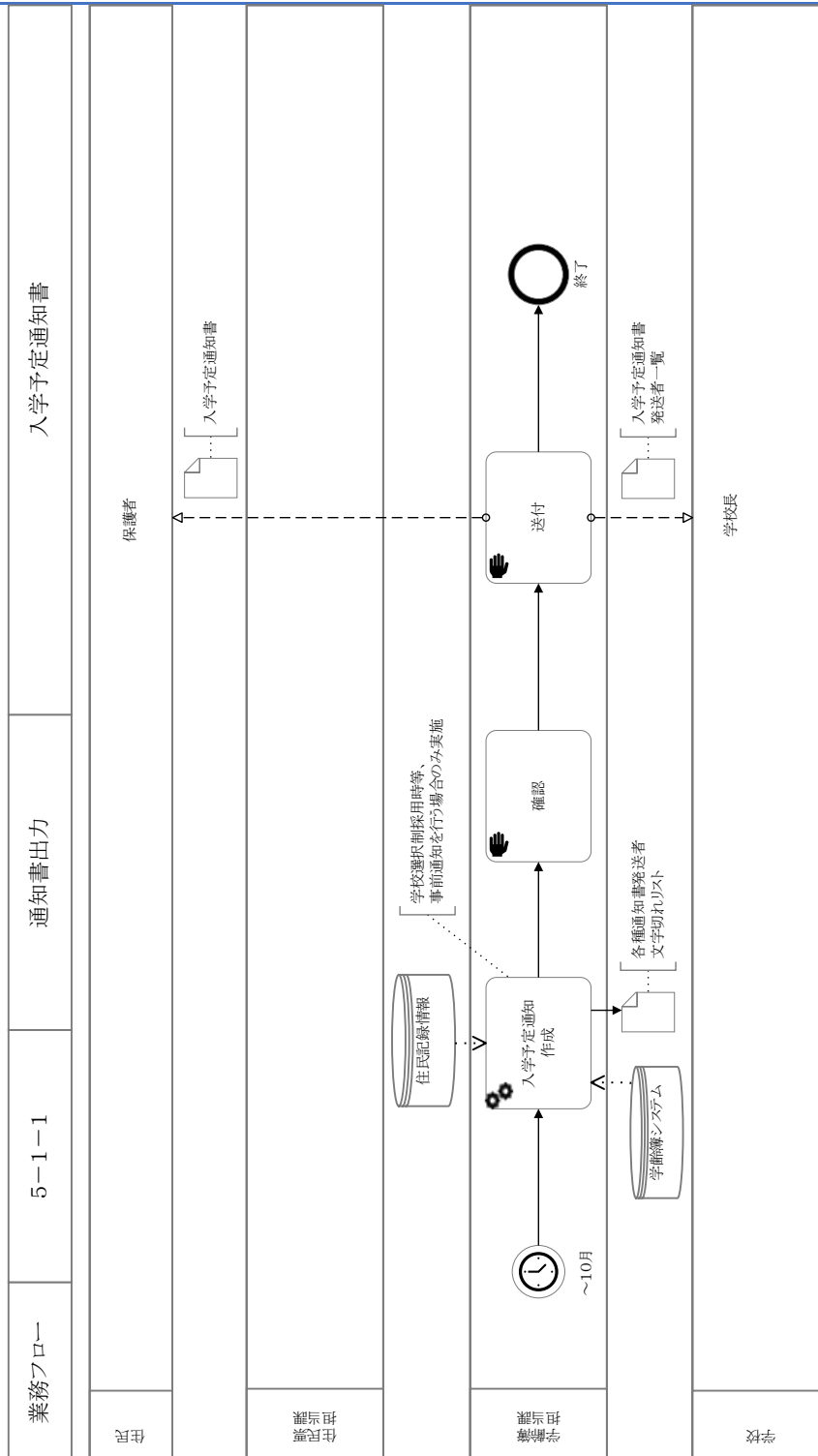
4.3 学齢簿管理（学校の新設・統廃合）

4.3.1 学校の新設・統廃合

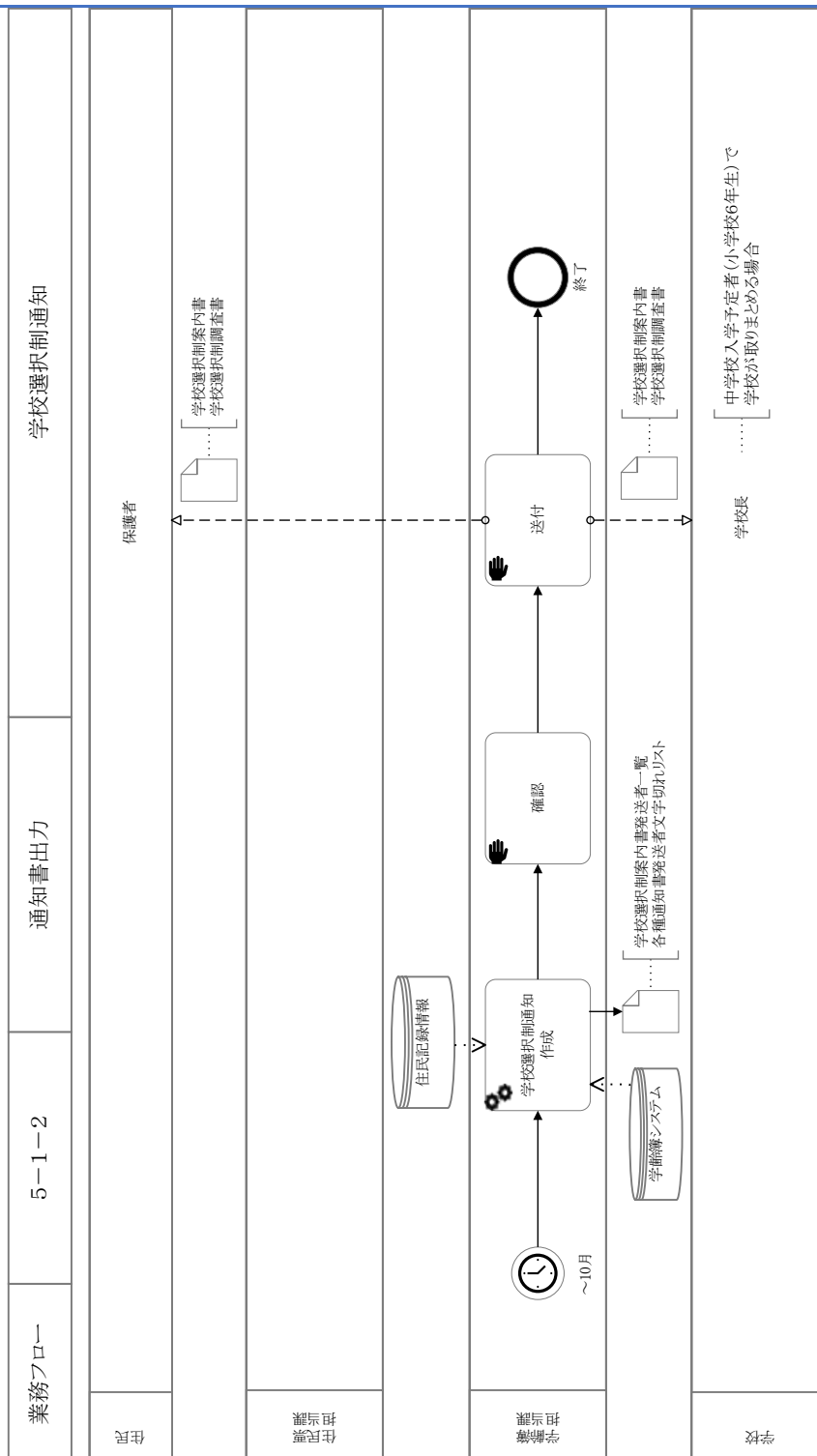


5.1 発行（通知書等出力）

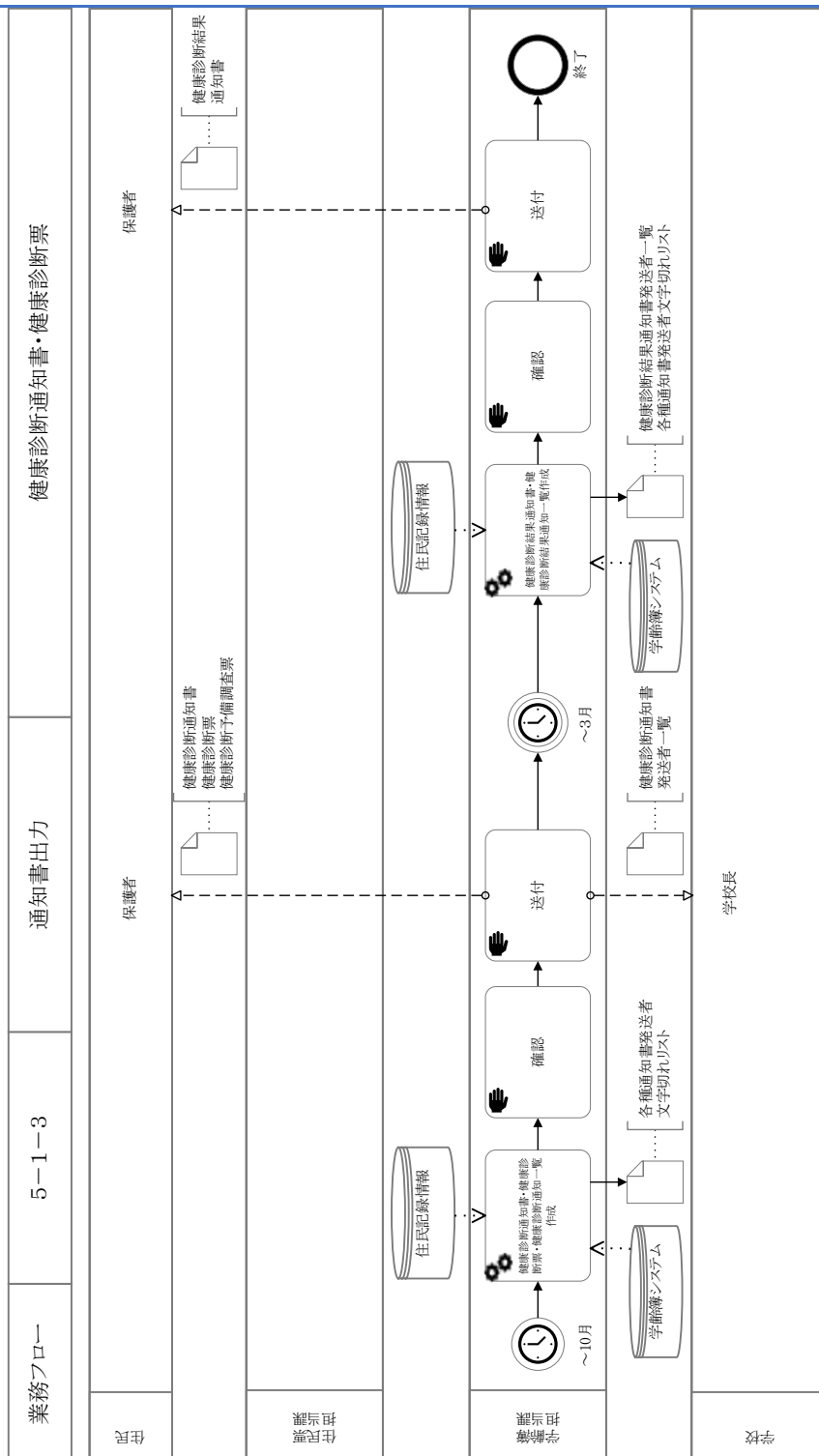
5.1.1 入学予定通知書



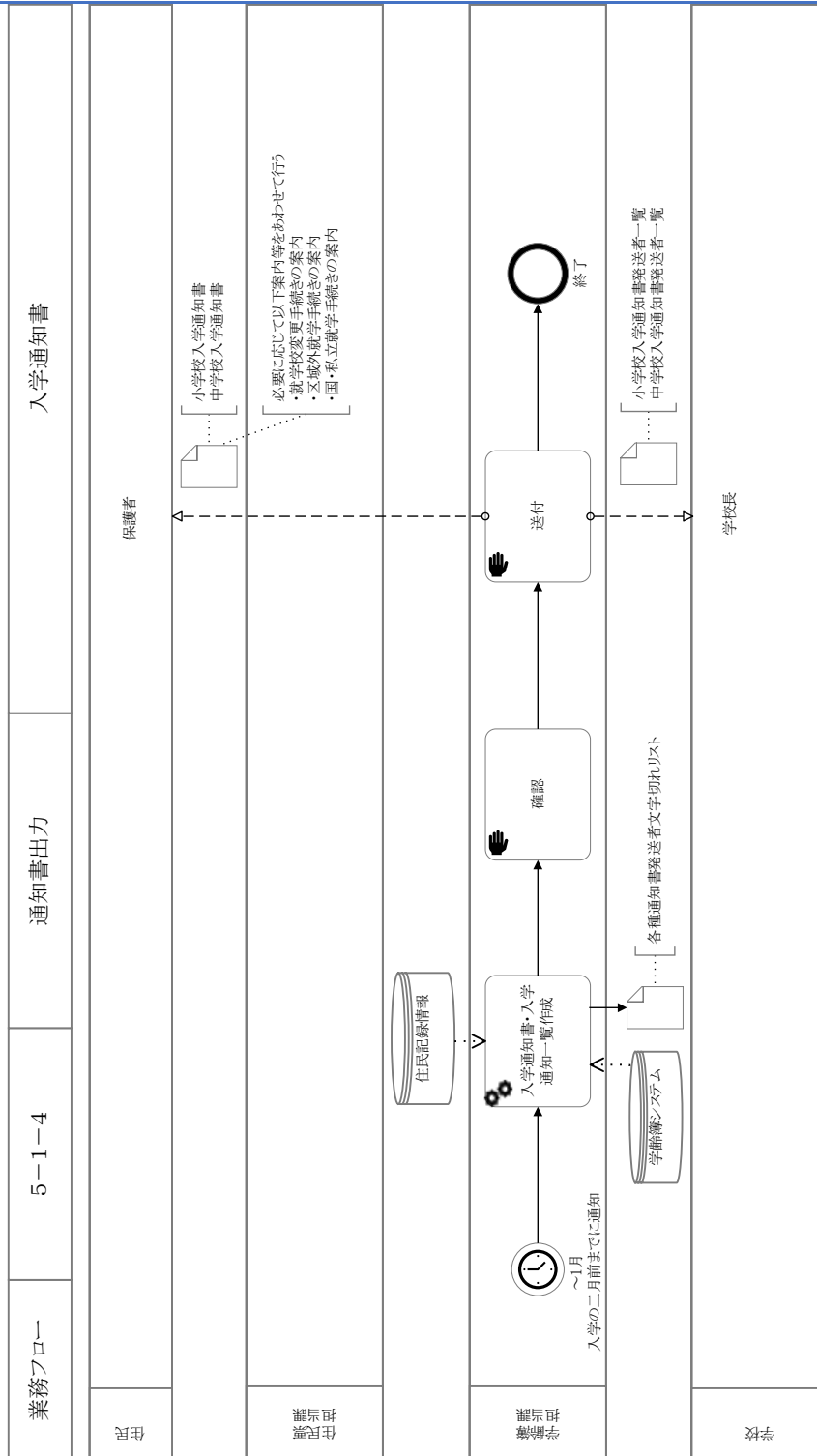
5.1.2 学校選択制通知



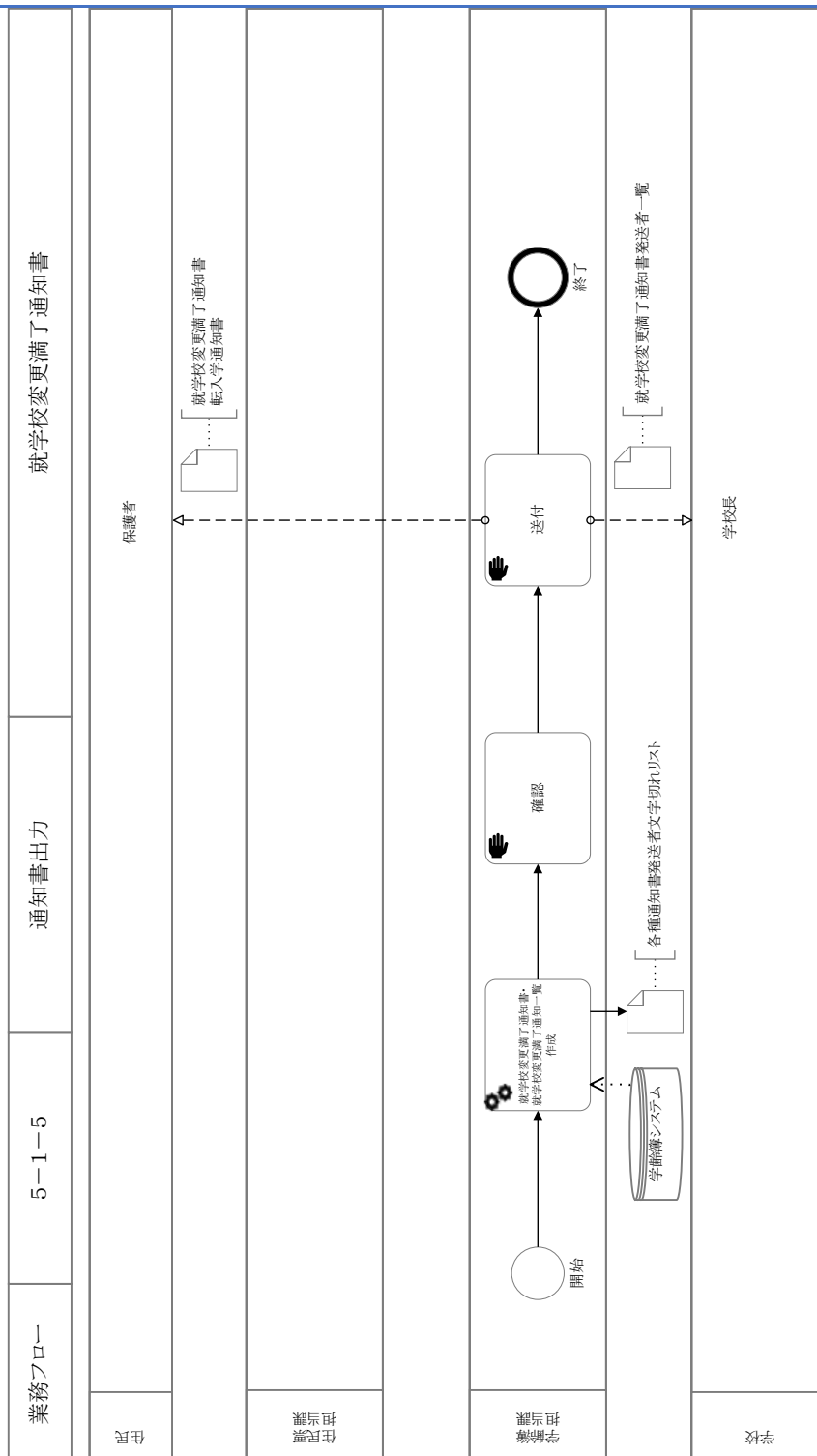
5.1.3 健康診断通知書・健康診断票



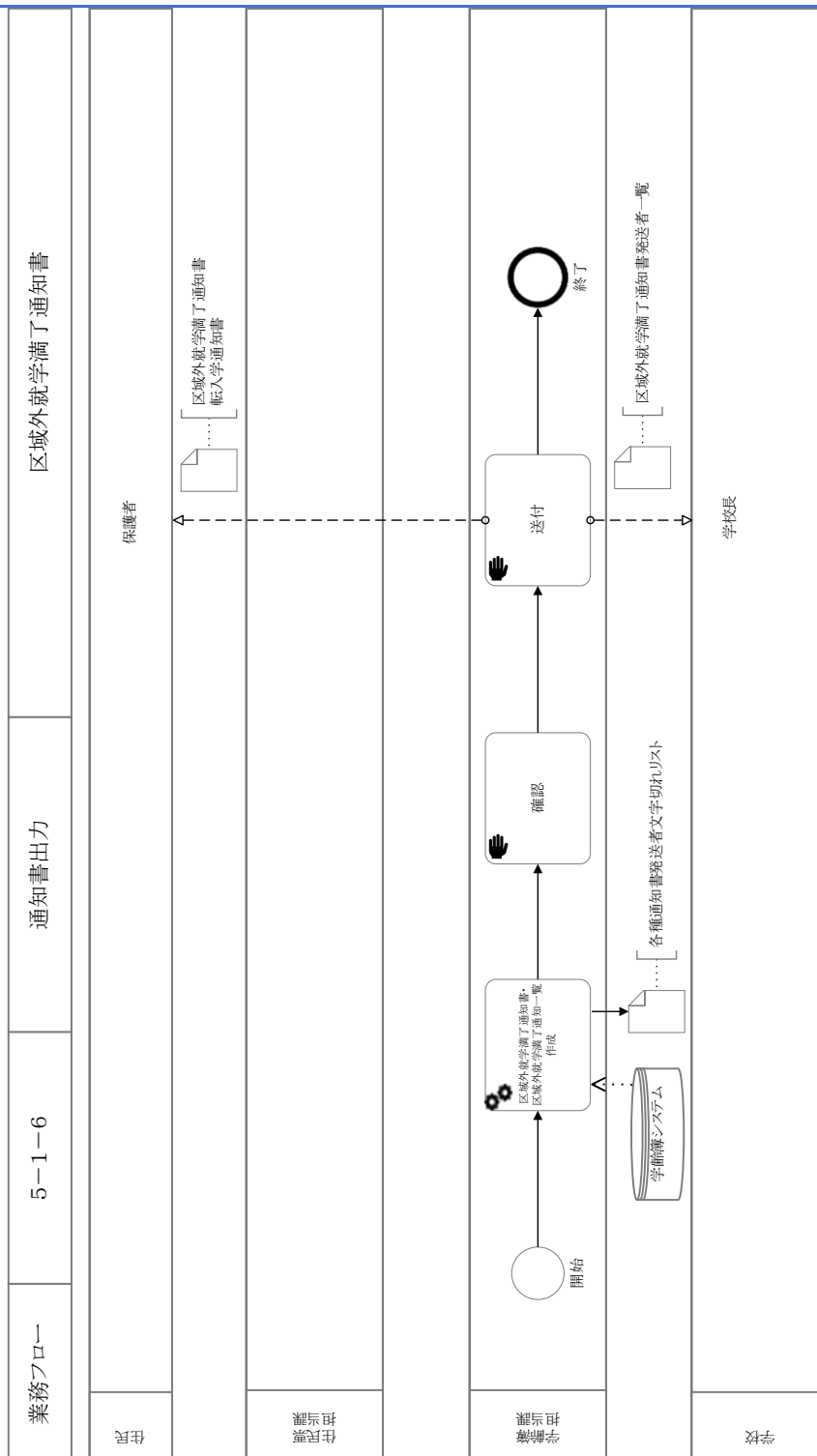
5.1.4 入学通知書



5.1.5 就学校変更満了通知書

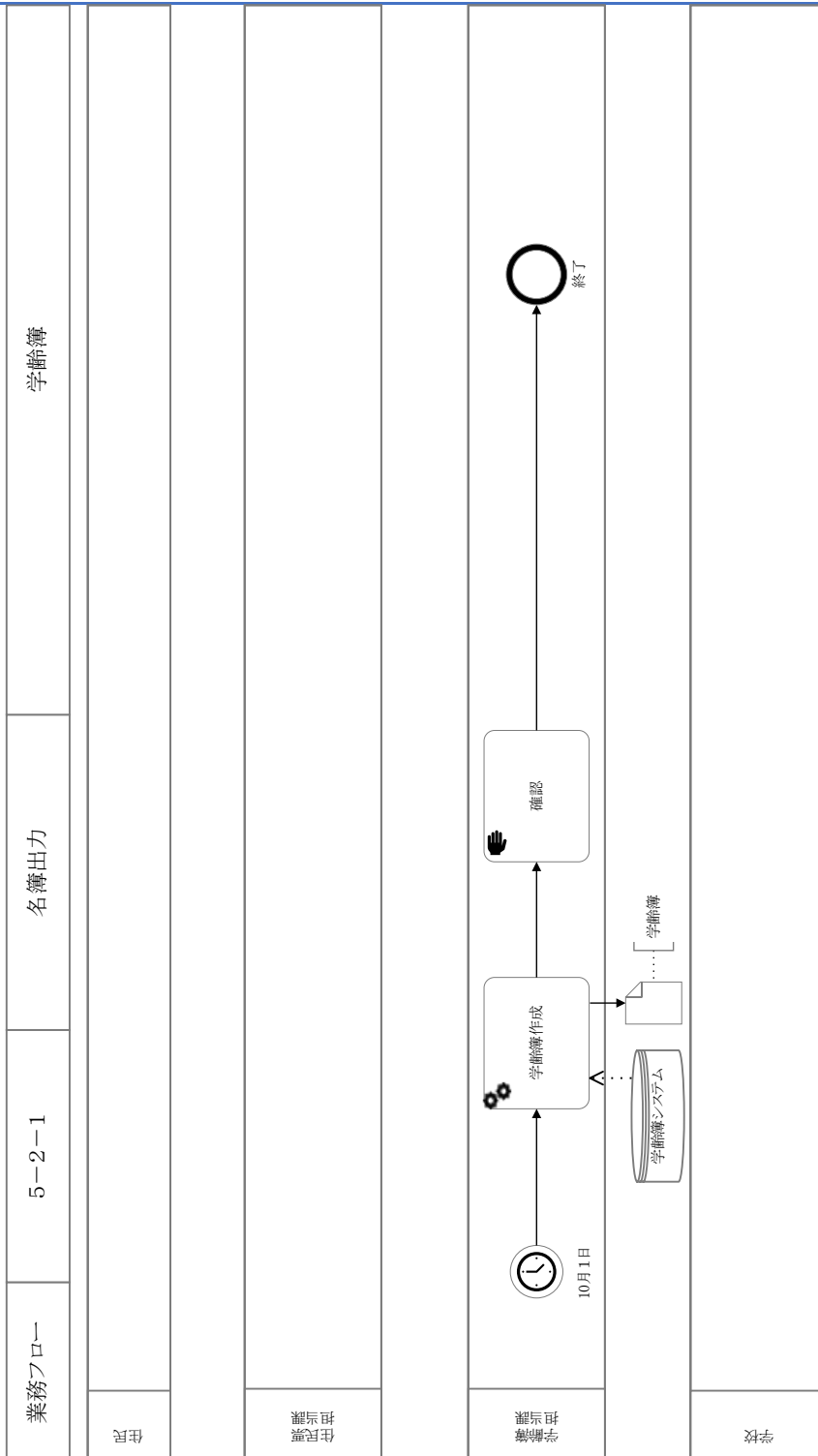


5.1.6 区域外就学满了通知書



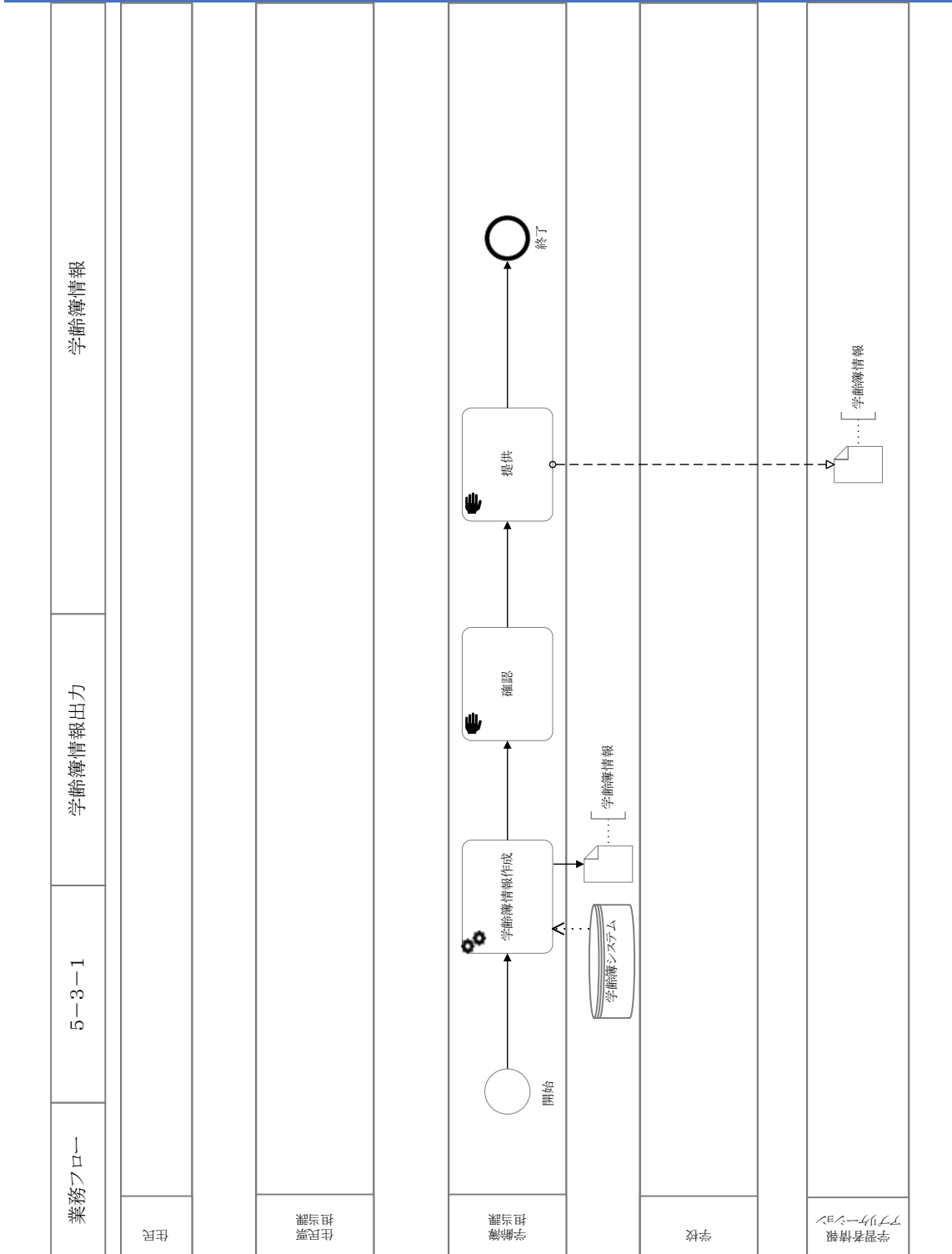
5.2 発行（名簿出力）

5.2.1 学齢簿



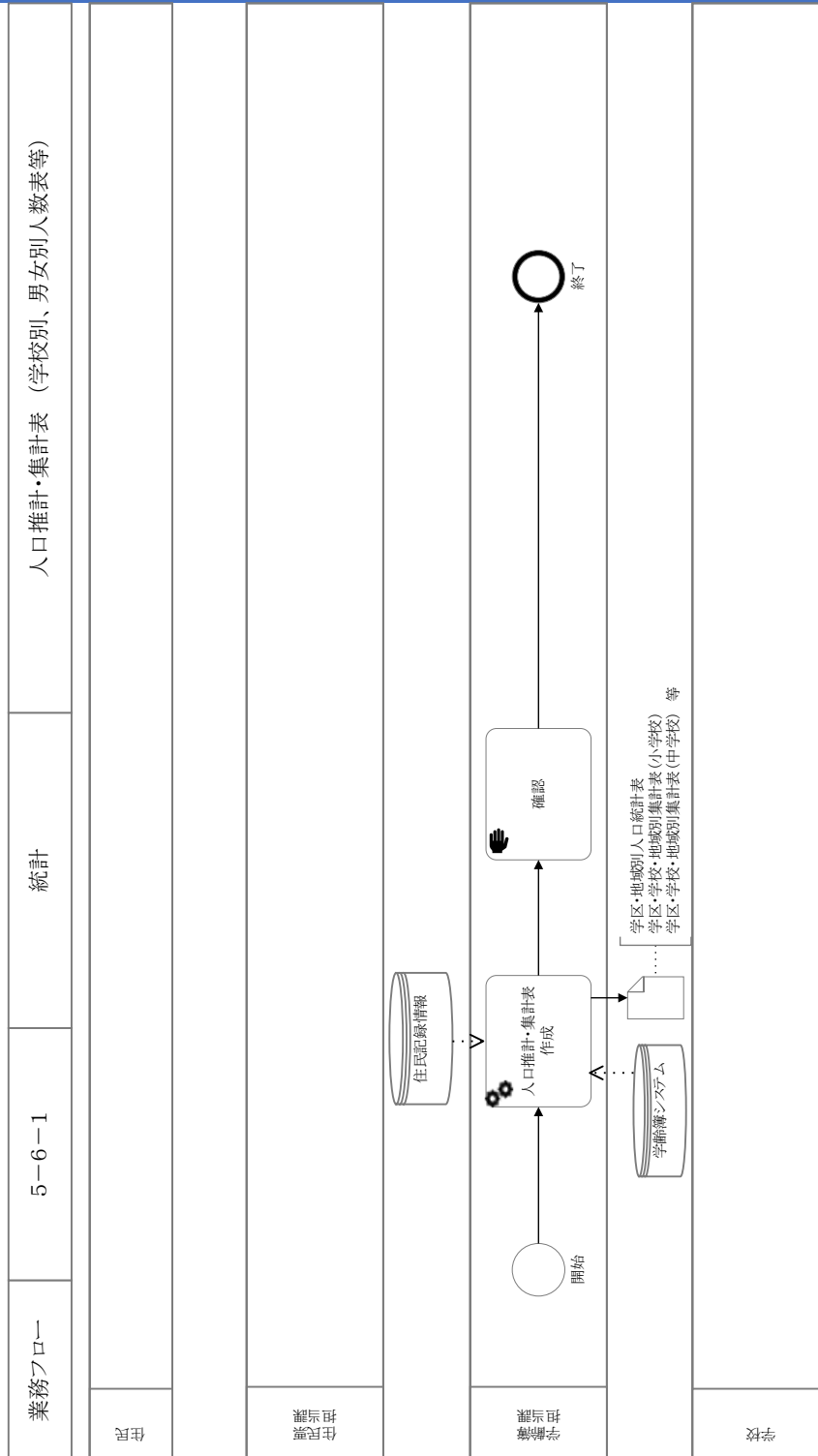
5.3 発行（学齢簿情報出力）

5.3.1 学齢簿情報



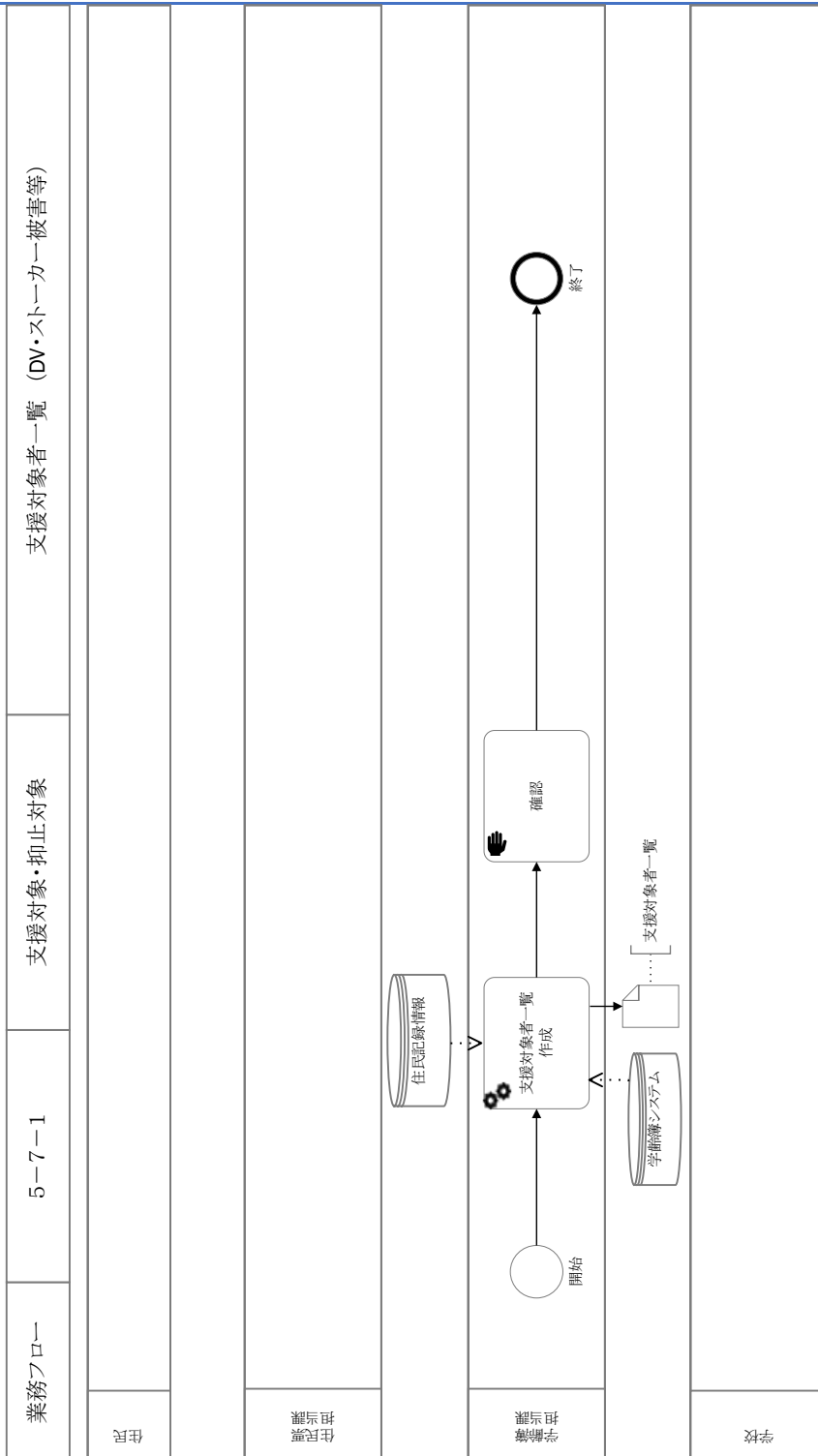
5.6 発行（統計）

5.6.1 人口推計・集計表

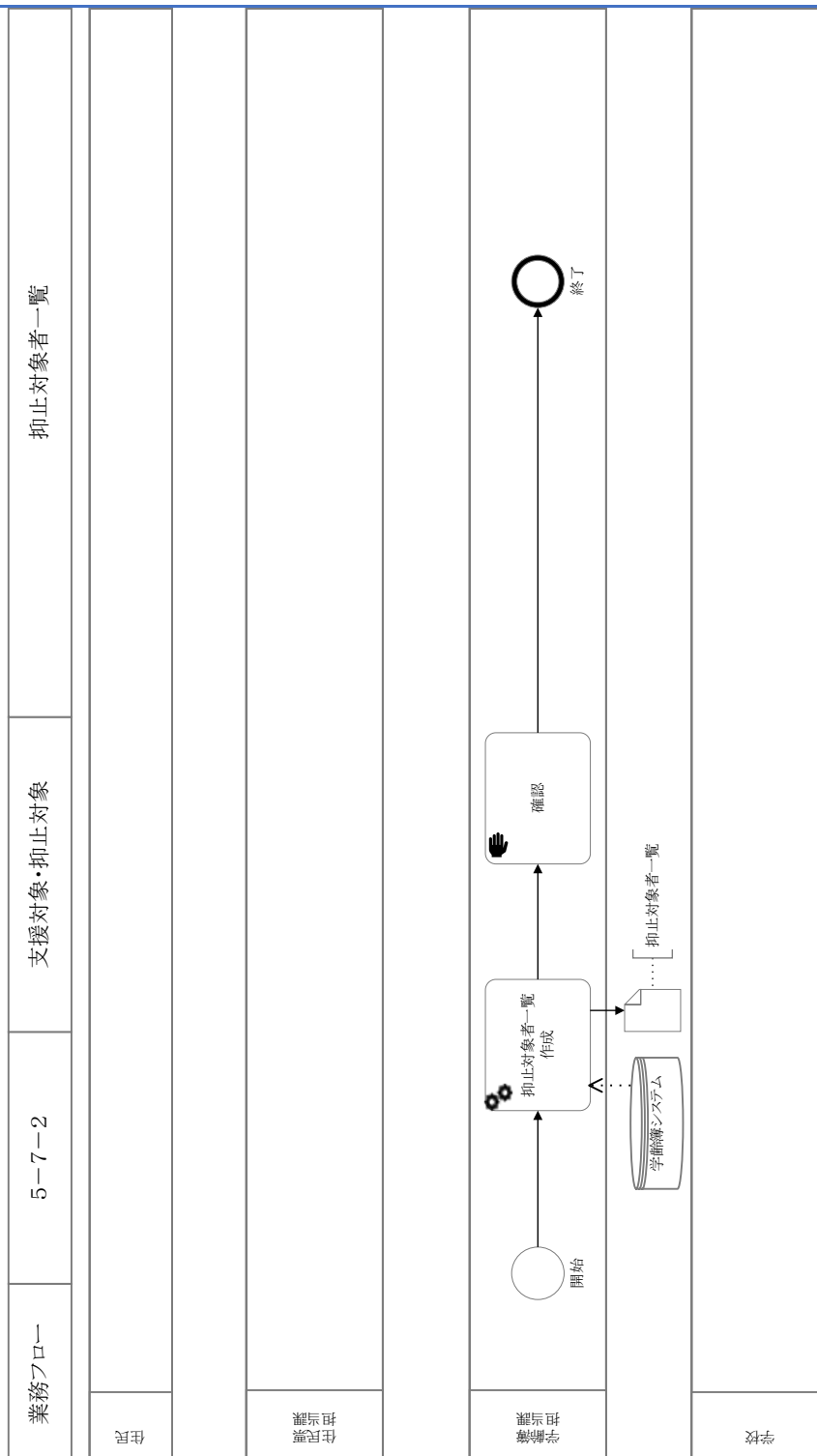


5.7 発行（支援対象・抑止対象）

5.7.1 支援対象者一覧

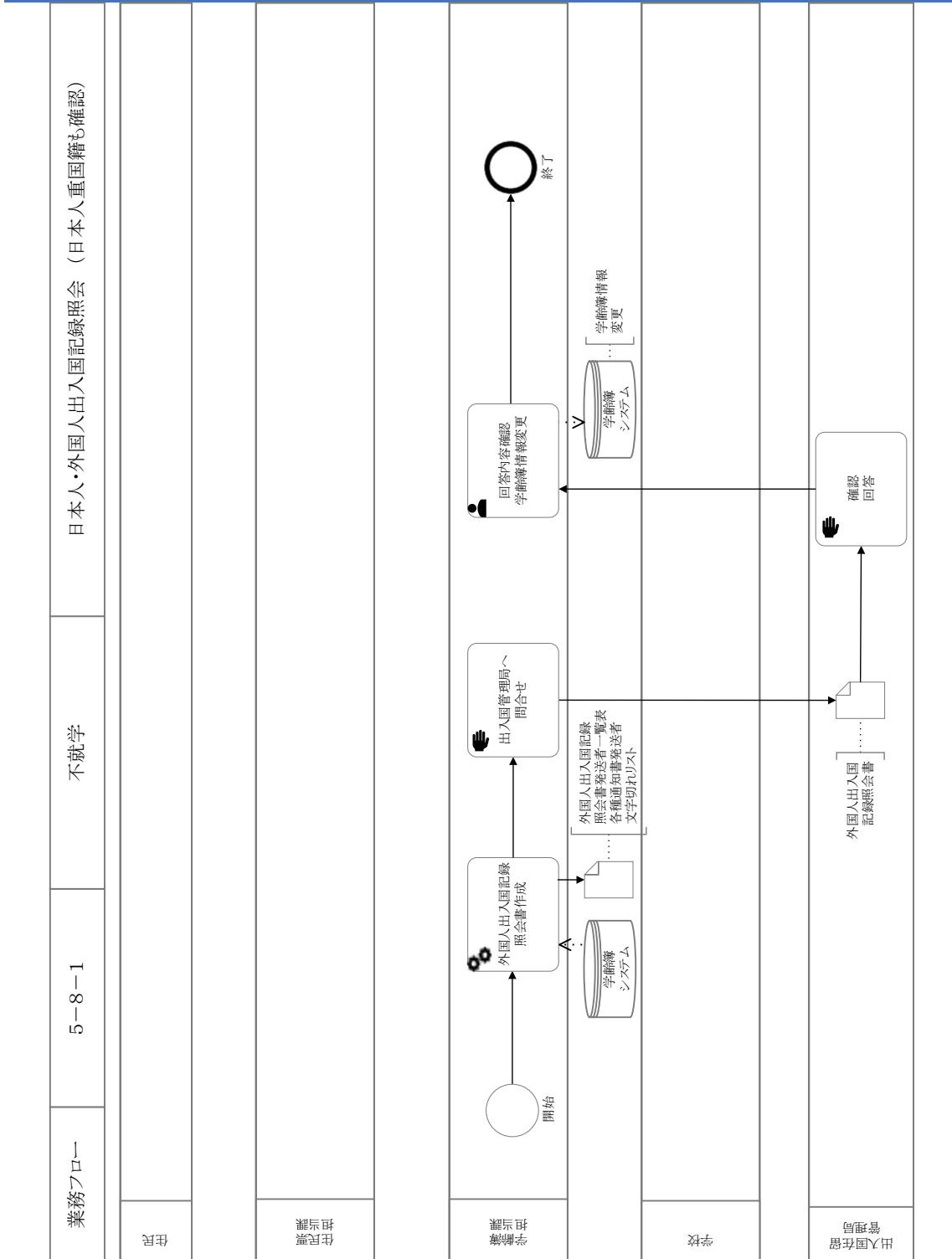


5.7.2 抑止対象者一覧

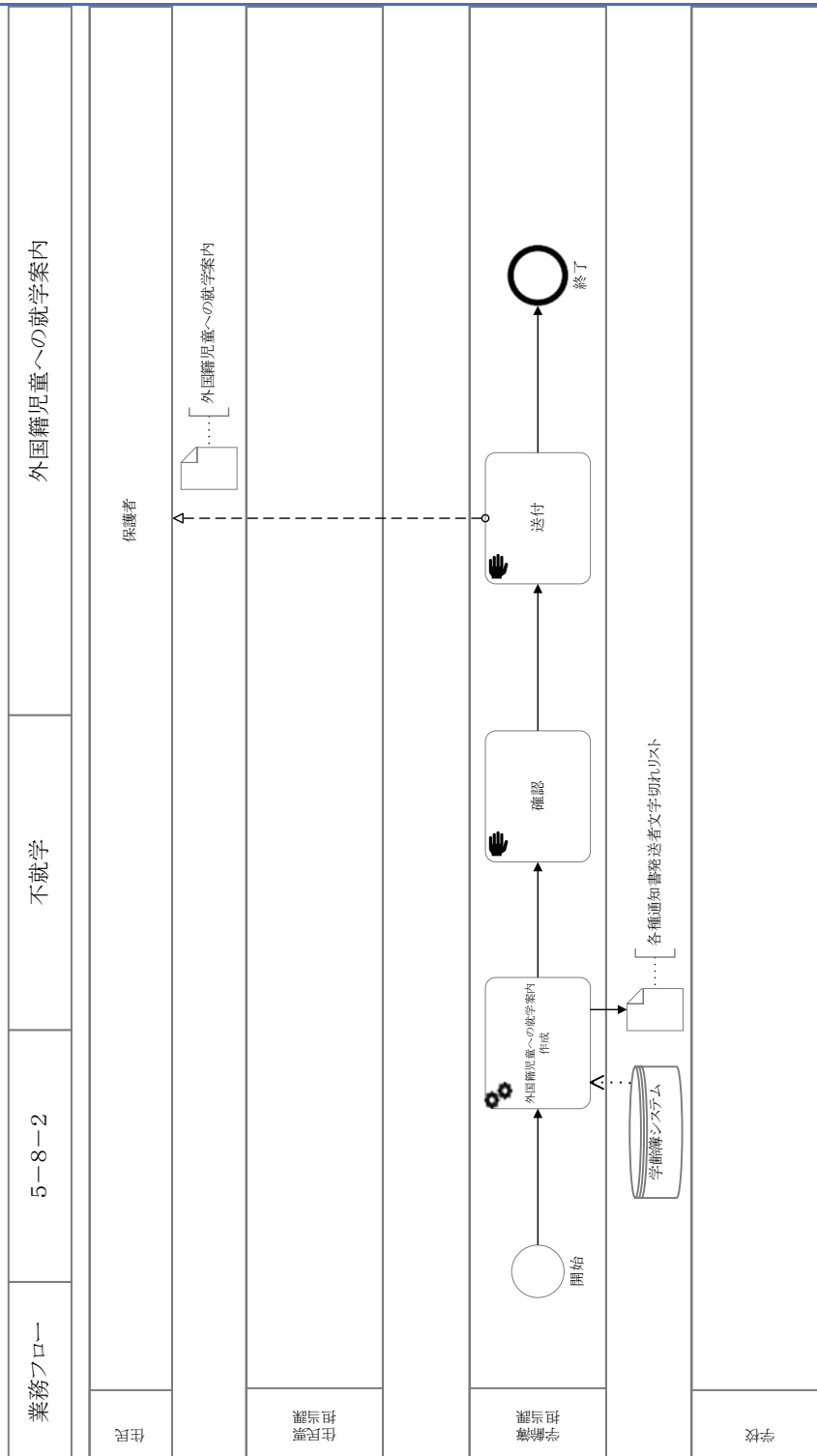


5.8 発行（不就学）

5.8.1 日本人・外国人出入国記録照会

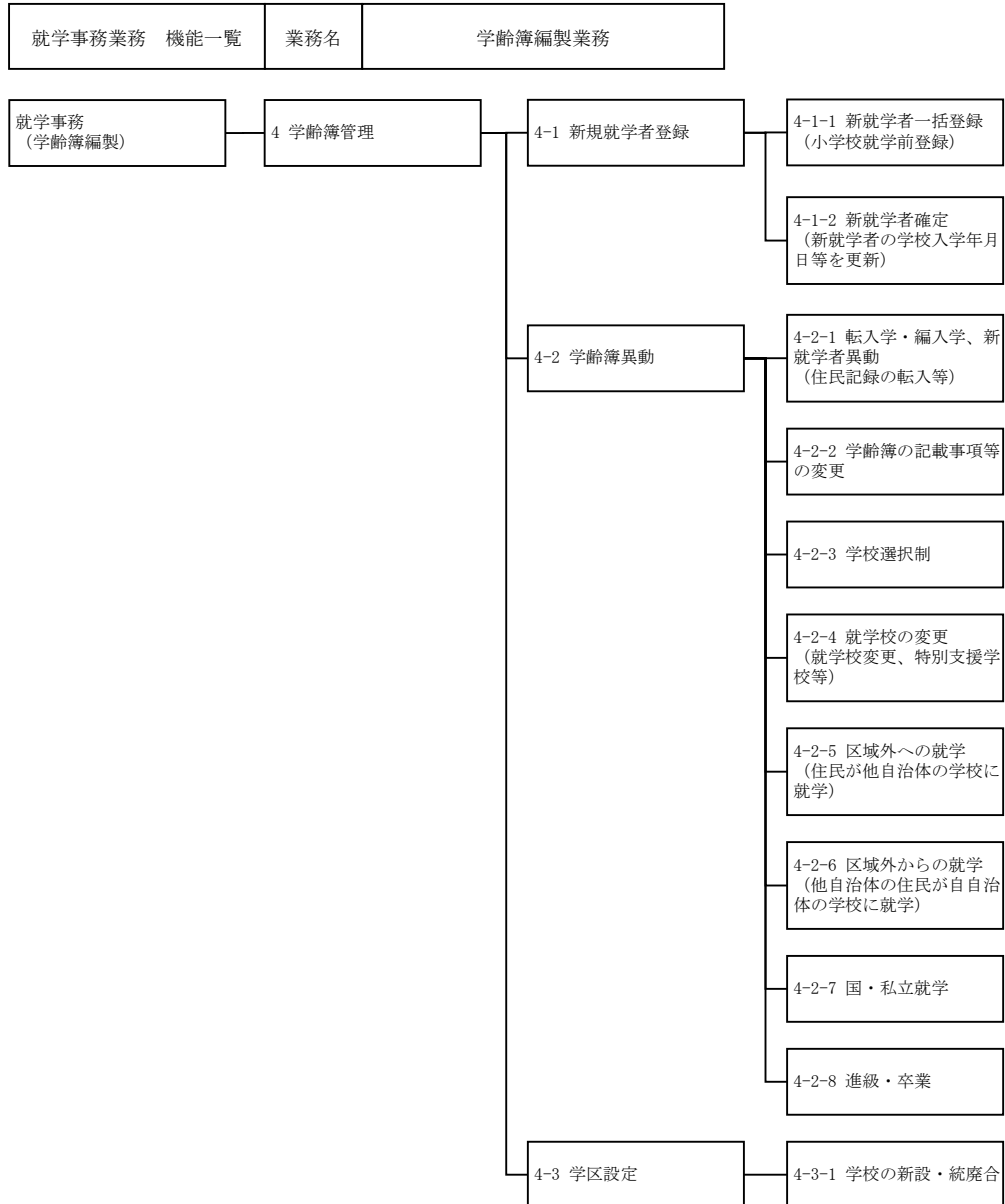


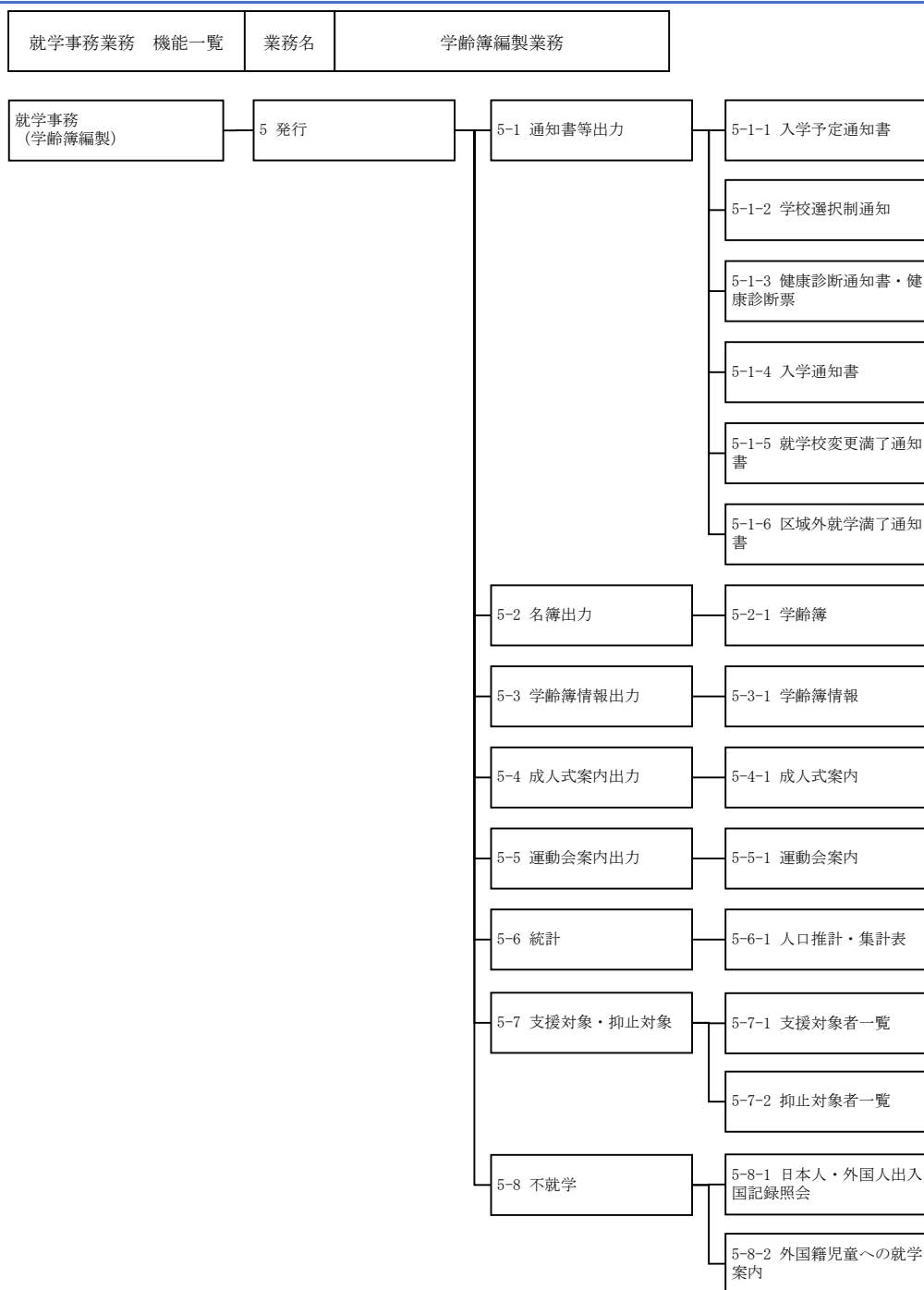
5.8.2 外国籍児童への就学案内



2. ツリー図

4 学齢簿管理





【考え方・理由】

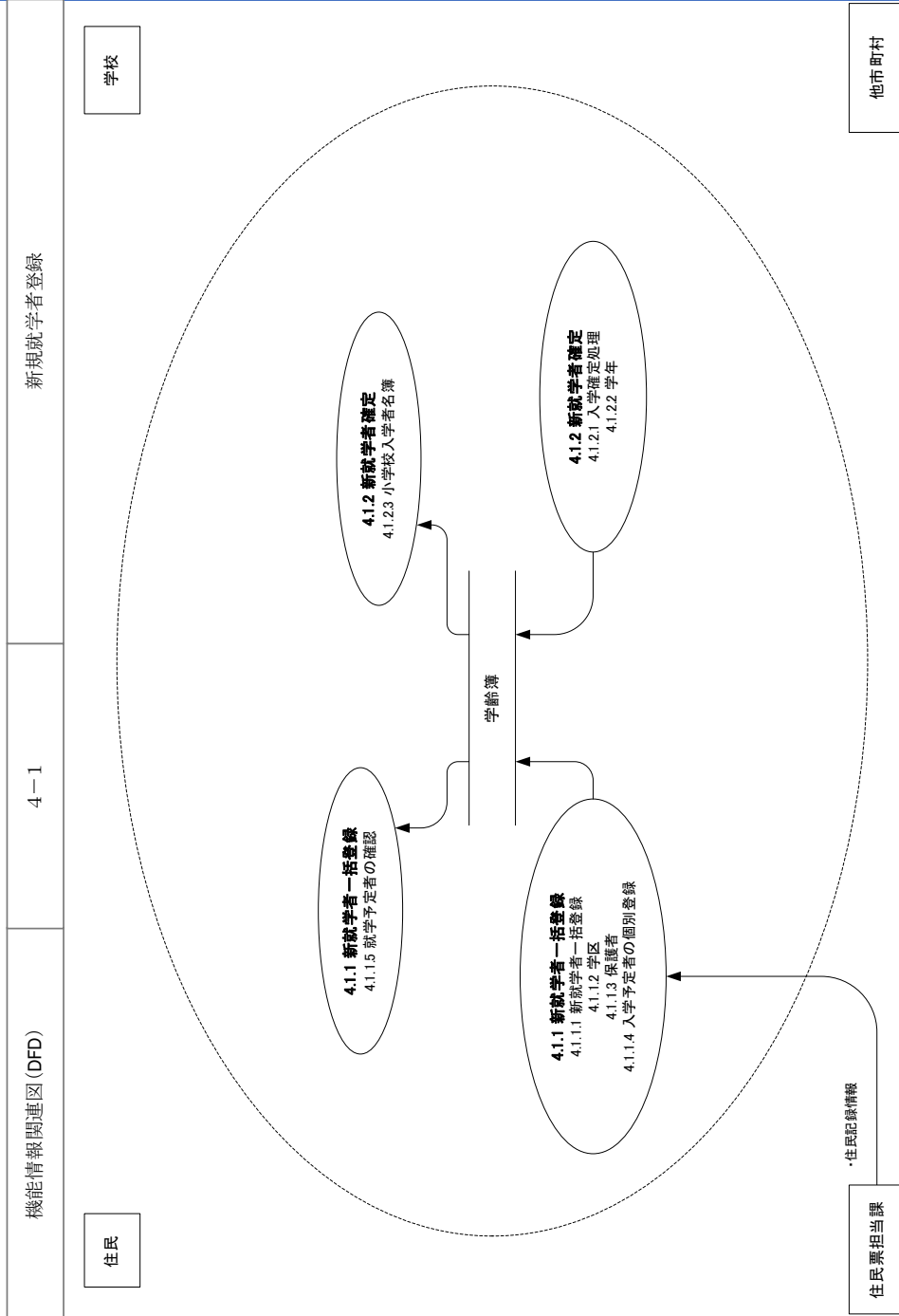
対象とした業務の範囲は、地域情報プラットフォーム標準仕様における就学ユニットの内の学齢簿としており、これは概ね学齢簿編製制度上の事務として、学校教育法施行規則第30条に則るものである。そのため、現状は以下等の機能を有するシステムを利用している自治体があることを確認しているが、本仕様書の標準化対象業務の範囲外とする。

- ・預け先名（保育先名）、預け先住所（保育先住所）を管理できること。
- ・特別支援学級での指導に関する状況を管理できること。
- ・指導要録の出力ができること。

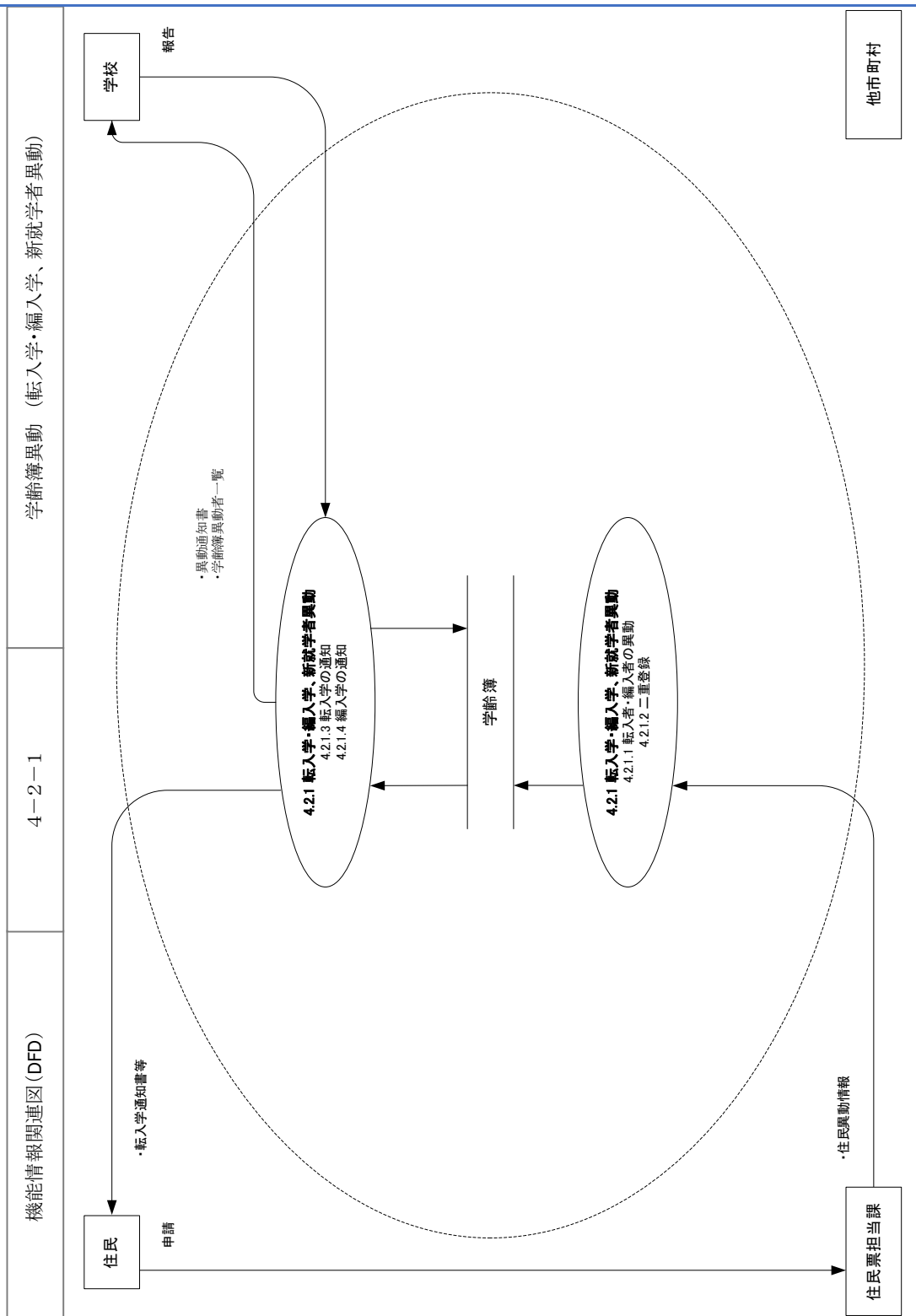
3. DFD (Data Flow Diagram)

4 学齡簿管理

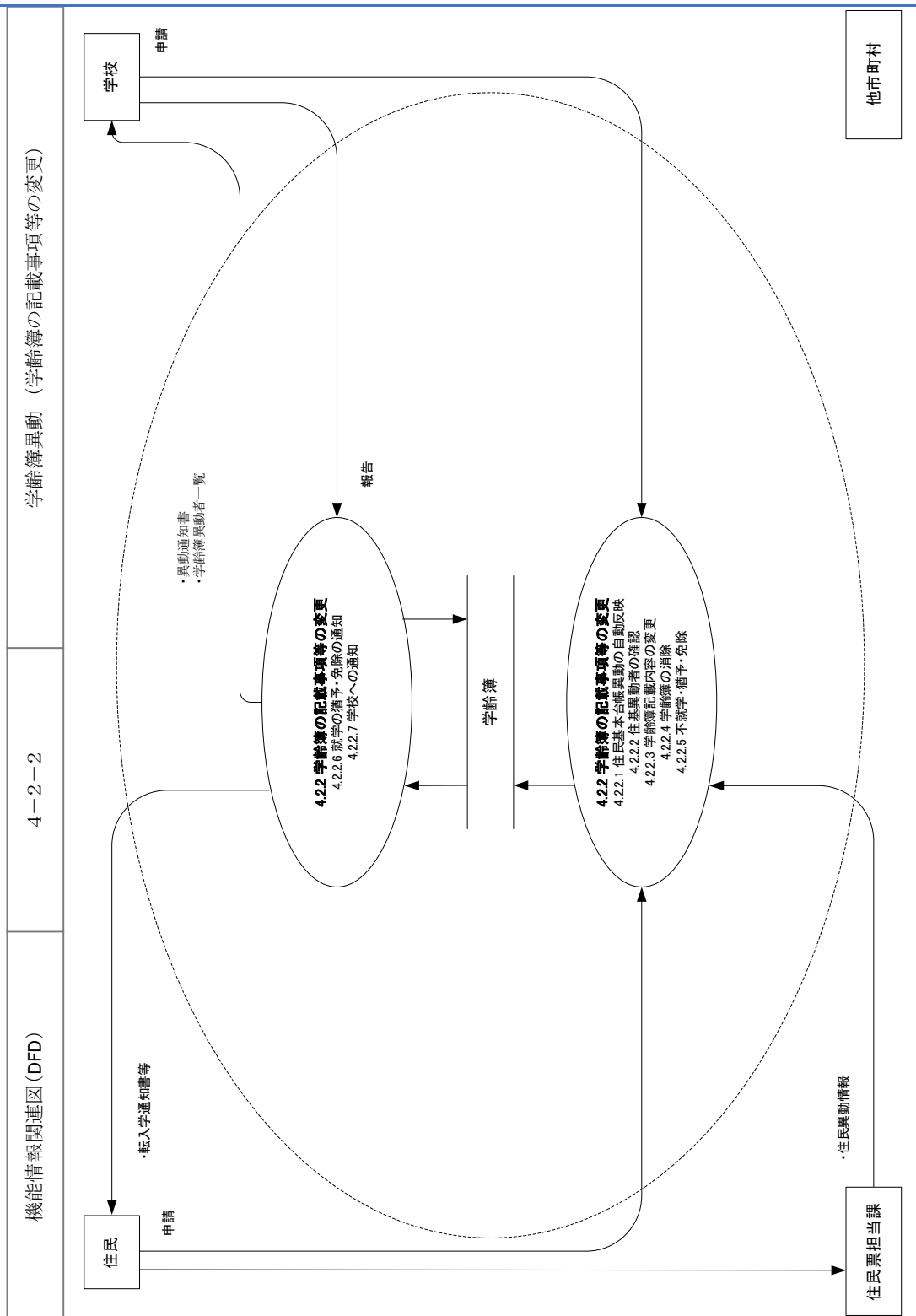
4.1 新規就学者登録



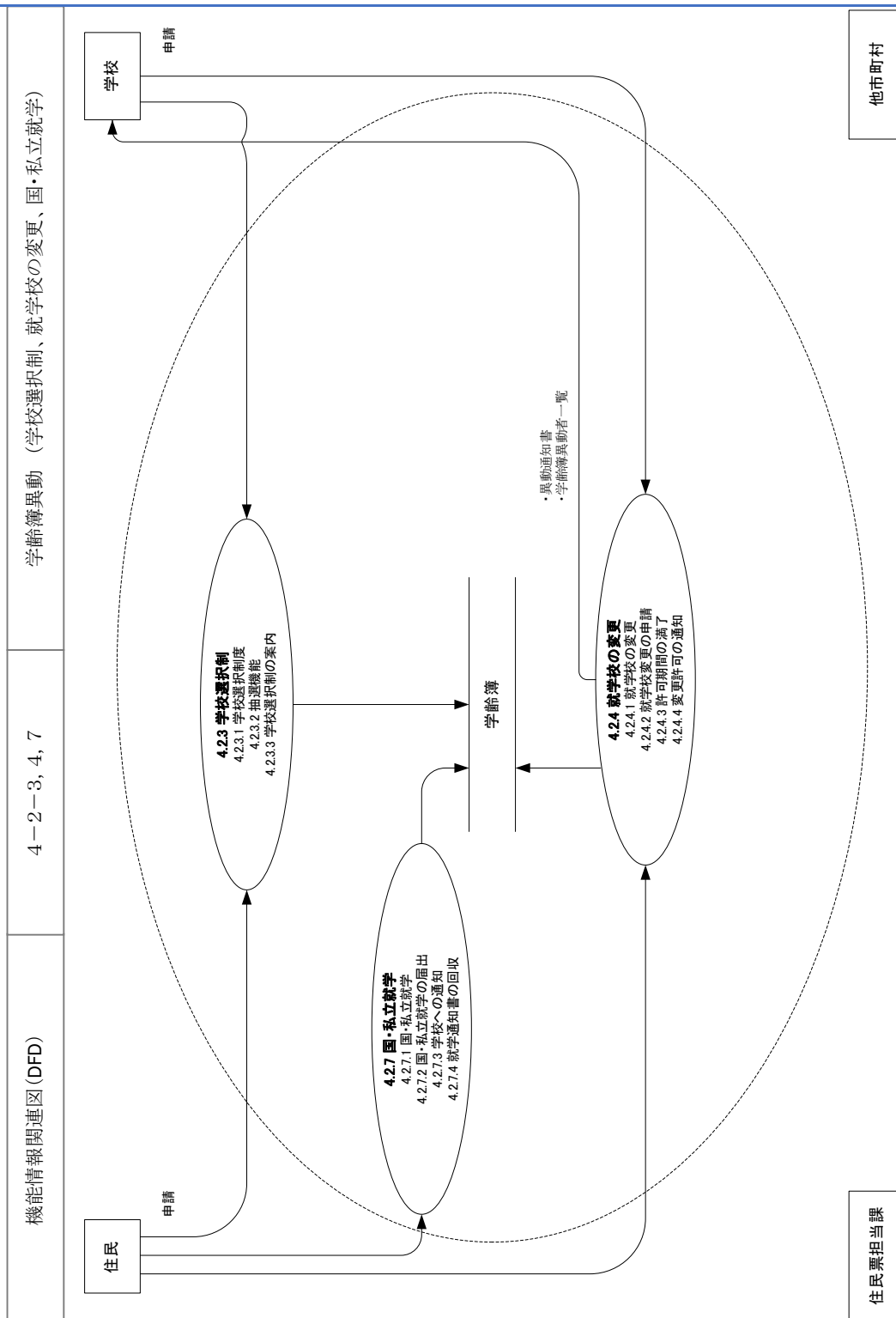
4.2.1 転入学・編入学、新就学者異動



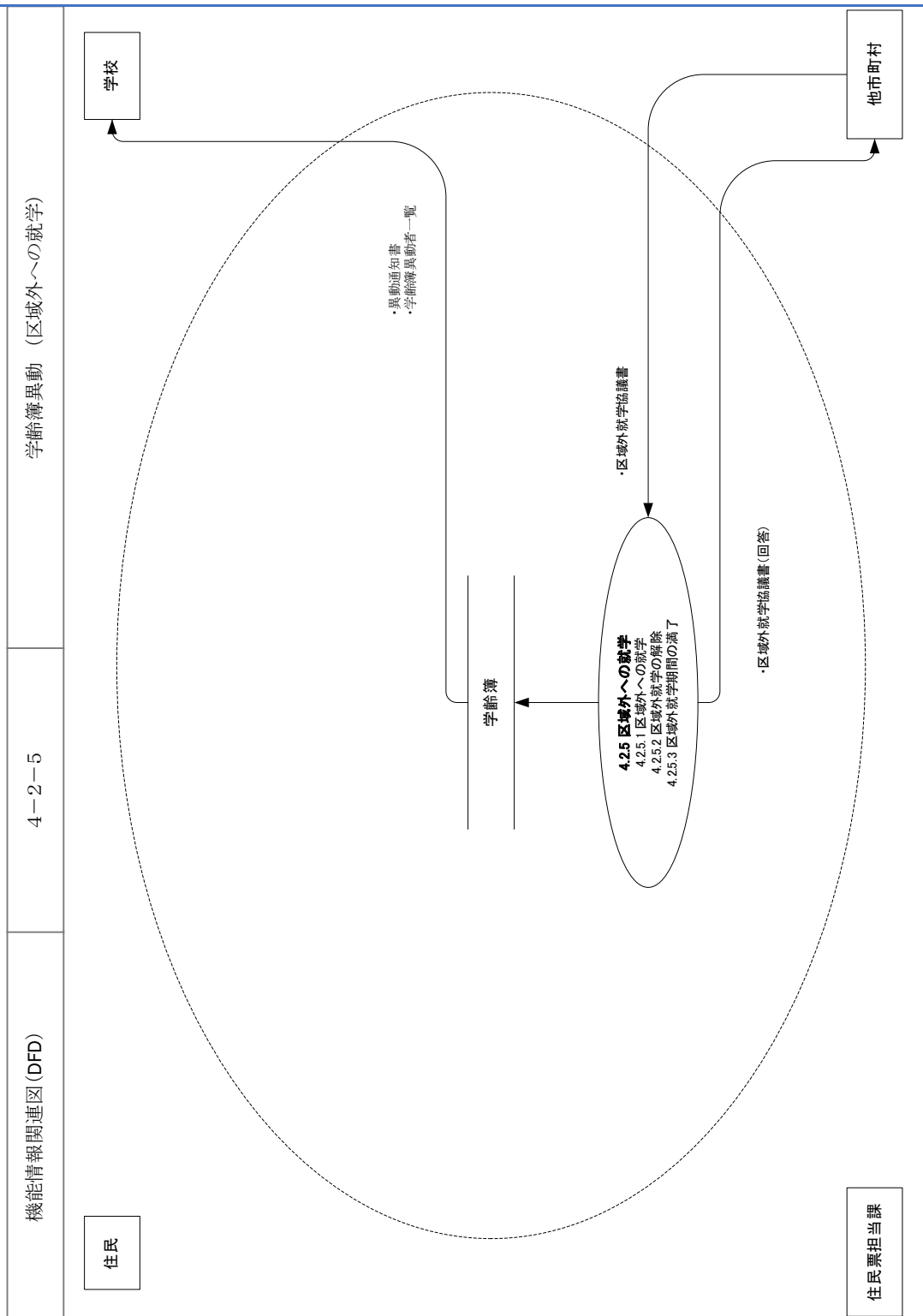
4.2.2 学齢簿の記載事項等の変更



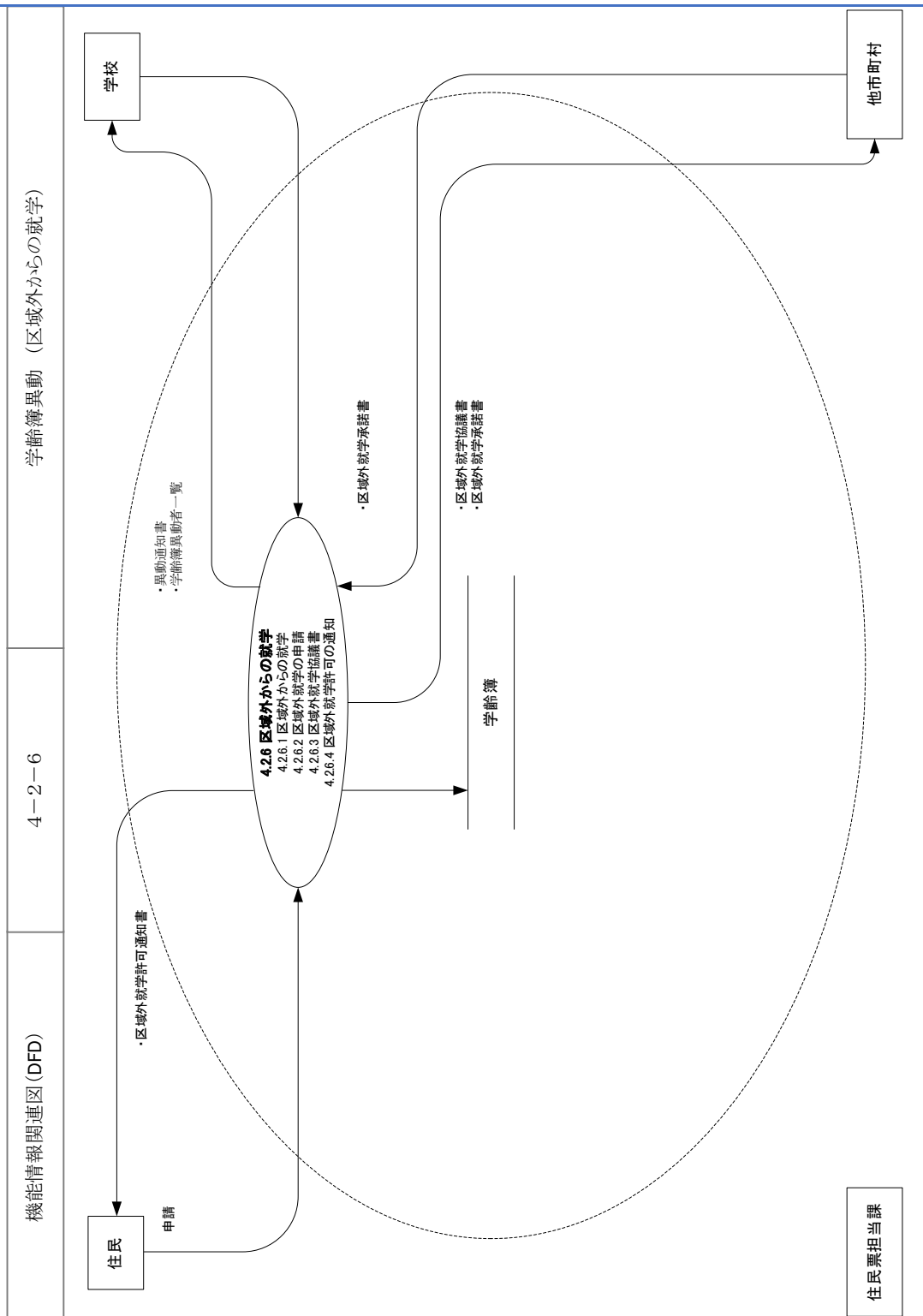
4.2.3,4,7 学校選択制、就学校の変更、国・私立就学



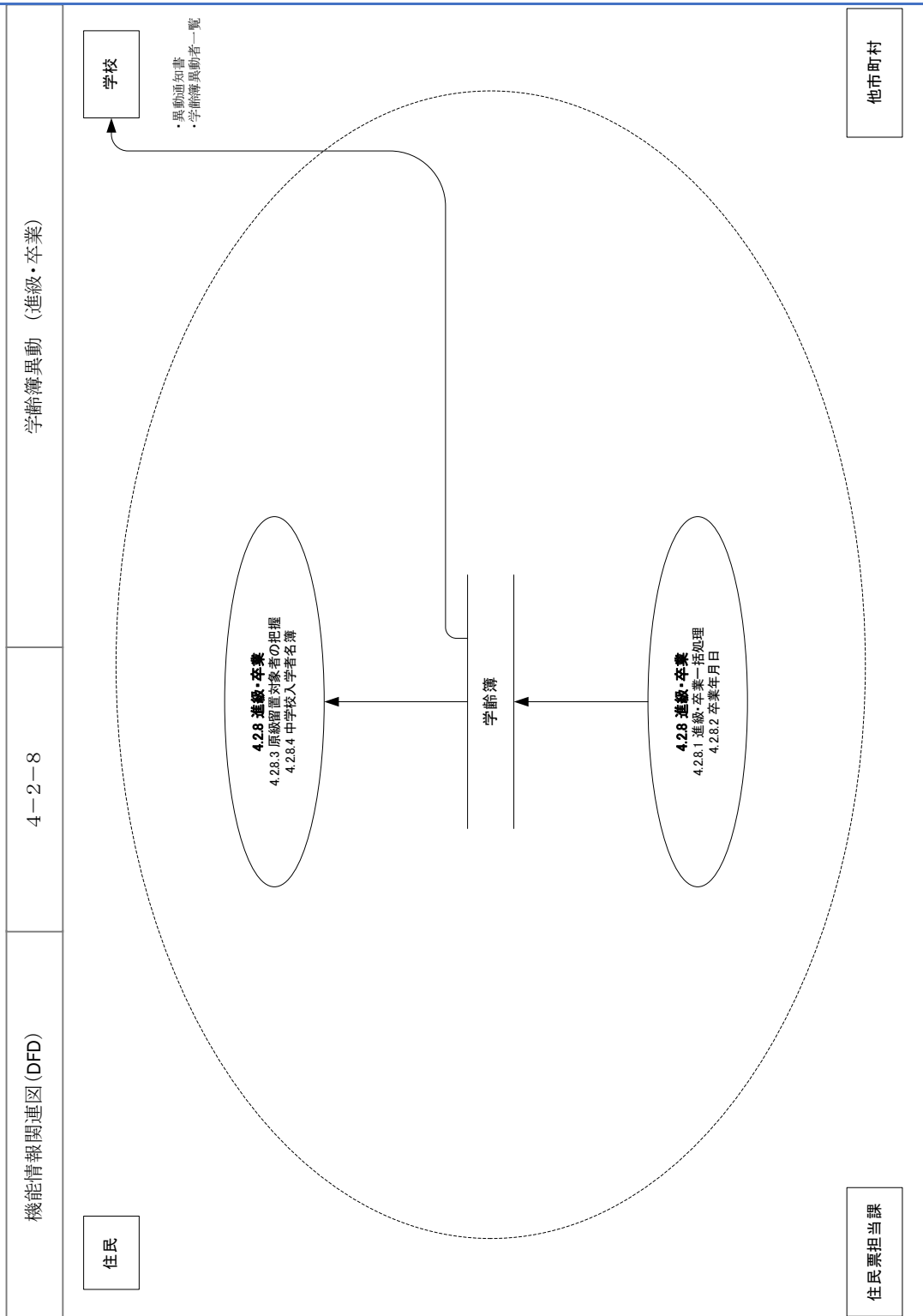
4.2.5 区域外への就学



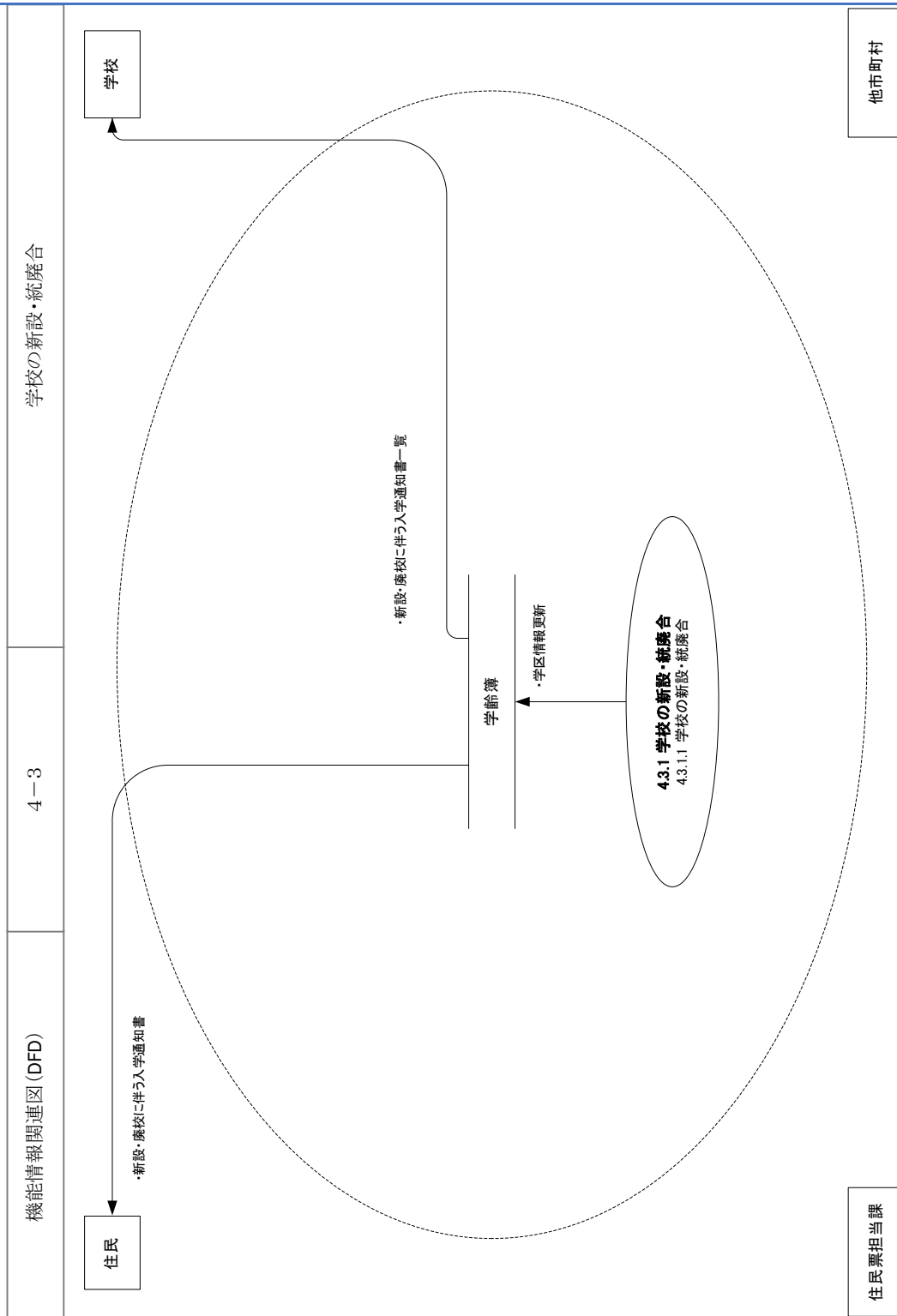
4.2.6 区域外からの就学



4.2.8 進級・卒業

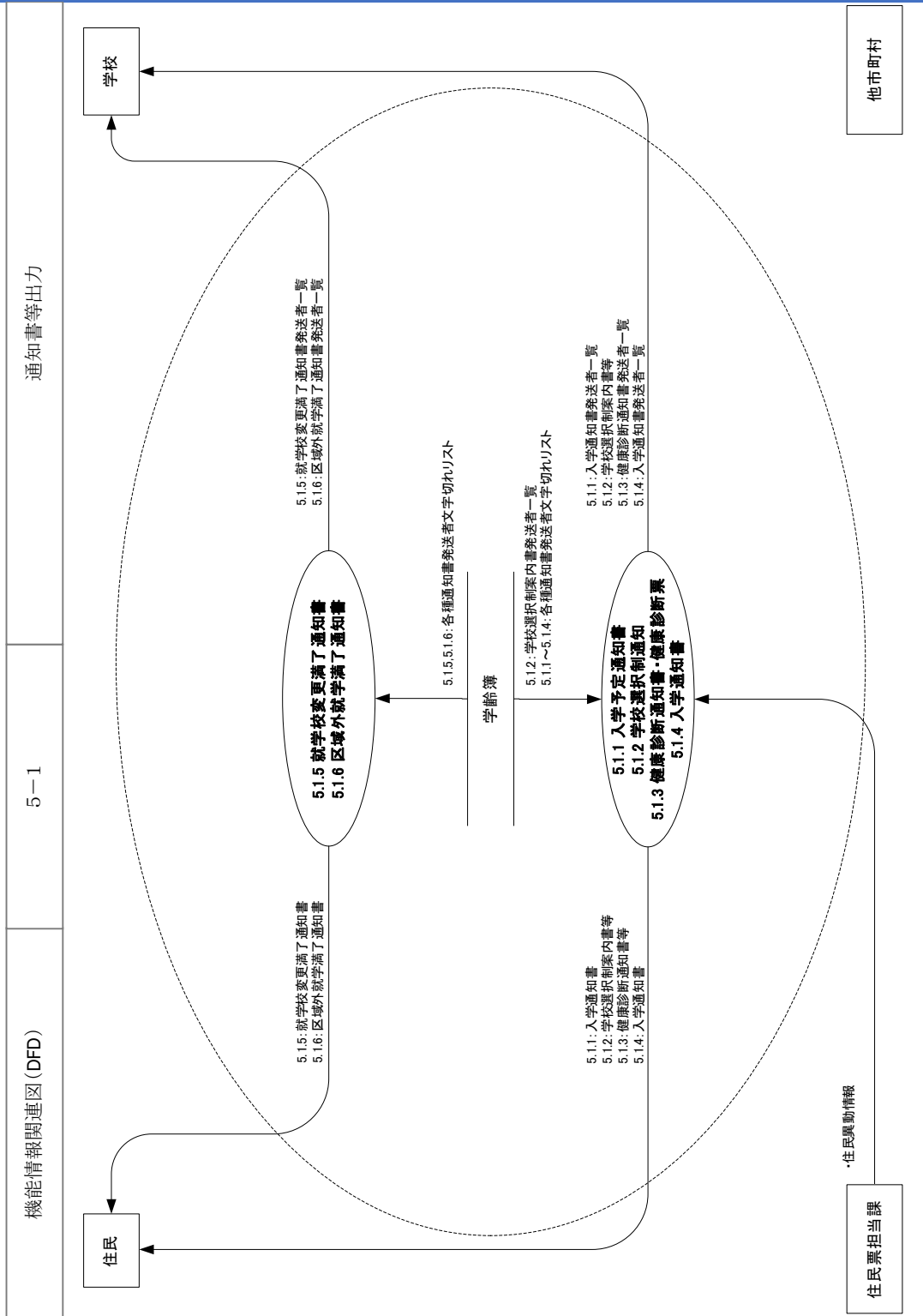


4.3 学校の新設・統廃合



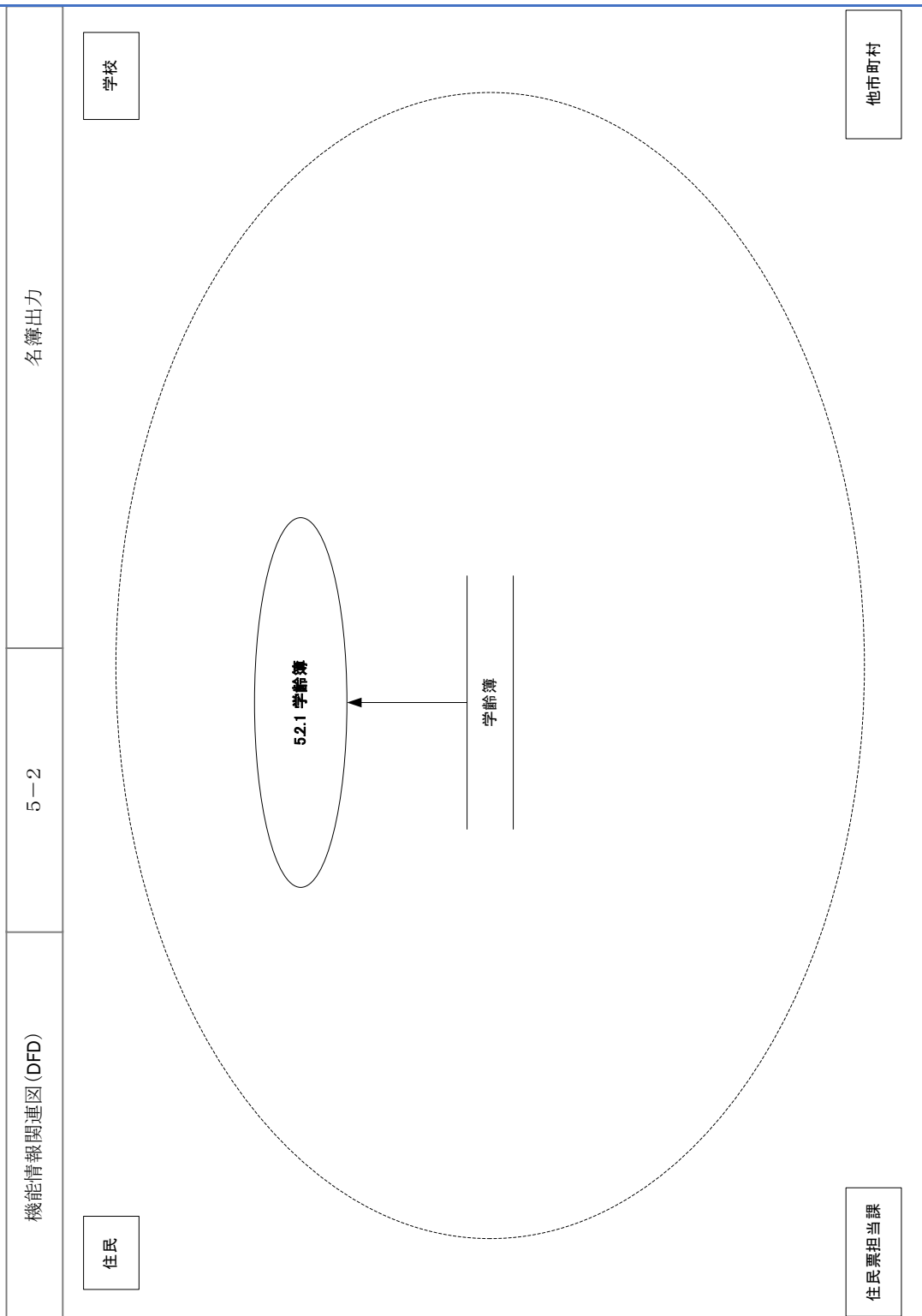
5 発行

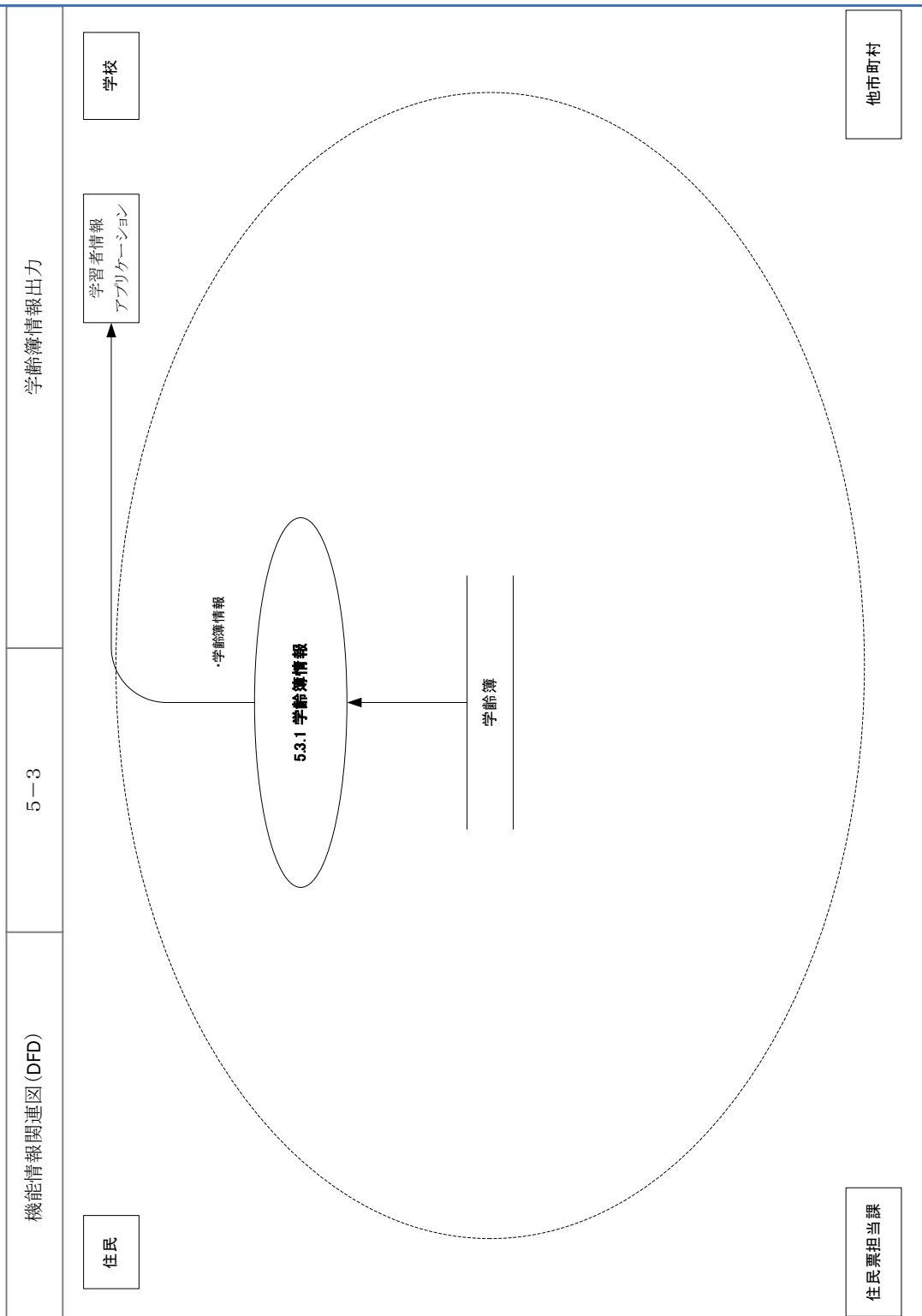
5.1 通知書等出力

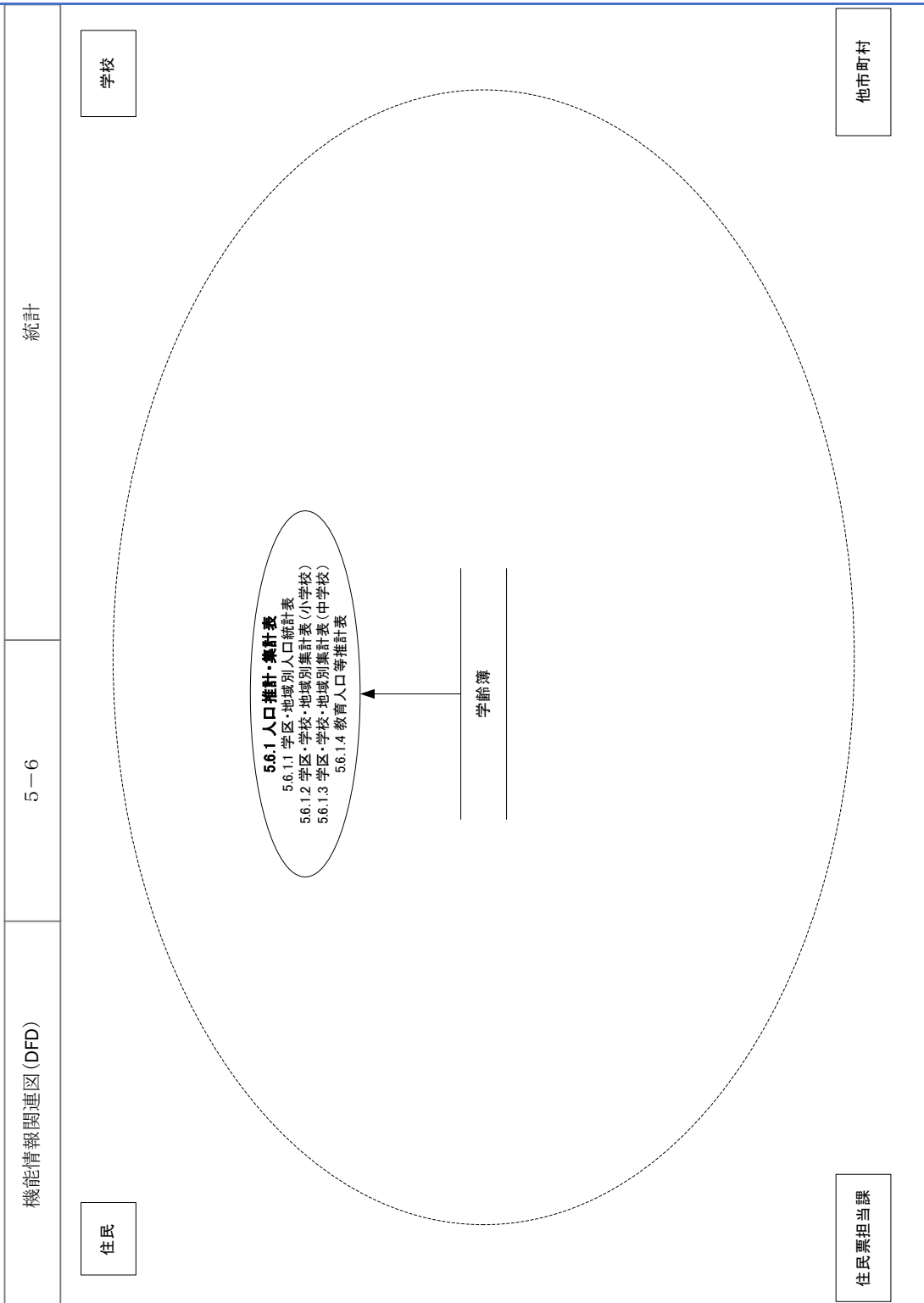


5.2

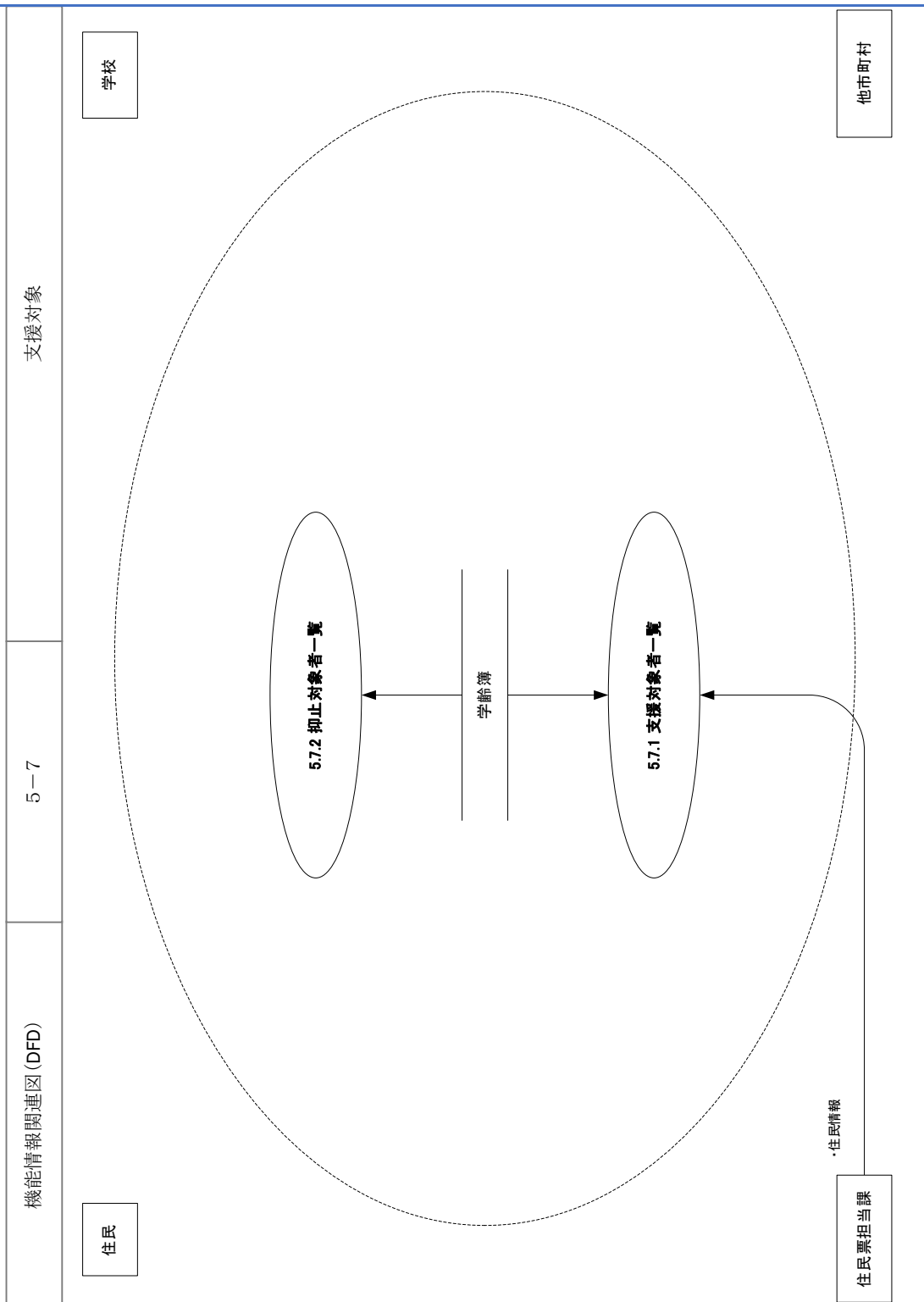
名簿出力

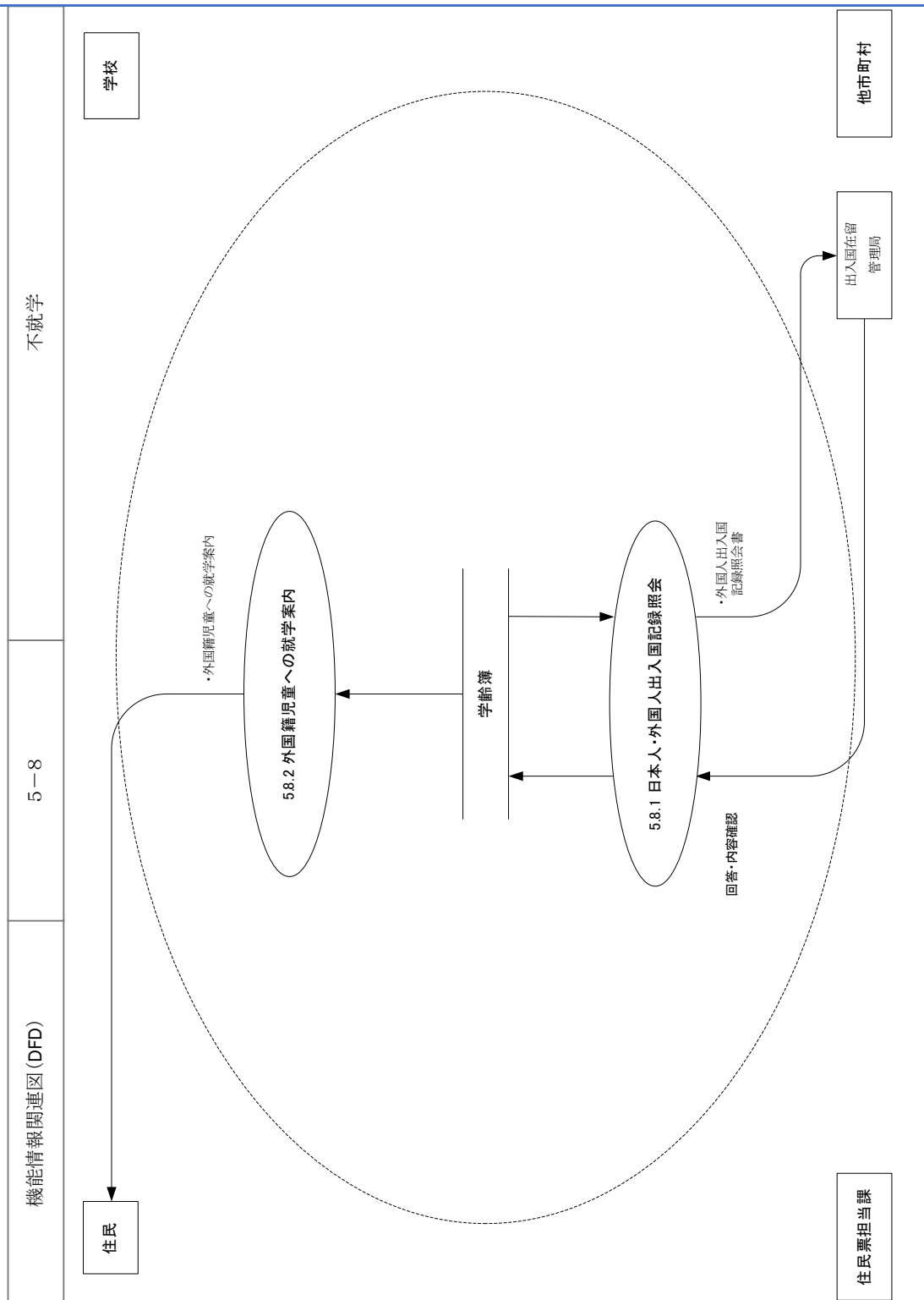






5.7 支援対象・抑止対象





第 3 章 機能要件

1 管理項目

1.1 学齢簿関連データ

1.1.1 児童生徒データの管理

(No. 1、9、24、35、37、43、44、100)

【実装すべき機能】

児童生徒の情報について、以下の項目を管理（※）又は住民記録システムから取得できること。

※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。

【学校教育法施行規則第30条に記載の項目】

- ・児童生徒氏名（外国籍を有する場合は本国名、通称名及び併記名をそれぞれ管理）
- ・児童生徒の現住所
- ・児童生徒の生年月日
- ・児童生徒性別

【学校教育法施行規則第30条に記載以外のその他項目】

- ・児童生徒宛名コード
（個人を識別するための番号、名寄せを行う際に必要）
- ・児童生徒カナ氏名（外国籍を有する場合は本国名、通称名及び併記名をそれぞれ管理）
- ・児童生徒通称名（日本人の場合に使用）
- ・児童生徒通称カナ氏名（日本人の場合に使用）
- ・児童生徒国籍
- ・児童生徒郵便番号

外国籍を有する児童生徒を管理でき、日本国籍を有する児童生徒と同様に、新入学処理及び異動処理ができること。また、外国籍を有する児童生徒の本国名、通称名及び併記名を管理できること。

外国籍を有する児童生徒の氏名文字数に対応すること。

【実装してもしなくても良い機能】

- ・児童生徒前住所
- ・児童生徒メールアドレス

- ・児童の住所コード
- ・児童の行政区（地域、地区、自治会）コード
- ・世帯番号
- ・世帯主宛名コード（個人を識別するための番号）
- ・世帯主氏名
- ・世帯主カナ氏名
- ・居所（現住所と違う場合に使用）
- ・居所不明状況
- ・居所不明年月日

※居所不明状況、居所不明年月日は、1年以上居所不明者である場合

【実装しない機能】

- ・児童生徒電話番号又は携帯番号
- ・児童生徒メールアドレス
- ・児童生徒年齢

【考え方・理由】

実装すべき機能について、学校教育法施行規則第30条第1項第1号において、「学齢児童又は学齢生徒に関する事項 氏名、現住所、生年月日及び性別」を学齢簿に記載する事項として定められているため。その他項目については、補足情報として管理を行うこと。

日本国籍を有する児童生徒の通称名については、離婚や支援措置などの理由により本名と異なる氏名（通名）を利用するケースが想定されるため、実装すべき機能とした。

住所コードや行政区（地域、地区、自治会）コードについては、住民記録システムから取得可能であるため、実装してもしなくても良い機能とした。

実装しない機能について、年齢など生年月日から計算が可能である項目については、メンテナンス等の煩雑さを招くため、実装しない機能とした。

外国籍を有する児童生徒の氏名を帳票に印字する際は、本国名、通称名又は併記名の何れかを選択できること。

外国籍を有する児童生徒の氏名字数については、住民記録情報の文字数にあわせることが望ましい。

世帯番号、世帯主宛名コード、世帯主氏名及び世帯主カナ氏名については、児童に対するものを管理し、住民記録システムから取得可能であるため、実

装してもしなくても良い機能とした。

居所については、住民票記載の住所とは異なる場所に居住しているケースが多数あるとの意見もあり、実装してもしなくても良い機能とした。

児童生徒の電話番号、携帯番号及びメールアドレスについては、保護者の情報と同一であるケースが多数と想定されるため、実装しない機能とした。

1.1.2 保護者データの管理

(No. 2、10、32、33、34、36、38、39、43、44、45、100)

【実装すべき機能】

保護者に関する情報について、以下の項目を管理又は住民記録システムから取得できること。

【学校教育法施行規則第30条に記載の項目】

- ・保護者氏名（外国籍を有する場合は本国名、通称名及び併記名をそれぞれ管理）
- ・保護者の現住所
- ・保護者と児童生徒との関係（児童生徒に対する保護者の続柄を管理例：父、母など）

【学校教育法施行規則第30条に記載以外のその他項目】

- ・保護者宛名コード（個人を識別するための番号）
- ・保護者カナ氏名（外国籍を有する場合は本国名、通称名及び併記名をそれぞれ管理）
- ・保護者国籍
- ・保護者郵便番号
- ・保護者電話番号又は携帯番号

外国籍を有する保護者を管理できること。また、外国籍を有する保護者の本国名、通称名及び併記名を管理できること。

外国籍を有する保護者の氏名文字数に対応すること。

【実装してもしなくても良い機能】

- ・保護者のメールアドレス

- ・ 保護者通称名（日本人の場合に使用）
- ・ 保護者通称カナ氏名（日本人の場合に使用）
- ・ 保護者の住所コード
- ・ 保護者の行政区（地域、地区、自治会）コード
- ・ 保護者性別
- ・ 身元引受人宛名コード（個人を識別するための番号）
- ・ 身元引受人氏名
- ・ 身元引受人カナ氏名
- ・ 身元引受人住所
- ・ 身元引受人電話番号又は携帯番号
- ・ 身元引受人児童生徒との関係（児童生徒に対する身元引受人の続柄を管理 例：父、母など）
- ・ 身元引受人のメールアドレス

【実装しない機能】

- ・ 預け先名（保育先名）
- ・ 預け先住所（保育先住所）

【考え方・理由】

実装すべき機能について、学校教育法施行規則第 30 条第 1 項第 2 号において、「保護者に関する事項 氏名、現住所及び保護者と学齢児童又は学齢生徒との関係」を学齢簿に記載する事項として定められているため。その他項目については、補足情報として管理を行うこと。

住所コード、行政区（地域、地区、自治会）コードや保護者性別については、住民記録システムから取得可能であるため、実装してもしなくても良い機能とした。

外国籍を有する保護者の氏名を帳票に印字する際は、本国名、通称名又は併記名の何れかを選択できること。

外国籍を有する保護者の氏名字数については、住民記録情報の文字数にあわせることが望ましい。

日本国籍を有する保護者の通称名については、離婚や支援措置などの理由により本名と異なる氏名（通名）を利用するケースが想定されるため、実装してもしなくても良い機能とした。

1.1.3 市町村内学校関連データの管理

(No. 3、12、13、14、15、16、17、18、20、21、27、28、29、40、46、47、49)

【実装すべき機能】

市町村内学校関連情報について、以下の項目を管理又は住民記録システムから取得できること。

就学前児童の仮データの登録ができ、管理できること。また、新中学校1年生についての仮データの登録ができ、対象児童が小学校6年生時に仮データとの共存を可能とすること。

【学校教育法施行規則第30条に記載の項目】

- ・ 就学校名
- ・ 学校入学年月日
- ・ 学校転入学年月日
- ・ 学校編入学年月日
- ・ 学校転学年月日
- ・ 学校卒業年月日

※就学校名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日は、小学校・中学校等の記載欄が必要。

【学校教育法施行規則第30条に記載以外のその他項目】

- ・ 指定小学校区（住所から判別されるものを管理）
- ・ 指定中学校区（住所から判別されるものを管理）
- ・ 就学指定校名（学校区から判別されるものを管理）
- ・ 希望就学校名（学校選択制導入自治体のみ使用、選択機能校を管理）
- ・ 希望就学校受付年月日（学校選択制導入自治体のみ使用）
- ・ 退学年月日

※就学指定校名、希望就学校、希望就学校受付年月日、退学年月日は、小学校・中学校等の記載欄が必要。

- ・ 学級区分（通常の学級、特別支援学級等）
- ・ 学年

※義務教育学校の場合は、中学校1～3年相当学年を7～9と表示できること。

- ・ 就学校変更事由
- ・ 就学校変更申請年月日

- ・ 就学校変更許可年月日
- ・ 就学校変更期間
 - ※義務教育学校の場合は、小1相当から中3相当まで最大9年間で設定できること。
- ・ 原級留置に関する事項
 - 例)
 - 原級留置決定年月日
 - 原級留置期間
 - 原級留置理由
- ・ 不就学情報
 - 例)
 - 不就学期間
 - 不就学理由
- ・ 副籍校名（特別支援学校就学時のみ使用）
- ・ 転入前学校

【実装してもしなくても良い機能】

- ・ 就学援助有無
- ・ 転出先学校
- ・ クラス
- ・ 出席番号
- ・ 就学校変更区分
- ・ 就学校変更不許可理由
- ・ 就学校変更開始学年

【考え方・理由】

実装すべき機能について、学校教育法施行規則第30条第1項第3号イにおいて、「当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日」を学齢簿に記載する事項として定められているため。

「副籍校名」については、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）において、特別支援学

校に在籍する児童生徒が、地域の学校に副次的な籍を置く取組の一層の普及推進の重要性が示されているため、実装すべき機能とした。

また、「就学援助有無」については現在管理している自治体と管理していない自治体とに分かれているが、就学援助システムを導入する場合には二重管理となってしまうため、運用に合わせて利用の可否を検討すれば良い。

「転出先学校」を管理する自治体もあるが、転出先の学校へ問合せをすることが想定されないとの意見もあり、実装してもしなくても良い機能とした。

「クラス」及び「出席番号」は就学事務システム(学齢簿編製等)にて保有すべき項目ではないが、校務支援情報との連携、学齢簿の出力順としての使用が想定されるため、実装してもしなくても良い機能とした。

就学校変更区分は、指定校変更の状況(申請中、就学校変更中、就学校変更の満了、申請却下など)を管理する自治体もあるとのご意見から、実装してもしなくても良い機能とした。

就学校変更開始学年は、就学校変更は翌年度(翌年度の学年)からのケースも想定されるとのご意見から、実装してもしなくても良い機能とした。

1.1.4 区域外学校関連データの管理

(No. 4、16、22、30、46)

【実装すべき機能】

区域外学校情報について、以下の項目を管理すること。

【学校教育法施行規則第30条に記載の項目】

- ・ 就学校名
- ・ 設置者名
- ・ 学校入学年月日
- ・ 学校転入学年月日
- ・ 学校編入学年月日
- ・ 学校転学年月日
- ・ 学校卒業年月日
- ・ 学校退学年月日

※就学校名、設置者名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日、学校退学年月日は、小学校・中学校等の記載欄が必要。

【学校教育法施行規則第30条に記載以外のその他項目】

- ・ 区域外就学事由

- ・ 区域外就学申請年月日
- ・ 区域外就学許可年月日
- ・ 区域外就学期間

【実装してもしなくても良い機能】

- ・ 区域外就学区分
- ・ 区域外就学不許可理由
- ・ 区域外就学開始学年

【考え方・理由】

実装すべき機能について、学校教育法施行規則第 30 条第 1 項第 3 号ロにおいて、「学校教育法施行令第九条に定める手続により当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日」を学齢簿に記載する事項として定められているため。

設置者名については、学校教育法第 2 条第 1 項において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。」と定められており、本条にて定められた内容を設定するものとする。

区域外就学区分は、区域外就学の状況（協議中、区域外就学中、区域外就学の満了、申請却下など）を管理する自治体もあるとのこと意見から、実装してもしなくても良い機能とした。

区域外就学開始学年は、区域外就学は翌年度（翌年度の学年）からのケースも想定されるとのこと意見から、実装してもしなくても良い機能とした。

1.1.5 特別支援学校関連データの管理

(No. 5、16、46)

【実装すべき機能】

特別支援学校情報について、以下の項目を管理すること。

【学校教育法施行規則第 30 条に記載の項目】

- ・ 就学校名
- ・ 設置者名

- ・学校入学年月日
- ・学校転入学年月日
- ・学校編入学年月日
- ・学校転学年月日
- ・学校卒業年月日
- ・学校退学年月日

※就学校名、設置者名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日、学校退学年月日は、小学校・中学校等の記載欄が必要。

【実装してもしなくても良い機能】

- ・障がい区分

【考え方・理由】

学校教育法施行規則第30条第1項第3号ハにおいて、「特別支援学校の小学部又は中学部に就学する者について、当該学校及び部並びに当該学校の設置者の名称並びに当該部に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日」を学齢簿に記載する事項として定められているため。

設置者名については、学校教育法第2条第1項において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。」と定められており、本条にて定められた内容を設定するものとする。

1.1.6 督促関連データの管理

(No. 6、19)

【実装すべき機能】

督促情報について、以下の項目を管理すること。

【学校教育法施行規則第30条に記載の項目】

- ・校長からの就学の督促に関する通知受理年月日
- ・就学督促年月日

【実装してもしなくても良い機能】

- ・就学督促事由

【考え方・理由】

学校教育法施行規則第 30 条第 1 項第 4 号において、「就学の督促等に関する事項 学校教育法施行令第二十条又は第二十一条の規定に基づき就学状況が良好でない者等について、校長から通知を受けたとき、又は就学義務の履行を督促したときは、その旨及び通知を受け、又は督促した年月日」を学齢簿に記載する事項として定められているため。

「就学督促事由」については、一部の自治体においては管理項目とせず、メモ情報として文字列にて管理しており、そのような方式でも問題ない。

1.1.7 猶予・免除関連データの管理

(No. 7, 8, 31, 41, 48)

【実装すべき機能】

猶予・免除に関する情報について、以下の項目を管理すること。

【学校教育法施行規則第 30 条に記載の項目】

- ・ 就学猶予年月日
- ・ 就学猶予事由
- ・ 就学猶予期間
- ・ 就学猶予復学年月日
- ・ 就学免除年月日
- ・ 就学免除事由
- ・ 就学免除復学年月日

【学校教育法施行規則第 30 条に記載以外のその他項目】

- ・ 猶予・免除されていた年数

【考え方・理由】

実装すべき機能について、学校教育法施行規則第 30 条第 1 項第 5 号において、「就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日」を学齢簿に記載する事項として定められているため。

「猶予・免除されていた年数」についてはベンダごとに管理方法が異なる。

メモや備考などへの入力と学年を下げる入力を併用して行う運用や、実際の学年と異なる入力があった場合のチェック機能を有する場合もある。外国籍を有する者の入学の場合に1つ学年を下げる場合などもあり、管理項目として必要と考えられる。

1.1.8 学齢簿変更関連データの管理

(No. 11、25)

【実装すべき機能】

学齢簿の変更が発生する場合において、以下の項目を管理すること。

【学校教育法施行規則第30条に記載以外のその他項目】

- ・学齢簿変更届出年月日
- ・学齢簿変更年月日
- ・学齢簿変更事由

【実装しない機能】

- ・学齢簿消除事由
- ・学齢簿消除年月日

【考え方・理由】

学齢簿情報の異動履歴を管理する上で必要であるため、変更の時点と事由を管理する。また、消除に関しては「学齢簿変更事由」及び「学齢簿変更年月日」にて管理可能であるため。

学齢簿変更届出年月日は、届出によらない異動の場合については、空欄でも可とする。

1.1.9 支援対象者関連データの管理

(No. 23)

【実装すべき機能】

DV／ストーカー等の支援対象者情報について、以下の項目を管理すること。

【学校教育法施行規則第30条に記載以外のその他項目】

- ・支援対象者情報

住民記録情報の内容を参照し把握でき、就学事務独自の該当者の管理(例: フラグ管理)が行えることとする。また、DV/ストーカー等の支援対象者情報を画面照会した場合は、該当者(世帯員を含め)である旨に気づけること。

【考え方・理由】

DV/ストーカー等の支援対象者情報は、住民記録情報に準拠しているケースが多いが、就学事務独自で把握する情報もあるため、その部分はメモで管理を行っている場合も見受けられた。住民記録情報の内容を参照し把握でき、さらに学齢簿固有の対象者と情報の登録ができることが望ましい。

1.1.10 備考関連データの管理

(No. 26)

【実装すべき機能】

備考について、以下の項目を管理すること。

【学校教育法施行規則第30条に記載の項目】

・備考

備考に登録された内容は照会でき、新年度に切り替わっても内容は引き継がれること。

【考え方・理由】

学校教育法施行規則第30条第1項第6号において、「その他必要な事項市町村の教育委員会が学齢児童又は学齢生徒の就学に関し必要と認める事項」を学齢簿に記載する事項として定められているため。

1.1.11 メモ関連データの管理

(No. 105)

【実装すべき機能】

メモについて、以下の項目を管理すること。

【学校教育法施行規則第30条に記載以外のその他項目】

- ・メモ

メモは個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモを入力した者のユーザ ID 及び日時が記録されること。メモ入力されたものについては、通知書や学齢簿等の外部向け帳票に出力されないこと。また、メモ登録されている対象者を画面照会した場合は、メモがある旨に気づけること。

【実装してもしなくても良い機能】

メモの修正・削除について履歴管理されること。

【考え方・理由】

個人を単位とした記載事項を限定しないメモ情報の入力を必要としているため。

1.1.12 その他のデータの管理

(No. 42, 103)

【実装してもしなくても良い機能】

その他の情報として、以下の項目を管理すること。

- ・就学校区分

【実装しない機能】

- ・任意の項目

【考え方・理由】

児童生徒の就学校の状態（例：就学校変更就学、区域外就学、特別支援学校就学、国私立就学、学校選択制による就学、転出など）を EUC 機能利用時など容易に判別する項目が必要であるとも考えられるが、異動事由や各種項目などの組み合わせで判別可能であるため、実装してもしなくても良い機能とした。

任意の項目については、用途が明確となっていない項目であるため、実装しない機能とした。

1.2 その他の管理項目

1.2.1 データ変更記録の管理

(No. 50、250)

【実装すべき機能】

1.1 (学齢簿関連データ) に規定する変更記録は、以下の項目を管理すること。

- ・異動者
- ・異動日
- ・処理日
- ・届出日
- ・入力場所
- ・入力端末

また、変更したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。

- ・学齢簿に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。
- ・データキーは、児童生徒宛名コードと履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。
- ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。
- ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。

【実装しない機能】

変更があった学齢簿の内容は、取り消し線による記載ができること。

【考え方・理由】

変更記録の管理方法については、確認した全自治体で同様の方式を用いて履歴管理を行っており、変更前の内容については、一つ前の履歴として管理している。

取り消し線による学齢簿への記載については、紙での管理を行う場合を想定しているが、実情は異動履歴の照会を画面表示にて行っているとの回答が多数であったため不要とした。

異動日には、その異動の効力が生じる日、処理日には、その異動を学齢簿システム上に反映した日、届出日には、その異動の届出があった日をそれぞれ設定するものとする。

届出日は、届出によらない異動の場合については、空欄でも可とする。

1.2.2 入力場所・入力端末

【実装すべき機能】

システムログや通知書発行管理に使用するため、就学事務システム(学齢簿編製等)を使用する場所として、本庁、支所、出張所、就学事務システム(学齢簿編製等)利用課等の入力場所及び入力端末等の登録管理ができること。

指定都市においては、行政区(総合区を設置している場合は総合区。以下同じ。)(区役所)を管理できること。

【考え方・理由】

システムログや通知書発行管理に使用するための就学事務システム(学齢簿編製等)を使用する場所(本庁・支所・出張所・就学事務システム(学齢簿編製等)利用課等の入力場所)及び入力端末等を管理する機能が必要である。

1.2.3 学齢簿情報の削除

(No. 51)

【実装してもしなくても良い機能】

システムで削除した学齢簿データの保存(システムから削除する場合の磁気ディスク等への保存)ができること。

【考え方・理由】

成人式案内の情報として活用するケースもあり、卒業後も5年以上管理する必要があるために実装を検討したが、全ての自治体及びベンダにおいて削除データの保管機能を有していないため、実装してもしなくても良い機能とした。

1.2.4 公印管理

(No. 52、268)

【実装すべき機能】

公印管理（教育長及び職務代理者等の公印が管理できる）ができること。

【考え方・理由】

通知書等を出力する場合、印字する電子公印を帳票ごとに設定する必要があるため。また、他部署で通知書を発行する場合、他部署の公印も設定できるように考慮すること。

1.2.5 認証者

(No. 268)

【実装すべき機能】

通知書等の認証者は、教育長及び職務代理者等について、職名・氏名の管理ができること。

また、期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるよう職務代理者期間の管理ができること。

【考え方・理由】

通知書等を出力する場合、印字する認証者を設定する必要があるため。また、他部署で通知書を発行する場合、他部署の認証者も設定できるように考慮すること。

1.2.6 通知書発行履歴の管理

(No. 53)

【実装すべき機能】

1.1 (学齢簿関連データの管理) に規定する通知書の通知書発行履歴は、以下の項目を管理すること。

- ・通知年月日時
- ・通知場所
- ・通知対象者（児童生徒及び保護者を管理）
- ・通知書の種別
- ・枚数
- ・文書番号
- ・端末名、ユーザ ID

【考え方・理由】

通知書の発行状況の確認を行う上で必要となる。

一括出力時には、発送者一覧を別途出力していることから、通知書発行履歴への出力有無を単票出力時、一括出力時又は両方を選択できるよう考慮が必要である。

1.2.7 学区管理

(No. 54, 55, 56, 265, 266, 267)

【実装すべき機能】

住所による学区の自動設定ができること。当該児童生徒の現住所が入力されると学区の設定により自動で就学指定校が選択されること。

【考え方・理由】

学区の設定については全ての自治体において管理できている。学区の年度管理については、毎年行われるものでないため実装すべき機能とせず、学区の変更が行われた場合は、「1.2.8 学校の新設・統廃合」にて管理を行うこととする。

1.2.8 学校の新設・統廃合

(No. 57, 58)

【実装すべき機能】

新設校・廃校の設定ができること。新設校・廃校による学区の設定ができること。

【考え方・理由】

新設校の追加、廃校の削除、学区変更による異動履歴の記録を伴う一括更新を行う機能が必要であるため。

1.2.9 コード・パラメータ管理

(No. 194, 263, 264, 265)

【実装すべき機能】

以下の項目について、コードと名称を任意に設定し編集できること。

- ・保護者と児童生徒との関係（児童生徒に対する保護者の続柄を管理

例：父、母など)

- ・ 性別
- ・ 国籍
- ・ 支援対象者区分
- ・ 学年
- ・ 小、中学校区
- ・ 学校選択制の範囲
- ・ 学校名、設置者名、学校住所、学校電話番号
- ・ 学級区分
- ・ 学齢簿変更事由
- ・ 就学校変更事由
- ・ 区域外就学事由
- ・ 就学猶予事由
- ・ 就学免除事由
- ・ 不就学理由
- ・ 原級留置理由

【実装してもしなくても良い機能】

コード・パラメータ管理の情報として有効期間を有し、該当期間時点のマスター・パラメータを参照できること。

以下の項目について、コードと名称を任意に設定し編集できること。

- ・ 就学校変更区分
- ・ 就学校変更不許可理由
- ・ 区域外就学区分
- ・ 区域外就学不許可理由

【考え方・理由】

保護者の続柄については、住民記録情報の続柄とは異なり、保護者と児童生徒との関係（児童生徒に対する保護者の続柄を管理 例：父、母など）を学齢簿情報として管理する必要がある。

学校名については、令和2年12月22日に文部科学省より「学校コードの取り扱いについて」が公開されており、全国全ての学校に一意的コードを設定し、横断的に管理できる仕組みを構築しており、これらを活用すべきとご

意見をいただいた。ご意見を踏まえ、学校コードについては、本コードを使用することとする。

中間標準レイアウト仕様にて定義されているコードについては、学齢簿システムとして変更は行わず、定義されている内容を利用すること。

学区、学校名など、変更となる可能性がある項目について、必要に応じて有効期間を設定することで、変更が生じた際に変更前後の印刷に対応することが可能となる。

1.2.10 帳票管理

(No. 188、202、268)

【実装すべき機能】

以下の保護者宛て通知書等の印字内容をマスタ管理し、任意に設定し編集できること。

- ・ 帳票タイトル
- ・ 通知文
- ・ 様式番号
- ・ 公印有無
- ・ 公印の種類の設定（教育長印、職務代理人印、教育委員会印など）
- ・ 認証者肩書
- ・ 認証者

【考え方・理由】

自治体ごとに保護者宛て通知書等については、帳票タイトル、通知文、公印有無に違いがあり、運用に合わせて変更できることが望ましい。

通知書のタイトルは「入学通知書」、「小学校入学通知書」、「入学のお知らせ」など現状に合わせて、帳票の用紙サイズに文字数の制限はあるが、任意に編集できること。通知文についても、担当者が自由に変更可能であること。

帳票タイトル、通知文及び様式番号については、管理項目とせずに帳票のひな型ファイルを直接編集する等のセットアップ作業で対応でも可とする。

公印については、認証者と合わせて保護者宛て通知書等ごとに設定可能であること。

1.2.11 健康診断通知書管理

(No. 140、144、269)

【実装すべき機能】

健康診断の実施情報について、学校ごとに以下の項目を管理し、健康診断通知に印字できること。

- ・実施日時
- ・実施場所
- ・受付開始／終了時間

【考え方・理由】

健康診断通知書を出力する際、学校ごとに印字内容を切替える必要があるため。

1.2.12 入学通知書管理

(No. 146、147、270、271)

【実装すべき機能】

学校ごとに以下の項目を管理し、小学校入学通知書及び中学校入学通知書に印字できること。

- ・入学期日
- ・入学式年月日
- ・入学式開始時間
- ・受付開始／終了時間
- ・備考

【考え方・理由】

入学通知書を出力する際、学校ごとに印字内容を切替える必要があるため。

2 検索・照会・操作

2.1 学齢簿関連データ

2.1.1 検索機能

(No. 88)

【実装してもしなくても良い機能】

システム利用者（ID 単位）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。

また、それら検索履歴を選択することにより、同じ条件による再検索及び検索履歴を活用した新たな検索にも対応できること。

【考え方・理由】

検索結果の保存は有効であると考えるが、検索条件の保存については、使用頻度が少ないと想定されるため、実装してもしなくても良い機能とした。

2.1.2 検索文字入力

(No. 80、81、82)

【実装すべき機能】

フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。

以下のあいまい検索ができること。

- ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。
例 「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ヒ」と「ピ」
- ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。
例 「ッ」と「ツ」、「ャ」と「ヤ」、「ユ」と「ユ」、「ヨ」と「ヨ」
- ・氏名（カナ）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。
- ・名（氏名の名）のみの検索ができること。
- ・氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。
- ・氏名フリガナ検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が「オ段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できること。

- ・長音の有無を無視できること。
- ・入力ゆらぎ対応として、「ー(全角長音)」と「ー(全角ダッシュ)」と「- (全角マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、 「-(半角長音)」と「-(半角ハイフン、 マイナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理されること。
- ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。

例：検索文字の例

「辺」で検索時は「邊」、「边」、「邊」、「邊」等、

「浜」で検索時は「濱」、「頻」、「濱」、「濱」等、

「藤」で検索時は「藤」、「籐」、「籐」等が検索対象文字となる。

- ・外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包含して検索できること。

なお、一般市町村においては、あいまい検索の機能として異体字検索は、実装してもしなくても良い機能とした。

【実装しない機能】

(株) や (有) 等の記号を入力及び検索できること。

【考え方・理由】

検索文字入力については、「住民記録システム標準仕様書」に準拠する。

2.1.3 基本検索

(No. 75、76、77、78、79、83、84、85、86、87、89、90)

【実装すべき機能】

氏名(漢字・アルファベットを含む)・カナ氏名・生年月日(西暦・和暦)・性別・住所・宛名コード・世帯番号・就学校名・学年から検索できること。

上記項目に関し、未就学児・児童生徒・保護者(保護者の場合は、就学校名、学年を除く)によらず検索ができ、複数項目による複合検索もできること。

外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具体的には外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が

想定されるが、具体的な実装方法は規定しない。

また、西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えた検索ができること。

検索により該当した情報の一覧表示できること。

検索結果が設定件数を超えるとメッセージが表示されること。

過去の検索結果履歴から選択することにより対象者の照会ができること。

【実装してもしなくても良い機能】

入学年月日、卒業年月日、異動日、クラス、保護者電話番号、学区、旧姓、旧住所を指定して検索できること。

生年月日の検索について、生年月日が不詳であることも考えられるため、「年」のみの検索、「年月」のみの検索が可能であること。

学齢簿の状態（入学前、就学中、卒業、不就学等）を指定して検索ができること。

就学校変更の許可期限が終了する児童生徒を検索できること。

検索結果を降順、昇順に並び替えることができること。

検索により該当した情報を選択した場合、該当者の属する世帯構成員の一覧表示ができること。

【実装しない機能】

検索結果を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）ができること。

兄弟姉妹の検索ができること。

【考え方・理由】

検索項目については検索ニーズが高い住民基本台帳情報を実装すべき機能とした。また、就学校名・学年については、就学事務システム(学齢簿編製等)として検索ニーズが高いと判断し、実装すべき機能とした。

住民記録システムにて生年月日不詳での登録が可能となっていることから、不詳検索を実装してもしなくても良い機能とした。

該当者の属する世帯構成員の一覧表示については、検索結果から遷移した画面（照会画面等）で世帯構成員の一覧が確認できれば良いので、実装してもしなくても良い機能とした。

「検索結果を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）ができること。」のような絞込み検索については、複数条件検索ができるの

であれば不要。

兄弟姉妹の検索は、該当者の属する世帯構成員の一覧表示で確認ができるため。

また、「メニューに戻ったり、画面を切り替えることなく、基本画面にて照会、異動、発行の操作が連続してできること。」は、操作性に関する要件であるため、標準仕様書には記載しない。

2.2 照会

2.2.1 学齢簿照会

(No. 90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、101、102、104)

【実装すべき機能】

個人を特定した後に、入学前、就学中、卒業、不就学等に関わらず該当者の学齢簿情報（1.1（学齢簿関連データで管理の情報））を照会できること。
学齢簿の状態（入学前、就学中、卒業、不就学等）が明示されること。
就学校と学区が違う場合は、明示されること。
兄弟姉妹の照会を切替えられること。

【実装してもしなくても良い機能】

「新年度」、「現年度」の情報をボタンで相互に照会できること。

【実装しない機能】

健康診断受診予定校及び実際に受診する学校の記録ができること。

【考え方・理由】

「新年度」、「現年度」の相互照会については、異動履歴画面からの展開も可能であるため、実装してもしなくても良い機能とした。

健康診断受診予定校及び実際に受診する学校の記録は、通知書上の印字項目とするが管理項目とはしないため、実装しない機能とした。

2.2.2 世帯員照会

(No. 90、106、108)

【実装すべき機能】

学齢簿の登録において、該当の児童生徒の世帯構成が一覧で参照できること。また、海外に転出した場合の確認及び住民基本台帳の抹消状況が確認できること。

【考え方・理由】

同一世帯員の住民記録情報や兄弟姉妹の学区情報、保護者の設定確認、世

帯内の異動状況など、一度の操作で確認できることで事務の効率化を図れる。

2.2.3 異動履歴照会

(No. 107、109、110)

【実装すべき機能】

個人を特定した後に、1.2.1（データ変更記録の管理）に規定する児童生徒の異動履歴を一覧形式で照会できること。

また、異動履歴一覧から選択した時点の学齢簿情報を照会できること。

【考え方・理由】

1.2.1（データ変更記録の管理）に規定する異動履歴を照会する。

入力の経緯等の確認の際に、入力場所がすぐ把握できるようにするため、入力場所の履歴照会機能は必要。

また、過去の異動履歴を短時間で確認することができ、業務効率に繋げることができる。異動履歴を時系列に表示することで経緯が判別できるようにする。

2.2.4 通知書発行履歴照会

(No. 53)

【実装すべき機能】

個人を特定した後に、1.2.6（通知書発行履歴の管理）に規定する通知書の発行履歴について、照会できること。

【考え方・理由】

通知書の発行状況の確認を行う上で必要となる。

2.2.5 漢字文字の照会等

(No. 59)

【実装すべき機能】

漢字文字の照会については、拡大して照会ができること。

【実装してもしなくても良い機能】

漢字文字の入力については、拡大して入力ができるとともに、文字コード

の照会ができること。

【考え方・理由】

漢字文字の拡大表示については、複数の自治体よりニーズがあるため必要とする。

文字コードの照会や拡大しての入力は、就学事務システム(学齢簿編製等)の業務観点から、実装してもしなくても良い機能とした。

2.2.6 支援対象者照会

(No. 60, 123, 289, 290)

【実装すべき機能】

照会した該当者の学齢簿情報を確認する場合において、支援対象者である旨が明示的に確認でき、1.1.9(支援対象者関連データの管理)に規定する支援対象者の詳細情報が確認できること。

通知書等を即時発行及び一括発行する際は、支援対象者の住所を非表示にする制御が可能であること。また、通知書等の発送者一覧は、支援対象者である旨が明示的に確認できること。

加害者である場合、その旨に気づけること。

【考え方・理由】

支援対象者を保護し加害者等に対して誤って支援対象者に関する通知書等を発行することを防止するため、学齢簿情報を照会する場合において、支援対象者であることを確認できる必要がある。

支援対象者の就学事務システム(学齢簿編製等)での扱いについては、該当者である旨を画面に表示するもの、住所を非表示とするもの、メモ情報として管理するものなどベンダ毎に機能が異なる。何れかの方法で該当者の照会及び通知書等の誤った発送が抑止できる機能を必要とする。

2.3 操作

2.3.1 キーボードのみの画面操作

(No. 247)

【実装してもしなくても良い機能】

端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作が可能であること。

【考え方・理由】

就学事務システム(学齢簿編製等)は、住民記録情報との連携を基本としており、文字の入力量は多くなく画面操作の処理速度向上には繋がらないと想定するため、実装してもしなくても良い機能とした。

3 抑止設定

3.1 異動・発行・照会抑止

(No. 248、249)

【実装すべき機能】

支援対象者に対する抑止、操作権限管理（7.3 参照）に記載の排他制御に対する抑止、その他の抑止を管理できること。

住民記録システムに登録された支援対象者に対する抑止設定を参照し、異動入力・通知書発行、照会などの処理ごとに抑止（エラー、またはアラート）が表示されること。

各抑止機能について、異動入力、通知書発行、照会などの処理ごとに、個人及び世帯単位で、抑止（エラーとして処理不可、アラート表示を行うが処理可又は特段の制御を行わず処理可）の開始日及び終了日設定が可能であること。抑止が終了していない者について、抑止の一時解除ができること。

一時解除後、一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。

抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。

抑止・解除、又は一時解除できる権限は個別に設定できること。

なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。

検索結果の表示の際、抑止対象であることが明らかとなること。

抑止については1名の者に対して複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができること。

【考え方・理由】

抑止設定及び解除については、個人単位又は世帯単位いずれにも対応できることとし、市町村が選べるようにすることとした。

また、「住民記録システム標準仕様書「3.1（異動・発行・照会抑止）」」を参照し、1名の者に対して、抑止事由を複数設定する場合があるとの意見を踏まえ、複数設定できる機能を設けることとした。

4 学齡簿管理

4.1 新規就学者登録

学校教育法、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則に基づく新規就学者の学齢簿への記載等に関する機能のうち、新規就学者登録について記載する。

4.1.1 新就学者一括登録

4.1.1.1 新就学者一括登録

(No. 135)

【実装すべき機能】

新規就学者の学齢簿への記載の処理が行えること。

また、住民記録情報（日本国籍を有する者の住民データ・外国籍を有する者の住民データ）から記載事項を自動的に反映し、学齢簿に一括登録ができること。ただし、住民登録外者など自動判定が不可能な場合は、各項目の登録も可能であること。

自動反映によるエラーや論理的には成立するが特に注意を要するものがある場合はアラートを表示し、権限者によって確認・修正・追記が行えること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第1条第1項において、「当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。」、第1条第2項において、「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」とされているものである。

小学校に入学予定である新就学者の判定においては、住民記録情報の生年月日より判断することで一括作成できる。また、一括で学齢簿を作成する場合は、学齢簿情報のうち設定可能な管理項目を自動反映させることで、手作業による入力作業を軽減させること。

4.1.1.2 学区

(No. 135)

【実装すべき機能】

住民記録情報（日本国籍を有する者の住民データ・外国籍を有する者の住民データ）の住所コード、行政区（地域、地区、自治会）コード、番地から

自動的に判断して学区が設定できること。学区は小学校と中学校で区別して管理ができること。また、自動的に判断した学区の変更ができ、自動的に判断できなかった学区については入力によって設定ができること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第1条第1項において、「当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。」、第1条第2項において、「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」とされているものである。

このことから、住民記録情報（日本国籍を有する者の住民データ・外国籍を有する者の住民データ）から学区を自動判定し、学齢簿に反映させることができる。

また、「学区が未設定である児童生徒に関し、学区不明者名簿を出力でき、チェックが可能であること。」は、EUC機能で代用することとした。

4.1.1.3 保護者

(No. 69, 70, 118, 135, 232, 233)

【実装すべき機能】

住民記録情報（日本国籍を有する者の住民データ・外国籍を有する者の住民データ）から自動的に判断して保護者が設定できること。ただし、同一世帯に保護者が存在しない場合の別世帯からの登録や外国籍を有する児童生徒の保護者も任意に設定が可能であること。

なお、保護者認定申立による代理保護者が申請された場合も登録ができること。

保護者が未設定である児童生徒に対し、手入力による登録を行うため、保護者警告チェックリストで確認ができること。また、全体チェック用として保護者情報チェック一覧表が出力できること。

保護者警告チェックリスト、保護者情報チェック一覧表は、全件を指定するか、異動日範囲や処理日範囲を抽出条件にを指定して出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第1条第1項において、「当該市町村の区域内に住所を

有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。」、第1条第2項において、「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」とされているものである。

このことから、住民記録情報（日本国籍を有する者の住民データ・外国籍を有する者の住民データ）の続柄、世帯主などの情報から保護者を自動特定し、学齢簿に反映させることができる。

保護者については、登録状況確認が必要であることから各チェック表から確認することとした。

なお、有識者検討会において、保護者の自動設定はいくつものパターン（例：世帯主・続柄・筆頭者）があり、保護者を特定する条件のパターン化と判定の優先順位設定を市町村で設定できることが望ましいとの意見をいただいた。

4.1.1.4 入学予定者の個別登録

(No. 101, 116, 117)

【実装すべき機能】

新就学者の一括登録とは別に、入学が予定されている児童生徒を学齢簿に登録ができること。

任意の学年を入力できること。また、入力補助として生年月日から学年を自動算出し、設定ができること。

【考え方・理由】

新就学者の一括登録後、住民登録外者や転入者など追加で学齢簿に登録する必要がある場合に個別登録を行う。

4.1.1.5 就学予定者の確認

(No. 154)

【実装すべき機能】

新就学者の一括登録後、小学校就学予定者一覧が出力できること。

【考え方・理由】

新就学者の一括登録後、学齢簿を新規に作成した就学予定者の確認を行う。また、庁内連絡用や学校への連絡用として利用するため。

小学校就学予定者一覧を出力する際、事務処理の効率化を考慮し、学校で

の絞り込みができ、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

4.1.2 新就学者確定

4.1.2.1 入学確定処理

(No. 159、160)

【実装すべき機能】

小学校入学対象者に対して指定した入学年月日を一括登録できること。ただし、入学予定者のうち転出等の異動があった場合は、入学確定処理は行わないこと。

【考え方・理由】

入学予定者を新1年生として登録するために一括処理は必要である。また、確定すべき内容を手入力した場合、作業量の増加が見込まれ、一括登録を行うことで作業軽減が可能となる。

4.1.2.2 学年

(No. 117、160)

【実装すべき機能】

住民記録情報（日本国籍を有する者の住民データ・外国籍を有する者の住民データ）の生年月日から自動的に判断して、学年が自動設定できること。また、学齢簿側で入力された生年月日からでも学年の自動計算ができること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第1条第1項において、「当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。」、第1条第2項において、「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」とされているものである。

また、全員の学年を手入力した場合は作業量の増加が見込まれるため、職員の負荷軽減のため、自動計算による判定を実装すべき機能とした。

4.1.2.3 小学校入学者名簿

(No. 154、156、158、229、230)

【実装すべき機能】

学校や学年を抽出条件に指定した小学校入学者名簿が作成・出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

全件リストについては、XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。
(EUC 機能でも可)

【考え方・理由】

庁内連絡用及び学校連絡用として名簿を出力する必要があるため。また名簿情報はデータでの確認及び庁内での受け渡しが発生することが想定されるため電子データでの出力も必要機能とする。

また、「就学前幼児名簿、就学予定中学校一覧、国・私立入学者名簿について、次年度小中学校入学予定者について、小中区分選択ができること。学校ごとに選択、出力ができること。」は、EUC機能で代用することとした。

4.2 学齢簿異動

学校教育法、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則に基づく新規就学者の学齢簿への記載等に関する機能のうち、学齢簿異動について記載する。

4.2.1 転入学・編入学、新就学者異動

4.2.1.1 転入者・編入者の異動

(No. 61、62、63、64、65、68、69、117、125、166、167、168、179)

【実装してもしなくても良い機能】

転入者・編入者の学齢簿は、住民記録情報の異動情報から自動的に作成できること。一括作成しない場合は対象者を一覧表示した後、該当者を選択することで個別に反映することができること。また、住民記録情報の異動事由によって自動反映の有無を選択できること。

自動反映によらず個別での登録も可能とする。

異動時には保護者の自動設定、学区の自動設定、学年の自動設定ができ、履歴を作成すること。

【実装してもしなくても良い機能】

学校から転入報告をCSVで受け取り、システムに取り込むことができること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第1条第1項において、「当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。」、第1条第2項において、「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」とされているものである。

また、住民記録情報で異動となった児童生徒又は保護者の情報を学齢簿に反映させる必要があるため。

ただし、住民記録情報での異動をすべて反映する必要がないため、予め異動事由を選択できる機能を有し、必要な異動情報のみを自動反映することで確認作業の時間短縮が可能となる。また、有識者検討会では住民記録情報との連携については市町村で差があるため、権限者によるパラメータ設定により連携内容を設定できることが望ましいとの意見もいただいた。

転入報告をCSVデータで受け取りができる機能は、教育委員会に届け出た日と実際に入学した日が違うケースが想定されることから、学校からの情報による取り込み機能が必要である市町村も存在するため、実装してもしなくても良い機能とした。学校との連携については、今後も検討が必要であるため継続課題とする。また、組合立など複数の自治体に跨る学校の連携についても同様である。

4.2.1.2 二重登録

(No. 170、171)

【実装すべき機能】

再転入や帰化、住民登録外者から住民登録となった場合、過去の情報と新しい情報の2つのデータを同一人物としてチェックする機能を備え、二重登録と判断した場合は1つの学齢簿に統合することができること。

また、同一人リストが出力できること。

【考え方・理由】

再転入などにより学齢簿上で別人扱いとなり、同一人物の履歴として管理できないため。

本来、再転入者は住民記録情報で当該市町村転出時の宛名コードを使用することで二重登録を防ぐことが可能であるが、二重登録となってしまった場合の考慮が必要となるため、就学事務システム(学齢簿編製等)側で1つの学齢簿に統合する機能が必要である。

また、二重登録されてしまった場合のチェックとして、同一人リストにより二重登録を防ぐことができる。

同一人物としてチェックする項目は、カナ氏名・生年月日・性別で候補者を選定するが、チェックする項目を自由に選択できることが望ましい。

4.2.1.3 転入学の通知

(No. 166、172、173、174、175、176、189、190)

【実装すべき機能】

児童生徒の転入があった場合、学齢簿の登録を行った後、転入学通知書の出力ができること。また、転入学通知書の出力は転入処理を行った窓口でも即時発行ができること。

また、就学指定校と就学校が相違した状態であっても強制的に転入学通知

書が出力できること。

紛失等による保護者からの申出により、再発行も可能であること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第6条において準用される第5条に基づいて、「保護者に対し、速やかに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。」とされているものである。

転入学通知書は保護者向けと学校向けに通知が必要とされており、保護者向けには転入手続きにおいては、来庁された際に渡す事務手順となっている場合、転入受付窓口での発行が有効である。ただし、学校選択制を採用している市町村においては就学する学校の希望を受けて手続きを行う必要があるため、転入受付窓口での即時発行はできないことの考慮が必要である。

「就学指定校と就学校が相違した状態で強制的に転入学通知書を出力した場合、その履歴を削除できること。」は、操作性に関する要件であるため、標準仕様書には記載しない。

4.2.1.4 編入学の通知

(No. 178)

【実装してもしなくても良い機能】

児童生徒の編入があった場合、学齢簿の登録を行った後、編入学通知書の出力ができること。

【実装しない機能】

海外からの一時帰国や、外国籍を有する児童生徒の仮入学(体験入学)は、正規の就学とは区分を分け、仮入学についてもDBに登録し、通知書等を出力できること。

【考え方・理由】

日本国籍を有する学齢児童生徒が帰国した場合、その時点からその保護者には就学義務が課せられることとなり、住所地の教育委員会は住民基本台帳に基づいて学齢簿を編製し、保護者に対して就学すべき学校の指定・編入学期日を通知することとしている。

外国からの帰国等により新たに住民票を登録する場合など、転入元が日本でないことから編入学を行うことになる。この場合、編入学通知書を用いて

入学を許可する市町村があったが、ヒアリング調査の結果、転入学通知書にて代用しているとの回答が多数あったことから、実装してもしなくても良い機能とした。

仮入学については、法令上規定されていないため、実装しない機能とした。

4.2.2 学齢簿の記載事項等の変更

4.2.2.1 住民基本台帳異動の自動反映

(No. 61、63、64、65、68、69、125、134、166、167、168)

【実装してもしなくても良い機能】

住民記録情報に異動があった場合、住民記録情報より自動で反映できること。自動反映しない場合は対象者を一覧表示した後、該当者を選択することで個別に反映することができること。また、住民記録情報の異動事由によって自動反映の有無を選択できること。

異動時には保護者の自動設定、学区の自動設定ができ、履歴を作成すること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第1条第1項において、「当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。」第1条第2項において、「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」とされているものである。

また、住民記録情報で異動となった児童生徒又は保護者の情報を学齢簿に反映させる必要がある。ただし、住民記録情報での異動をすべて反映する必要がないため、予め異動事由を選択できる機能を有し、必要な異動情報のみを自動反映することで確認作業の時間短縮に繋げることが可能となる。なお、有識者検討会では住民記録情報との連携については市町村で差があるため、権限者によるパラメータ設定により連携内容を設定できることが望ましいとの意見もいただいた。

自動反映できなかった管理項目をチェックするにあたり、学齢簿・住基差異チェックリストで確認して修正する手続きとする。

4.2.2.2 住基異動者の確認

(No. 167、168、169、224)

【実装すべき機能】

児童生徒又は保護者に係わる住基異動者リストが出力できること。

指定した年月日の範囲に異動があったものを対象として、住基異動者リストを作成できること。また、外国籍を有する児童生徒又は保護者については、日本国籍を有する児童生徒又は保護者とは分けて出力することができること。

出力対象は、住民記録システムの異動事由ごとに出力有無を設定可能とすること。

XLSX 形式、CSV 形式により出力できること。(EUC 機能でも可)

【実装してもしなくても良い機能】

身元引受人に係わる住基異動者リストが出力できること。

【考え方・理由】

転入者、転出者や転居者などの異動情報を把握し、学齢簿の異動処理を行うために必要な確認リストである。また、確認作業は随時行うことが理想であるが、業務都合で月に1度などの事務スケジュールで作業を行う市町村もあるため、異動日付の範囲指定など抽出条件が選択できることが望ましい。

出力対象は、住民記録システムの異動事由ごとに出力有無を設定可能とすることで、学齢簿に影響を及ぼさない異動事由を除外することが可能となり、事務効率の向上に繋がるため。

4.2.2.3 学齢簿記載内容の変更

(No. 66、67、103、111、112、113、114、115、116、119、120、121、122、125、131、132、163、166、167、168、169、172、191)

【実装すべき機能】

学齢簿に記載された内容は任意に変更できること。また、年度途中でも保護者の変更や転学等の情報を変更できること。

学齢簿の記載内容に変更があった場合、異動通知書及び学齢簿異動者一覧が出力できること。また、異動入力した内容の履歴情報も作成・管理ができること。

異動日範囲や処理日範囲を抽出条件に指定して異動通知書及び学齢簿異動者一覧を一括出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

備考は最新のデータにて管理できること。

【実装しない機能】

任意の項目を登録でき、項目タイトルを自由にカスタマイズできること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第3条において、「新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。」とされているものである。そのため、登録された学齢簿情報は、任意に変更できる機能は必須である。ただし、変更処理を操作できるのは許可された権限者のみとする。

学齢簿異動者一覧は異動者の確認や学校への連絡に使われており、必要機能とし、人口規模や異動件数を考慮して一括出力機能があると望ましい。

任意項目の登録については今回の標準化に伴い、追加項目は発生しないため、実装しない機能とした。

「異動処理を行う場合、異動事由メニューから選択して操作できること。」は、操作性に関する要件であるため、標準仕様書には記載しない。

4.2.2.4 学齢簿の消除

(No. 115、124、167、168、172、180)

【実装すべき機能】

転出等により学齢簿が消滅する場合、在籍していた学校向けに異動通知書の出力ができること。また、保護者用と学校用の2種類の出力が可能であること。

【実装しない機能】

転出等により学齢簿が消滅する場合、在席していた学校向けに除籍報告書を出力できること。

【考え方・理由】

転出時の異動通知書は市町村によって運用が様々であることから、保護者に渡し、在席している学校へ提出する運用と、市町村から直接学校へ提出する運用に分かれるため、宛先を2つ準備すること。保護者が在籍校に提出する場合は、学校より在籍証明書等の書類を受け取り、新しい学校へ申請することで就学手続きを行うことになる。

また、学校宛て除籍報告書は異動通知書で代用できるため、実装しない機能とした。

4.2.2.5 不就学・猶予・免除

(No. 219、220、221、222、223)

【実装すべき機能】

不就学、就学義務の猶予又は免除に関する情報の登録・変更・照会ができること。

出席の督促についても督促履歴の登録・修正・照会ができること。

また、就学義務猶予の事由が消失した場合、転入学通知書を出力できること。

【考え方・理由】

外国籍を有する者の就学促進について、文部科学省より令和2年7月1日「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について」が通知されるなど、外国籍を有する者のみならず不就学情報の管理が必要とされているものである。また、就学義務が猶予又は免除される場合とは、学校教育法第18条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされており、不就学である状況を学齢簿で管理する必要がある。就学義務が猶予又は免除される場合とは、学校教育法第18条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされており、不就学である状況を学齢簿で管理する必要がある。

また、「児童生徒が特別な理由がなく小学校、中学校等へ就学していない場合に、就学義務年齢で学籍が付加されていない児童生徒を月例や随時のサイクルで抽出できること。」「不就学児童生徒氏名について、就学義務の猶予・免除処理を行っている児童生徒が一覧で表示されること。小中学校分が選択できること。猶予・免除の理由、期間が表示されること。」「病弱等・重国籍等により就学義務の猶予・免除中の場合に、都道府県あての通知書が自

動作成できること。」及び「学齢簿に登録されていない未就学児童生徒を一覧で出力できること。」は、EUC機能で代用することとした。

4.2.2.6 就学の猶予・免除の通知

【実装すべき機能】

就学困難が認められた児童生徒に対して、就学猶予又は免除することとなった場合、就学猶予・免除通知書の出力が可能であること。

【考え方・理由】

学校教育法第18条において、「就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。」とされていることから通知が必要である。

4.2.2.7 学校への通知

(No. 163、166、169、172、191、195)

【実装すべき機能】

学齢簿の内容に変更があった場合には異動通知書が出力できること。また、対象範囲は学齢簿に関連する住民記録情報の異動も含むこと。

異動通知書は一括出力ができること。

【考え方・理由】

市町村によって通知内容は様々ではあるが、異動があった内容を学校に通知する必要があるため。また、学齢簿変更通知書との名称で運用している市町村もあったが、標準化により名称を統一した。

人口規模や異動件数を考慮して一括出力機能があると望ましい。

4.2.3 学校選択制

4.2.3.1 学校選択制度

(No. 137、183)

【実装すべき機能】

学区の自動設定とは別に学校選択機能があること。学校選択制に伴う異動処理が可能であること。また変更・照会もできること。

【考え方・理由】

就学校を選択できる制度がある市町村向けに機能が必要であるため。

また、学校教育法施行規則第 32 条第 1 項において、「就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。」とされているものである。

「学校選択制度による在籍校を選択するときには、画面上で住所から判定したブロック内の学校を強調表示すること。」は、操作性に関する要件であるため、標準仕様書には記載しない。

4.2.3.2 抽選機能

(No. 184)

【実装しない機能】

学校選択制度による募集数を超過した場合、抽選対応ができること。

【考え方・理由】

募集人員が超過した場合は抽選を行っているが、抽選基準が市町村で相違することが考えられるため標準化は見送った。ただし、抽選作業を手作業で行なうことで高負荷が見込まれるため検討課題とする。

4.2.3.3 学校選択制の案内

(No. 138、139、225)

【実装してもしなくても良い機能】

新入学児童生徒を対象にした学校選択制案内書が発行できること。また、学校選択制案内書発送者一覧が出力できること。併せて、学校選択制調査書も出力できること。

学校選択制案内書と調査書は小学校向けと中学校向けに出力できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行規則第 32 条第 1 項において、「就学予定者の就学すべき

小学校、中学校又は義務教育学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。」とされており、この制度がある市町村も多数あることから、実装すべき機能とした。

小学校選択案内は就学前のため保護者宛てに送付されるが、中学校選択案内は小学校内で配布されることも想定されるため、分類（例：学校順など）できる機能が有効である。

4.2.4 就学校の変更

4.2.4.1 就学校の変更

(No. 185、192、193、196、197、198)

【実装すべき機能】

保護者からの申請に伴う、就学校変更に関する異動（登録・変更・照会）ができること。

就学校変更理由は、一覧から選択による入力ができること。また、変更した履歴を管理できること。

就学校変更の解除ができること。

就学校変更申請年月日範囲や就学校変更許可年月日範囲を抽出条件に指定して就学校変更者一覧が出力できること。また、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第8条において、「保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。」とされているものである。

また、「指定外期間満了者リストについて、指定外就学処理を行っている児童生徒の抽出ができること。」は、EUC機能で代用することとした。

4.2.4.2 就学校変更の申請

(No. 191)

【実装すべき機能】

就学校変更申請書が出力できること。また、就学校変更の申請理由、許可理由及び許可期間、学校名が管理できること。理由については一覧から選択ができること。

【実装してもしなくても良い機能】

審査等で不許可となる場合については、不許可通知書が出力できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第8条において、「保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。」と定められており、これらを追加・変更できる機能が必要である。

就学校変更申請書は、保護者に記入していただくことを目的としているため、印字内容は出力可能な項目のみとする。

不許可通知書については、申請許可となってから学齢簿システムの登録を開始する運用を行っている自治体が多数であることから、実装してもしなくても良い機能として整理を行うこととした。

4.2.4.3 許可期間の満了

(No. 186, 191)

【実装すべき機能】

就学校変更の許可期間が満了する児童生徒に対して、就学校変更を終了し、就学指定校に戻る処理ができること。また、就学校変更満了通知書および転入学通知書が出力できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第8条において、「保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。」と定められており、その許可期間が満了した場合は就学指定校へ就学するため。満了日が卒業日である場合は除く。

また、「就学校変更の許可期限が終了する児童生徒を検索できること。」は、EUC機能で代用することとした。

4.2.4.4 変更許可の通知

(No. 187, 188, 191)

【実装すべき機能】

就学校変更申請書による届出が許可された場合、就学校変更許可通知書を出力できること。また、保護者宛て・変更前後の学校長宛てで出力が可能であること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第8条において、「保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。」とされているものである。

4.2.5 区域外への就学

4.2.5.1 区域外への就学

(No. 199, 203, 206, 208, 209, 210, 211, 214)

【実装すべき機能】

区域外就学に伴う異動の登録・変更・照会ができ、区域外就学における管理項目の修正ができること。また、区域外学校へ就学する児童生徒を管理できること。

併せて、区域外就学申請年月日範囲や区域外就学許可年月日範囲を抽出条件に指定した区域外就学者一覧、就学校変更者一覧が作成できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において、「区域外就学等」の手続きが規定され、保護者が他の市町村の学校に就学させようとする場合、住所の存する市町村教育委員会との協議に基づき、他の市町村の教育委員会が受け入れを承諾した場合は、就学すべき学校を変更することが可能とされていることから、区

域外への就学における情報の管理が必要である。保護者が他の市町村の学校に就学させようとする場合、住所の存する市町村教育委員会との協議に基づき、他の市町村の教育委員会が受け入れを承諾した場合は、就学すべき学校を変更することが可能とされていることから、区域外への就学における情報の管理が必要である。

また、区域外就学者一覧は、事務手続き上の確認作業が必要であると判断した。

4.2.5.2 区域外就学の解除

(No. 207)

【実装すべき機能】

区域外就学が解除された場合は、解除日の任意入力や備考が入力できること。また、転入学通知書の出力ができること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において、「区域外就学等」の手続きが規定されており、区域外就学途中で保護者からの申出や許可の取り消しを考慮し、実装すべき機能とした。

4.2.5.3 区域外就学期間の満了

(No. 200、212、213、215)

【実装すべき機能】

区域外就学の期間が満了した等（住民記録情報の異動を伴わない事由）の場合、区域外就学を終了し、学齢簿の消除もしくは就学指定校に戻る処理ができること。また、区域外就学更満了通知書および転入学通知書を交付できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において、「区域外就学等」の手続きが規定されているものである。

また、「区域外就学期間が終了した児童生徒の一覧が画面表示できること。申請年度・申請事由・就学期間を条件として区域外就学の申請情報を検索して一覧が画面表示できること。」は、EUC機能で代用することとした。

4.2.6 区域外からの就学

4.2.6.1 区域外からの就学

(No. 199、206、208、209、210、211、213、214)

【実装すべき機能】

区域外就学に伴う異動の登録・変更・照会ができ、区域外就学における管理項目の修正ができること。また、市町村外から市町村内学校への就学する児童生徒を管理できること。

併せて、区域外就学申請年月日範囲や区域外就学許可年月日範囲を抽出条件に指定した区域外就学者一覧、就学校変更者一覧が作成できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において、「区域外就学等」の手続きが規定されているものである。また、区域外からの就学となるため市町村では住民票が無い場合、住民登録外者としての学齢簿編製が必要となる。

区域外就学者と一覧は、市町村外からの就学している児童生徒の確認作業が必要であるため、実装すべき機能とした。

4.2.6.2 区域外就学の申請

(No. 204)

【実装すべき機能】

区域外就学申請書の出力が可能であること。また、申請された書類より申請理由、許可理由及び許可期間、就学校名が管理できること。申請理由については、一覧から選択ができること。

【実装してもしなくても良い機能】

審査等で不許可となる場合については、不許可通知書が出力できること。

申請書を基に予定の入力、承諾書を受けての確定入力のように二段階での登録ができること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において、「区域外就学等」の手続きが規定されているものであり、市町村外の保護者より区域外就学の申請により学齢簿の登録を行うことになる。

また、申請理由は定型化しており一覧から選択することで入力誤りを抑止できる。

区域外就学申請書は、保護者に記入していただくことを目的としているため、印字内容は出力可能な項目のみとする。

不許可通知書については、申請許可となってから学齢簿システムの登録を開始する運用を行っている自治体が多数であることから、実装してもしなくても良い機能として整理を行うこととした。

予定入力と確定入力の二段階登録については、有識者検討会にて、申請管理はシステムへの登録は行っておらず別途ツールで管理を行っており、承認後にシステムへの登録を行っているとのこと意見をいただいた。一方で大都市においては、別途ツールでの管理は大変であり、セキュリティーの観点からも今後はシステム化が望まれるとのこと意見をいただいた。これら意見を踏まえ、自治体規模により管理方法が様々であるため、実装してもしなくても良い機能として定義することとした。

4.2.6.3 区域外就学協議書

【実装すべき機能】

市町村外の児童生徒が当該市町村内の学校に就学申請がある場合、相手先市町村に区域外就学協議書が出力できること。

併せて、区域外就学承諾書も出力できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において、「区域外就学等」の手続きが規定され、保護者が他の市町村の学校に就学させようとする場合、住所の存する市町村教育委員会との協議に基づき、他の市町村の教育委員会が受け入れを承諾した場合は、就学すべき学校を変更することが可能とされていることから、区域外からの就学における情報の管理が必要である。

区域外就学協議書と区域外就学承諾書はセットにして相手先市町村へ送付し、区域外就学承諾書は返信される運用となる。

なお、区域外就学協議書についてのヒアリング調査では、一部の市町村か

らは押印行為が必要なため、手作業で行っているとのことであったが、有識者検討会委員から、押印行為は法令上定められていないことから市町村内の事務手続きの見直しも検討課題であるとの意見をいただいた。

4.2.6.4 区域外就学許可の通知

(No. 201、202、204)

【実装すべき機能】

区域外就学申請に基づき、審査及び協議を経て区域外就学の承諾を得られた場合、区域外就学許可通知書が出力できること。また、保護者宛てと就学校先学校長宛てそれぞれの出力が可能であること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において、「区域外就学等」の手続きが規定されているものである。また、保護者及び就学校先学校長への通知をもって、区域外就学の手続きを完了させる。

4.2.7 国・私立就学

4.2.7.1 国・私立就学

(No. 216、217)

【実装すべき機能】

国・私立就学の届出に伴う異動の登録・変更・照会ができること。また、独立行政法人・都道府県立（特別支援学校）・私立通学者など（市町村立学校の児童生徒以外の市内在住者）についても、管理できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において、「区域外就学等」の手続きが規定されているものである。

4.2.7.2 国・私立就学の届出

(No. 217)

【実装すべき機能】

保護者より届出があった国・私立の就学校、期間を管理できること。また、国・私立への就学情報を履歴で管理できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において、「区域外就学等」の手続きが規定されているものである。

4.2.7.3 学校への通知

(No. 218)

【実装しない機能】

市内に住民登録されている児童生徒が国私立小中学校へ就学する場合、学校宛ての通知書を作成できること。

【考え方・理由】

学校宛ての通知書は、4.2.2.3（学齢簿記載内容の変更）に記載の異動通知書にて代用できるため、実装しない機能とした。

4.2.7.4 就学通知書の回収

(No. 177)

【実装しない機能】

国・私立学校等に就学の申出があった場合に就学通知書を交付せず、回収入力を行う。

【考え方・理由】

回収入力については管理項目に定義していないため。また、国・私立入学許可証の提出を受けることで就学変更や日付の登録を行う運用が可能であるため、実装しない機能とした。

4.2.8 進級・卒業

4.2.8.1 進級・卒業一括処理

(No. 136、161、164)

【実装すべき機能】

小学校の進級・卒業および中学校の入学・進級・卒業の一括処理（年次代替処理）ができること。また、一括更新の際、猶予・免除されていた年数お

よび原級留置を考慮して進級及び卒業処理から除外できるようにすること。

【考え方・理由】

作業負荷軽減のため、一括更新機能が必要。また、猶予・免除されていた年数および原級留置を考慮して進級及び卒業処理から除外できるなどの条件を付加すること。

4.2.8.2 卒業年月日

(No. 164、165)

【実装すべき機能】

小学校、中学校等の卒業対象者に対して、指定した卒業年月日を一括して登録できること。

【考え方・理由】

作業負荷軽減のため一括更新機能が必要であるため。

また、「卒業生名簿について、小中区分の選択ができること。学校ごとに出力できること。帳票ごとの通し番号が出力されること。児童生徒氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所、町内会、学年、保護者氏名、保護者続柄、備考、外国籍を有する者の場合は国籍が出力されること。」は、EUC機能で代用することとした。

4.2.8.3 原級留置対象者の把握

(No. 164)

【実装すべき機能】

原級留置対象者一覧が作成できること。

【考え方・理由】

年次処理において、原級留置対象者を把握することで、学年進級や卒業対象となっていないことの確認を行うため。

4.2.8.4 中学校入学者名簿

(No. 155、229、230)

【実装すべき機能】

学校や学年を抽出条件に指定した中学校入学者名簿が作成・出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

全件リストについては、XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。
(EUC 機能でも可)

【考え方・理由】

庁内連絡用及び学校連絡用として名簿を出力する必要があるため。また名簿情報はデータでの確認及び庁内での受け渡しが発生することが想定されるため電子データの出力も必要である。

4.2.8.5 就学校変更満了日

(追加)

【実装してもしなくても良い機能】

就学校変更を許可された児童生徒の就学校変更の満了日を一括して登録できること。

【考え方・理由】

満了日は3月31日と定められており、規定日として登録ができるため。また、作業負荷軽減が見込める。

4.3 学校の新設・統廃合

学校教育法、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則に基づく新規就学者の学齢簿への記載等に関する機能のうち、学校の新設・統廃合について記載する。

4.3.1 学校の新設・統廃合

4.3.1.1 学校の新設・統廃合

(No. 181、182、225)

【実装すべき機能】

新たに新設される学校による就学校の変更があった場合や学校の統廃合及び再編成があった場合は、学区の登録・変更ができ、該当する児童生徒の学区を一括更新できること。

また、新設校・廃校に伴う入学通知書が出力できること。併せて新設校・廃校に伴う入学通知書発送者一覧が出力できること。

通知書の種類により、必要に応じ新旧学校名の切り分け印字ができること。

【実装してもしなくても良い機能】

住居表示等により通学区域の変更があった際に、学区及び学校の変更後のデータを一括で取り込むことができること。

【考え方・理由】

学校の新設、統廃合及び学区の再編成に伴い、就学校が変更となることが想定される。その場合、新たな就学先の入学通知書を一括発行する必要があるため。一部の市町村では移籍通知書の名称で通知していたが、標準化に伴い名称を統一した。

通学区域の変更があるたびに個別に学区及び学校の修正を行うよりも、変更後のデータを一括で取り込むことで修正時の誤入力等を防ぐことができるため、変更後のデータを一括取り込みする機能を実装してもしなくても良い機能に整理を行うこととした。

5 発行

5.1 通知書等出力

5.1.1 入学予定通知書

(No. 150、151、152、153、225)

【実装すべき機能】

翌年度に入学が予定されている児童生徒の入学予定通知書が一括出力できること。入学予定通知書は小学校向けと中学校向けで抽出・出力ができること。また、入学予定通知書発送者一覧も出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【実装してもしなくても良い機能】

翌年度に入学が予定されている児童生徒のうち就学校変更申請および区域外就学申請書の手続き未了者に対して督促通知書が出力できること。また、督促通知書発送一覧も出力できること。

【考え方・理由】

市町村により対応方法と時期は異なるが、早い時期に入学予定通知書を発送しているケースがあることから、実装すべき機能とした。特に学校選択制度を採用している市町村で、学校選択希望調査票を送付するために予定として通知し、就学校が確定した時点で入学通知書を送付している。

また、「翌年度に入学が予定されている新入学児童生徒の情報を電子媒体への取り出しができること。」は、EUC機能で代用することとした。

督促通知書は手続き未了者の管理を行うことで、学齢簿の適切な管理と児童生徒の就学状況を正確に把握することができるため。

5.1.2 学校選択制通知

(No. 138、139、225)

【実装すべき機能】

学校を抽出条件に指定して、新入学児童生徒を対象にした学校選択制案内書が一括出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

学校選択制案内書発送者一覧が一括出力できること。併せて、学校選択制

調査書も一括出力できること。

学校選択制案内書と学校選択制調査書は小学校向けと中学校向けに一括出力できること。

学区から「選べる学校制度」に則ったブロック内の選択可能な学校の一覧を印刷できること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【実装しない機能】

新入学児童生徒を対象にした指定変更許可区域該当通知書対象者名簿、指定変更許可区域該当通知書対象者名簿兼入学希望学校調査票が発行できること。

【考え方・理由】

学校教育法施行規則第 32 条第 1 項において、「就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。」とされているものである。

小学校選択案内は就学前のため保護者宛てに送付されるが、中学校選択案内は小学校内で配布されることも想定されるため、分類（例：学校順など）できる機能が有効である。

指定変更許可区域該当通知書対象者名簿、指定変更許可区域該当通知書対象者名簿兼入学希望学校調査票については、学校選択制案内書、学校選択制案内書発送者一覧及び学校選択制調査書にて代用可能と想定されるため、実装しない機能とした。

なお、学校選択制度がない市町村においては利用の必要はない。

5.1.3 健康診断通知書・健康診断票

(No. 140、141、143、144、225)

【実装すべき機能】

新入学児童を対象にして学校を抽出条件に指定して健康診断通知書、健康診断票、健康診断予備調査票が一括出力できること。就学時健康診断の実施日・受付時間・受診場所を任意に設定でき、健康診断通知書発送者一覧も一括出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パタ

ーンの中から選択できること。

学校を抽出条件に指定して健康診断結果通知書、健康診断結果通知書発
送者一覧の一括出力ができること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、
出力順パターンの中から選択できること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【実装しない機能】

健康診断と同時に実施される講座などへの参加有無などの印字ができる
こと。

健康診断受診予定校及び、実際に受診する学校の記録が可能なこと。

健康診断票発送者一覧が出力できること。

健康診断予備調査票発送者一覧が出力できること。

【考え方・理由】

学校保健安全法第 11 条において、「学校に就学させるべき者で、当該市町
村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなけ
ればならない。」とされているものである。

健康診断実施当日の講座などへの参加有無の記載については、市町村ごと
の独自性が高いこと、受診予定校と受診校は管理項目ではないため、実装し
ない機能とした。

健康診断票発送者一覧、健康診断予備調査票発送者一覧については、健康
診断通知書発送者一覧と同じタイミングで出力すると想定されるため、実装
しない機能とした。

また、「新年度の健康診断データを作成するため、現小学校別に入学予定
の中学校を記載しているリストを出力できること。」は、EUC機能で代用
することとした。

5.1.4 入学通知書

(No. 146、147、148、149、225)

【実装すべき機能】

入学が決定した内容で保護者向けの入学通知書及び入学通知書発送者一
覧の一括出力ができること。また、学校を抽出条件に設定でき、小学校と中
学校で別々に出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、
出力順パターンの中から選択できること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第5条第1項において、「保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。」とされているものである。

ただし、国・私立学校への就学確定者や就学義務猶予免除中及び特別支援学校就学対象者など発送が不要な通知書は出力制御が必要である。

また、「新入学児童生徒の情報を電子媒体への取り出す機能があること。」は、EUC機能で代用することとした。

5.1.5 就学校変更満了通知書

(No. 225)

【実装すべき機能】

就学校変更の許可期間が満了した児童生徒に対して、就学校変更満了通知書が一括出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

就学校変更満了通知書発送者一覧が一括出力できること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第8条において、「保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。」と定められており、その許可期間が満了した場合や承認が取り消された場合は、当該学齢児童生徒の住所の存する教育委員会が指定する学校に就学させる旨を通知する必要がある。

5.1.6 区域外就学満了通知書

(No. 225)

【実装すべき機能】

区域外就学の許可期間が満了した児童生徒に対して、区域外就学満了通知書が一括出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

区域外就学満了通知書発送者一覧が出力できること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第9条において承諾を受けた学齢児童生徒は、その許可期間が満了した場合や承諾が取り消された場合は、当該学齢児童生徒の住所の存する教育委員会が指定する学校に就学させる旨を通知する必要がある。

5.2 名簿出力

5.2.1 学齢簿

(No. 126、127、128、129、130)

【実装すべき機能】

学校や学年を抽出条件に指定して学齢簿が一括出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。併せて、卒業年月日を条件に指定することで、特定年度の卒業者の学齢簿も一括出力が可能であること。

異動日範囲や処理日範囲を抽出条件に指定して、異動分の一括出力ができること。

学区別児童生徒一覧・外国籍児童一覧、外国籍生徒一覧により庁内連絡用の学齢簿情報が出力できること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【考え方・理由】

学校教育法施行令第2条において、「毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。」とされているものである。

また、通常は電子データで管理し、卒業時に一括出力する運用もあったため、卒業日範囲の条件などにより出力できることも必要である。

5.3 学齡簿情報出力

5.3.1 学齡簿情報

(No. 72)

【実装すべき機能】

学齡簿情報を XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。(EUC 機能でも可)

【考え方・理由】

庁内連携用として学齡簿に登載された情報を一覧として出力する必要があるため。また、ヒアリング調査により他業務（例：就学援助、校務支援、給食費管理等）で学齡簿データを使用しているとの回答により必要性を認め、実装すべき機能とした。

5.4 成人式案内出力

5.4.1 成人式案内

(No. 225)

【実装してもしなくても良い機能】

生年月日を抽出条件に指定して成人式案内の一括出力ができること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

成人式案内送付一覧の一括出力ができること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【考え方・理由】

ヒアリング調査により学齢簿データを使用して運用しているとの回答が多数あったが、市町村の独自性が高いため、実装してもしなくても良い機能とした。

また、有識者検討会では地方都市における成人式では案内だけでなく卒業校を参照することがあり、卒業時の学齢簿情報が必要不可欠との意見もいただいた。

5.5 運動会案内出力

5.5.1 運動会案内

(No. 225)

【実装してもしなくても良い機能】

生年月日を抽出条件に指定して運動会案内の一括出力ができること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

運動会案内送付一覧の一括出力ができること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【考え方・理由】

有識者検討会の議題により協議した結果、学齢簿データを使用して運用している事例もあり、実装してもしなくても良い機能とした。

5.6 統計

5.6.1 人口推計・集計表

5.6.1.1 学区・地域別人口統計表

(No. 236、256)

【実装すべき機能】

学区・地域別人口統計表が作成できること。併せて、XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。(EUC 機能でも可)

【実装してもしなくても良い機能】

学区・地域別人口統計表の集計にあたり、時点を指定できること。

【考え方・理由】

人口分布を確認する必要があるため。様式は問わず EUC 機能を利用した集計表でも代用可能と判断する。

統計資料に関しては、都道府県で実施される調査や市町村が独自で報告するものなど様々である。またベンダが準備している様式も統一性がないことから多くのカスタマイズが発生していたとの指摘があった。これを受け EUC 機能によって様々な統計の要請に応えることができると考えられた。

なお、地域別としているが、市町村によって地域の管理方法が相違するため地区別や住所別として集計できることを意味する。

5.6.1.2 学区・学校・地域別集計表（小学校）

(No. 255)

【実装すべき機能】

学区・学校・地域別集計表（小学校）が作成できること。また、特別支援学級児童は別途個別に計上できること。併せて XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。(EUC 機能でも可)

【実装してもしなくても良い機能】

学区・学校・地域別人口統計表（小学校）の集計にあたり、時点を指定できること。

【考え方・理由】

学区別、学校別及び地域別の児童数を確認する必要がある。様式は問わず EUC 機能を利用した集計表でも代用可能と判断する。

統計資料に関しては、都道府県で実施される調査や市町村が独自で報告するものなど様々である。またベンダが準備している様式も統一性がないことから多くのカスタマイズが発生していたとの指摘があった。これを受け EUC 機能によって様々な統計の要請に応えることができると考えられた。

また、特別支援学級児童についても当該児童の把握と事務効率を図れるため個別に集計することが望ましい。

なお、地域別としているが、市町村によって地域の管理方法が相違するため地区別や住所別として集計できることを意味する。

5.6.1.3 学区・学校・地域別集計表（中学校）

(No. 255)

【実装すべき機能】

学区・学校・地域別集計表（中学校）が作成できること。また、特別支援学級生徒は個別に別途計上できること。併せて XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。（EUC 機能でも可）

【実装してもしなくても良い機能】

学区・学校・地域別人口統計表（中学校）の集計にあたり、時点を指定できること。

【考え方・理由】

学区別、学校別及び地域別の生徒数を確認する必要がある。様式は問わず EUC 機能を利用した集計表でも代用可能と判断する。

統計資料に関しては、都道府県で実施される調査や市町村が独自で報告するものなど様々である。またベンダが準備している様式も統一性がないことから多くのカスタマイズが発生していたとの指摘があった。これを受け EUC 機能によって様々な統計の要請に応えることができると考えられた。

また、特別支援学級児童についても当該児童の把握と事務効率を図れるため個別に集計することが望ましい。

なお、地域別としているが、市町村によって地域の管理方法が相違するた

め地区別や住所別として集計できることを意味する。

5.6.1.4 教育人口等推計表

【実装してもしなくても良い機能】

学区・地域別に教育人口等推計表が作成できること。また、今後5年後までの将来年度ごとに推計表が作成できること。併せて XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。(EUC 機能でも可)

教育人口等推計表の集計にあたり、時点を指定できること。

【考え方・理由】

人口分布や今後の推計を確認する必要があるため。様式は問わず EUC 機能を利用した集計表でも代用可能と判断する。

統計資料に関しては、都道府県で実施される調査や市町村が独自で報告するものなど様々である。またベンダが準備している様式も統一性がないことから多くのカスタマイズが発生していたとの指摘があった。これを受け EUC 機能によって様々な統計の要請に応えることができると考えられた。

なお、地域別としているが、市町村によって地域の管理方法が相違するため地区別や住所別として集計できることを意味する。

5.7 支援対象・抑止対象

5.7.1 支援対象者一覧

【実装すべき機能】

全件を対象するか、支援中のみを対象するかを抽出条件に指定して学校ごとに支援対象者一覧が出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

【考え方・理由】

支援対象者を保護するため、加害者等に対して誤って支援対象者に係る通知書等を送付することを防止するなど慎重に行う必要があるため、支援対象者であることを確認できる機能を設けることとしている。

各種通知書を出力した際、支援対象者が含まれているかの把握を行うため。

なお、有識者検討会では、DV加害者が市町村職員である可能性も考えられるため、安易に閲覧や出力できないように権限設定が必要との意見をいただいた。また、支援対象者が直接教育委員会に支援要請に来ることもあるため、就学事務システム(学齢簿編製等)内での個別管理の必要性もあるとの意見をいただいた。

5.7.2 抑止対象者一覧

【実装すべき機能】

全件を対象するか、抑止中のみを対象するかを抽出条件に指定して学校ごとに抑止対象者一覧が出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

【考え方・理由】

支援対象者に対する抑止、操作権限管理、その他の抑止を管理しているが、抑止中の対象者の解除漏れがないように把握を行う上で必要であるため。

5.8 不就学

5.8.1 日本人・外国人出入国記録照会

【実装すべき機能】

不就学である児童生徒を把握するため、生年月日範囲を抽出条件に指定して不就学者を抽出し、外国人出入国記録照会書を国籍別に一括出力ができること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。

外国人出入国記録照会書発送者一覧が一括出力できること。

対象者を指定した個別発行が可能であること。

【考え方・理由】

文部科学省より令和2年7月1日「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について」が通知され、外国籍を有する子供に対する就学機会の提供を全国的に推進することが必要であるとされているところであり、不就学状態となっている外国籍を有する子供の就学漏れを無くすことが示されている。また、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国籍を有する子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項について示されたため。

出入国記録の照会に関しては、市町村教育委員会においては外国籍を有する子供の就学状況の把握に際し、住民登録が行われている住所への居住の状況を確認するに当たっては、必要に応じて、東京出入国在留管理局に対する在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用とされている。日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国籍を有する子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項について示されたため。

出入国記録の照会に関しては、市町村教育委員会においては外国籍を有する子供の就学状況の把握に際し、住民登録が行われている住所への居住の状況を確認するに当たっては、必要に応じて、東京出入国在留管理局に対する

在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用とされている。

ヒアリング調査においてシステム化している市町村は存在しなかったが、有識者検討会でも手作業によって照会書を使用して確認事務を行っているとの意見があった。都市部においては海外就学者も多数存在することが想定されることもあり、実装すべき機能とした。

なお、不就学の判断として、住民記録に登録されているが学齢簿に登載されていない児童生徒や学齢簿には登載されているが入学手続きを行っていない児童生徒を対象とする。

5.8.2 外国籍児童への就学案内

【実装すべき機能】

不就学である外国籍を有する児童生徒向けに外国籍児童への就学案内の出力ができること。また、通知内容は日本語のみならず外国語表記に対応でき、いくつかの外国語パターンが用意できること。

【考え方・理由】

外国籍を有する子供の受入れ体制の整備及び就学後の教育の充実については、国際人権規約及び児童の権利に関する条約を踏まえ、各地方公共団体において取組が進められてきたところである。外国籍を有する子供が就学の機会を逸することのないよう広報・説明を行い、公立の小学校、中学校等への入学も可能であることを案内する必要がある、その過程で市町村内の公立学校へ就学するか否かの意思確認を行うため、実装すべき機能とした。

5.9 その他

5.9.1 学区別児童生徒一覧

(No. 226、227、228)

【実装すべき機能】

学区、学校や学年を抽出条件に指定して学齢簿に登載された児童生徒を学区別に一覧が出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。併せて XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。(EUC 機能でも可)

【考え方・理由】

市町村内関係部署とのやりとりや他市町村との連絡に使用するため。

5.9.2 外国籍児童一覧

(No. 234、235)

【実装すべき機能】

学校や学年を抽出条件に指定して学齢簿に登載された外国籍児童一覧が出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。併せて XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。(EUC 機能でも可)

【考え方・理由】

市町村内関係部署とのやりとりや他市町村との連絡に使用するため。

5.9.3 外国籍生徒一覧

(No. 234、235)

【実装すべき機能】

学校や学年を抽出条件に指定して学齢簿に搭載された外国籍生徒一覧が出力できること。また、出力順は、出力項目をパターン化し、出力順パターンの中から選択できること。併せて XLSX 形式又は CSV 形式により出力できること。(EUC 機能でも可)

【考え方・理由】

市町村内関係部署とのやりとりや他市町村との連絡に使用するため。

5.9.4 各種通知書発送者文字切れリスト

(No. 286)

【実装すべき機能】

システムから出力される通知書等の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整するなどして、文字超過とならないようすること。

なお、文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や、未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、各種通知書発送者文字切れリストを出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。

【考え方・理由】

通知書に正しく印字されない文字溢れや未登録外字については、職員に注意喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する必要がある。また、宛先の文字切れにより誤った住所や世帯に郵送しないため発送前に確認する。

6 バッチ

6.1 バッチ処理

(No. 162, 240, 241, 242, 243, 244)

【実装すべき機能】

バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどについて、発注者からの要求があった場合、提示すること。

また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。

なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正パラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。

大量処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。

全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際は OS やミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。また、異常終了した場合、注意喚起ができること。

【考え方・理由】

バッチ処理の実行方法には、直接起動方法のほか、ジョブスケジューラーから実行される「同期実行」、イベント駆動型である「非同期実行」がある。

また、バッチ処理で異常が発生した場合はリカバリが必要となることから、リカバリを効率化するための実行結果の出力は必須である。

製品によっては、システムにより Excel 形式で作成可能なものや、CSV だけ作成し、あとはオペレーションで行うものもあるため、機能要件を合わせるために記載。

なお、ベンダは、構築環境等によらず提供製品についての情報を顧客である市町村に開示、説明する義務があり、市町村側もミドルウェアの情報に限らず把握しておく必要がある。

修正パラメータ個所は判別しやすい必要があるが、アクセシビリティの観点から、色での識別等の方法は規定しない。

7 共通

7.1 EUC 機能ほか

(No. 231、237、238、239、257、258、259、260、262、272、273、274、275、276)

【実装すべき機能】

EUC専用のデータソースが整備されていること。データソースは、学齢簿の異動履歴や削除データを含む就学システム（学齢簿編製等）の全てのデータを対象とすること。

これらの機能等によって、データの抽出・分析・加工及びそれらの出力等について、以下のとおり提供されること。

【データソース】

「中間標準レイアウト仕様（就学）」の「データ項目一覧表」に記載のあるデータ項目について、データソースとして参照できること。

各データ項目については、「データ項目一覧表」における「データ項目名称」として参照できること。

また、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「外字使用（外字使用の有無）」、「コード」の仕様については、「データ項目一覧表」の記載内容（各データ項目の仕様）に従うこと。

「中間標準レイアウト仕様（就学）」の「データ項目一覧表」に記載のないデータ項目であっても、1（管理項目）において管理し、又は2（検索・照会・操作）において検索・照会・操作できることとしている項目（例：通知書の交付履歴）については、データソースとして参照できること。

これらのデータソースは、物理的なEUC専用のデータソースまたは仮想的なデータソース等として提供すること。

【データ抽出・分析・加工】

データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデータの抽出ができること。また、一般的な演算子（+、=、>、!=、&、++、--他、各種演算を表わす記号・シンボル）及び一般的に流通している表計算ソフトウェアやデータベースソフトウェアで用いられる一般的な関数を用いたデータの抽出・分析・加工等ができること。また、大量抽出等した場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

なお、一般的な演算子や関数を用いる方式については、演算子等を直接記述・指定するもののほか、特別の知識のない職員であってもデータの抽出・分析・加工等ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、

対話的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供すること。

抽出については、指定した条件に該当する者の学齢簿情報（児童生徒氏名、児童生徒の現住所、就学校名、保護者氏名等）、該当者数いずれも対応可能であること。

【データ出力】

抽出・分析・加工したデータに対して、XML 形式や CSV 形式として、データの出力ができること。

これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大量処理の場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

そして、特別の知識のない職員であってもデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力に関わる操作ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、対話的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供すること。

なお、データ項目を出力する際は、「住民記録システム標準仕様書「30.2（文字）」」に規定する要件に従うこと。

【考え方・理由】

EUC機能については、「住民記録システム標準仕様書」に準拠する。

就学事務システム(学齢簿編製等)自体に実装を求めるものはないが、操作方式については、操作説明書（オペレーションマニュアルの類）によって別途提供されることが必要である。その際、以下の帳票を作成することを操作例として含めるよう留意すること。

- ・新成人名簿
- ・新一年生入学予定者名簿（小学校・中学校等）
- ・就学前幼児名簿
- ・未就学者一覧表
- ・就学校変更満了者一覧表
- ・区域外満了者一覧表
- ・国立・私立入学者名簿
- ・学区不明者名簿
- ・卒業名簿
- ・小学校卒業後転出した児童のリスト

- ・新入生集計表（小学校・中学校等）
- ・外国籍児童生徒国別集計表
- ・学校選択制集計表
- ・国私立集計表
- ・各小中学校区内世帯数の統計
- ・送付先確認一覧表
- ・備考一覧
- ・メモ一覧
- ・学区域シミュレーション用の基礎データ
（学区を変更した場合の児童生徒数の変動を確認（シミュレート）するための基礎データ）

7.2 アクセスログ管理

(No. 278、279)

【実装すべき機能】

<ログの取得>

個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること（IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市町村に提供されるようにすること）。

- ・ 操作ログ

取得対象：①照会、②帳票発行、③異動入力（履歴追加）、④異動入力（履歴修正）、⑤異動入力（履歴削除）、⑥バッチ処理（帳票作成）、⑦バッチ処理（データ更新）、⑧画面ハードコピー、⑨データ抽出（EUC）

記録対象：操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード（処理対象者等）・機能名・画面名、バッチについては処理名、処理・交付場所

- ・ 認証ログ

ログイン及びログインのエラー回数等

- ・ イベントログ

就学事務システム（学齢簿編製等）内で起こった特定の現象・動作の記

録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報

- ・ 通信ログ

Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等

- ・ 印刷ログ

印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、枚数、公印出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、通知書の場合には文書番号等の情報

- ・ 設定変更ログ

管理者による設定変更時の情報

- ・ エラーログ

就学事務システム（学齢簿編製等）上でエラーが発生した際の記録。管理者による設定 変更時の情報

取得したログは、市町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC 機能を用いた後日分析が簡単にできること。

なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。

<ログの分析>

システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力が作成できること（IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が市町村に提供されるようにすること）。

[分析例]

- ・ 深夜・休業日におけるアクセス一覧
- ・ ログイン失敗一覧
- ・ ID 別ログイン数一覧
- ・ 大量検索実行一覧
- ・ 宛名コード等から該当者の検索実行一覧

【考え方・理由】

ログの保管期間は、各市町村の開示請求の対応期間と同じであることが望

ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を占めることになる。

保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等において長期的にログを残したい自治体に対する追加課金等の理由も明確になる。

特に、特定個人情報に関わるログに関しては、内部監査及び外部監査（個人情報保護委員会による監査等を含む。）にも対応できるよう、監査証跡としての役割も満たせることが必要である。（特定個人情報へのアクセスログについては、安全管理措置でログの取得と定期的な分析・確認が義務づけられており、ログ取得機能を提供できないシステムは番号法違反となり、導入できない。）

なお、印刷ログについては、プリンタ名では印刷場所の特定が困難な場合があるため、その場合は省略することも、印刷端末名をもって代えることも可とすることとした。

7.3 操作権限管理

(No. 280)

【実装すべき機能】

発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。

職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。

ユーザ ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。

アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。

アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。

アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定し、事前に準備ができること。

また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御が

できること。

他の職員が学齢簿情報の入力・異動作業をしている間は、同一児童生徒の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。

なお、操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれらに基づく利用者別の各種制御ができること。

例：7.1（EUC 機能他）、7.2（アクセスログ管理）7.3（操作権限管理）、7.4（操作権限設定）、2.2.6（支援対象者照会）、6.1（バッチ処理）の操作権限は、それぞれ独立して制御ができること。

操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。

ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。

複数回のアクセス（ログイン）の失敗に対して、就学事務システム（学齢簿編製等）を強制的に終了させることができること。

【実装しない機能】

職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。

【考え方・理由】

個人情報や機微情報を取り扱う就学事務システム（学齢簿編製等）では、システムの利用者及び管理者の個人単位での操作権限の管理が必要であるとともに、なりすまし利用を防止するため二要素認証を利用可能とする。（グループ利用や非常勤職員等が同一 ID を共用することは禁止）

操作権限は、個々のシステムの利用者及び管理者を特定することが必要となるため、必ず、利用者個人を単位とした ID 及びパスワードを付与する。なお、全ての操作権限は、個々の ID に紐づくことになる。

アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は不要

なお、人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮し、操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできることとする（テキストデータを元にシステムで一括更新可能など）。

7.4 操作権限設定

(No. 281)

【実装すべき機能】

システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、他課参照や異動・発行を含む全ての画面の項目を表示又は非表示に設定できること。

なお、指定都市においては必要に応じて自区の住民、消除者又は学齢簿情報のみを検索対象又は出力対象とする等、制限に関する権限設定できること。

【考え方・理由】

住民基本台帳法の第1条において、「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」とされており、住民票の記載事項を当該市町村内の関係部署において適切に利用することについては、制度の趣旨に合致したものとされている。

一方で、住民票の記載事項には宛名コード等機微情報も含まれている。これらの項目については、住民票の記載事項であるが、処理担当者によっては必ずしも必要な情報ではないため、これらを利用することができるシステムの利用者及び管理者といった権限者に応じて、個人単位で一定の操作権限設定を行えることとする。

7.5 ヘルプ機能

(No. 282)

【実装すべき機能】

システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。

また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できるオンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)が提供されること。

【実装しない機能】

システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有していること。

【考え方・理由】

市町村によっては冊子のマニュアルが使用されているが、オンラインマニュアルで代替できるため、不要とする。

オンラインマニュアルは、システムの操作中に、キーワード検索などによって、知りたい情報に容易にアクセスできる。

オンラインマニュアルの一部として、Q&A（よくある質問&回答）集が提供されることが望ましい。

7.6 中間標準レイアウト仕様での出力

【実装すべき機能】

「中間標準レイアウト仕様（就学）」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、XML 形式又は CSV 形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽出機能が提供されること。また、中間標準レイアウト仕様以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。

なお、システム契約期間の終了時には、その時点での「中間標準レイアウト仕様」で定義された表形式、XML 形式又は CSV 形式でデータ提供ができること。

【考え方・理由】

総務省は、地方公共団体の業務システムにおける円滑なデータ移行の実現を目指し、全国の地方公共団体がデータ移行時に共通的に利用できる「中間標準レイアウト仕様」を作成した（「自治体クラウドにおける円滑なデータ移行を可能とする中間標準レイアウト仕様の作成に係る調査業務」）。

※ 業務システムの契約満了時に中間標準レイアウト仕様を利用したデータ提供を定着させれば、データ移行時の費用低減が図れる。

また、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針（総務省）」では、指針 6 において、「システム間のデータ移行における多額の費用発生等、自治体クラウド導入の阻害・ベンダロックインの原因」を解消する方策として、中間標準レイアウト仕様の利活用を示している。

これらのことから、標準システムには「中間標準レイアウト仕様」対応が必須といえる。

また、「中間標準レイアウト仕様利活用ガイド 2019 年度版（J-LIS）」に

における「4章 中間標準レイアウト仕様の活用案」において「EUC ツールの共用」や「オープンデータ対応の促進」とあるように、EUC等の参照元データとしての活用の効果は高いため、データ移行時以外での利活用も望まれる。ただし、中間標準レイアウト仕様はそのままではシステム移行に対応するためには履歴管理等、項目が不足しているため、今後は中間標準レイアウト仕様をベンダ変更にも対応できる精度のものにしていく必要がある。

なお、システム移行時には、システム移行時点での最新の中間標準レイアウト仕様に対応できることが必須となる。

7.7 印刷

(No. 283, 287, 288)

【実装すべき機能】

通知書を発行する際にプリンタやトレイ（ホッパ）の指定ができること。
出力部数を設定できること。

帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。

帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。なお、デフォルトでPDFか紙出力かを設定できることとしても可能とする。

就学事務システム（学齢簿編製等）内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。

氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。

【実装してもしなくても良い機能】

アクセスログが取得できないOS独自の印刷ができること。

学齢簿の全児童生徒分印刷を行うため、高速印刷が行えるよう連帳プリンタで印刷できること。

【考え方・理由】

就学事務システム（学齢簿編製等）以外のシステムへのコピーや貼付けのために使用している画面ハードコピー機能については、情報セキュリティ確保の観点から問題があるが、外字等を入力するために当該機能を多用している市町村もあるため、アクセスログが取得可能な形で実装すべき機能に盛り込むこととした。

7.8 文書番号及び発行年月日

(No. 284)

【実装すべき機能】

文書番号及び発行年月日を通知書に記載できること。

【考え方・理由】

通知書には、文書番号及び発行年月日が必要であり、各通知書を発行するごとに発番が必要であるため。発番方法は市町村によって独自性があるため自動発番の制御までは標準機能に組込まないこととした。

7.9 公印・職名の印字

(No. 285)

【実装すべき機能】

システムから出力される公印印字に対応する通知書等には、通知書ごとに、教育長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（教育長又は職務代理者の印）が選択できること。また、教育長又は職務代理者、代表者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。

なお、公印は電子公印に対応し、種類（教育長又は職務代理者の印）が選択できること。また、「公印省略」「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。

なお、電子公印は最大25mm角の黒色とすること。

また、他部門で通知書を発行する場合、他部門の認証者肩書、認証者名、公印も設定できるよう考慮すること。

【考え方・理由】

各市町村では文書管理規程等により、公文書には公印を押印することが定められているため。

現在の就学事務システム(学齢簿編製等)では、電子印が一般的であり、そのイメージを管理する機能が必要。

法的には公印の押印は必ずしも必要ないが、各市町村の文書管理規程等により義務付けられているもの(公印及び契印の押印)。

7.10 文字溢れ対応

(No. 286)

【実装すべき機能】

システムから出力される保護者宛て通知書等の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整するなどして、文字超過とならないようにすること。

なお、文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や、未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リストを出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。ただし、出力時に文字溢れしている旨のアラートを表示し、パラメータ設定によって、該当項目を限界まで出力させるか空白で出力するか選択できること。

【考え方・理由】

通知書に正しく印字されない文字溢れや未登録外字については、職員に注意喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する必要がある。また、宛先の文字切れにより誤った住所や世帯に郵送しないため発送前に確認する必要がある。

8 エラー・アラート項目

8.1 エラー・アラート項目

(No. 293、294、295)

【実装すべき機能】

論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等は、エラー（※）として抑止すること。エラーは、当該内容で登録することを抑止することが目的であり、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。

論理的には成立するが特に注意を要する入力等は、アラート（※）として注意喚起すること。

画面から入力する時に必須入力項目は明示的であること。

※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、

抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定できないもの

※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの

エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。

【考え方・理由】

標準化に当たっては、論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等を抑止するためのものをエラー、論理的には成立するが特に注意を要する入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意喚起すべき場面を整理して、標準仕様書に盛り込む。ただし、具体的なエラーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によっても異なるため、標準仕様として規定しない。